長老役に請ふて入會の許を得たるものは入會料及ひ登記料として三十マルク入會の手續を運び之を報告するまでの手數に向ひ又別に九マルク毎年極まつて拂ふべき割前は十八マルクなり此外に組合に收入する所の項目頗る多かる可し若し是等の金を以て支出を充たすに足らざるときは豫算に由り要する所の額を總員に割り掛くるものにして其高は各員平等に頭分するに非ずブールス取引の大小其他是より利益を受くる割合の多寡に準じ豫め等級を九等に分ち等の上下に從ひ割の高低を定め其年に豫算の增減に由り平生定め置きたる比例を推して課す千八百八十八年中割掛金額の總計は拾三萬三千百四十マルクなりし

尚も商人組合の會員なれは即ちブールスの會員にしてブールスの會員は必すしも皆商人組合員たる可きものには非れども商人組合員は一人としてブールスに入場すべからざるものなし此種の建物の中伯林に在るものを以て歐洲第一とする此ブールスの持主は即ち商人組合なり有形のブールスを所有すると共に無形のブールスを其手に握り曾て政府の干渉を受くることなきほどのものなれば組合に入るときはブールスに入りたるも同然なるべき道理とこそは知られたり

普國にてギルドの勢力が最も強かりしは千四百三十年頃なりき都府は商人の自から支配する所に任せギルドの數も亦多く都府を繞る村落は概ね貴族の領分にして其權又大なり物を消費する都府と物を産出する村落と常に利害の衝突すること少なからざれば貴族商人の間に爭の絕へ間なく假令へば麥の問題に就き貴族は自由に外に出し一つにても賣口の多からんことを欲するを商人は其麥の成る可く市內に滯るを是れ祈るより輸出に高き稅を課し甚たしきは海岸に兵を張るが如き有樣にして其間互に盛衰ありギルドの社會に對する利害も亦一ならざりしが千八百四十年頃普國々王より兩者の間に調停を試むるほどの勢なりしなり商人組合も亦其餘流なりと云ひ凡て行政の風は一躰に自治を貴び獨乙と云ふ帝國其者より以前に出來居たるものには殊に自治の意を用ひ自から法を作り自から其法に由らしめ裁判の如きも亦多くは打任せ勝ちにて伯林ブールス自から裁判すべき事柄の中民法に差合ふものもあらば斯る場合には民法に搆ひなく隨意にブールス限りの法に充てしむるが如きも其一例として見る可し

政府行政の權を三綱に分ち布告、組織及ひ監督とし監督權中更に許す、聞く及ひ糺すの三目に區別するに過きず故に商人組合を監督しブールスを監督するも其情を聞き其疑を正し全躰の國法に障りなき以上は大目に許して細に干涉することなきは是等に關する規則類抔を見るに就け實例甚た多きを覺ゆ

第十四章　入場の資格、罰則、幷に會員及び傭人の出金

伯林府内只一のブールスを許し他に同様のものを設立すべからざる規則なれば券類に商品に現場なり定期なり取引を爲さんとするものは資本家も投機者も銀行家も仲買人も皆一ブールスに四集し毎日平均千を以て算ふべき入場なり商人組合の會員は組合に入るとき既に夫々資格を糺されたることなればブールスには其儘何事もせず入場し得れとも組合以外の商人には事嚴しき制限を附し第一女子第二未丁年者第三充分なる公權を有し居らざるもの第四浪費或は精神薄弱の爲め他の後見を受け居るもの第五其財産上に分散の嫌疑を蒙れるもの第六詐僞の身代限をなせしより法律有効の處罰を受けたるものは決して入場を許すことなし若し此等の禁に觸れざる

伯林商人組合員

一　商店の持主、其共有主或は管理人若しくば伯林或はシャロッテンブルクなる外郭の商人名簿又は同業組合名簿に登記されある合本會社或は同業組合の役員たる資格を以てするもの

商業上助手として商人組合員或は同業組合及ひ合本會社に傭使せられ雇主より取引所に臨むことを委任さるゝもの

其外公務又は職掌より入らんとするものゝ入場をば商人組合の拒むことは出來されども伯林或は外郭に住居せざる商人幷に商店の管理人が伯林或は外郭居住のものにてブールスに取引する産物物品に附屬の業を營むもの或は新聞通信員の入場を許すも許して中止するも組合の決議次第に由ることとなり組合の決議に由て拒絶され得べきものは不服なりとて公署に訴ふることは出來されども組合より資格に應ぜずと認められ其認を以て不當なりとせば不合格視せる組合の說明を以て郡參事會に訴願することを得ること出金割前等級の再調を長老に請ふて何とか判決されたる其判決に不服の場合に於けるか如し規則の禁する所に觸れず其許す所の資格に合するものは組合員三名の紹介狀に由り其入場券を得可く一時他方の人即ち余の如きものゝ參觀は一名にして可なり又其入場の通用も三日に過ぎず他方の參觀は甚た稀なるのみならず實に參觀にして實際取引に加はるに非されば例外とし其他商賣の爲め入場し來る土地の商人は立派に合格の上入場券迄受取り毎日障りなく出入往來する内一時中止の禁則に觸るゝときは出入を止められるべきものにして其期を中止されたる所以の原因が消滅の日を限れるもあり三ケ月以上三年以下もあり三日より少なからず一年より多からざるもあり再犯或は重きは終身二度とブールスの敷石に足を踏入るゝを禁ぜらるるを最も重き處罰とし又ブールス開場より閉場に至るまでの間に

取引所の委員或は商人組合の役員を侮罵し加辱し

喧嘩を起し威儀を紊り或は委員の命令に違背し
有心故造に虚説を傳へ
午後三時を過ぎ取引所付の使丁より退場を促すに之に從はざる
ものなどは只少くも十四日間右の中何れをか犯せしことを記す決議の書面を取引所の表に
掲げ犯者の名を公にす然れども右の如く中止規則に觸れたりとの嫌疑あるものは直に長老
より取極むるに非ず長老二名と法律顧問一名とに由り成立つ三名若しくば只長老許り三名
の面前に辨護人付にて吟味の後ち罪の有無を決し其決議に不服とあれば郡參事會に訴ふる
事を得へき定めなり
ブールスに入場の資格に就きては以上説明する所の如くなれども其入場券を得るには代價
なかるべからず代價の集りたるものは他の收入諸目と共にブールスの費用を含みたる商人
組合全躰の支出に充つるものなれば豫め等級高低を定め豫算に照らして割掛ることへす然
るに商人組合の員たるものは既に組合の方より出し二重にブールス入場の點よりも亦納め
出すことなきは猶ほ組合に入る資格を濟ませし故に更にブールスに入る資格を問はざるの
場合に於けるが如し其組合員の組合に出す出金の等級及び之に準ずる高は

一等　千八十マルク
二等　七百二十マルク
三等　五百四十マルク
四等　三百六十マルク
五等　二百四十マルク
六等　百八十マルク
七等　百二十マルク
八等　六十マルク
九等　三十六マルク

入會の當坐一度三十九マルクを納むる外に一年に十八マルクの出金は等級に由らず組合全
員平等に課するものとして右に定めたる出金は其年實際の豫算に照らし昨年一等と定めた
る商店を今年は二等にし二等を三等に三等を四等に改むることあるべし又或は金高の方よ
り增減することもあるべけれども割合は右定むる所に違ふべからず即ち等級に比例して次
第上げか次第下げかに增減するものにして一等は五十マルク方增減するも二等は昨年の儘
なりと云ふが如き不釣合なからしむ可き定めとす彼の商店は一等か此商人は二等か或は三
等か甲乙丙丁數多き商號を夫々九等に品定めするは隨分容易の業に非されば會計委員は此

等の事に明かるき組合の同僚に相談して最も不平なきやうに割付くれども目安に取るべきものゝ不極りにしてはきと區別し難きのみならず金の事とて苦情有勝のものなれば不服申立の道を開き置き長老之を決して猶ほ治まらざるときは郡參事會に訴願することを得せしむるなり組合の員にあらずしてブールスに入場の人の出金も只組合員の場合にて入會當坐三十九マルク丈けを除くの外は毎年十八マルクの年金と共に九等の等級も其又定め方の再調を請ふて不服を訴ふる事抔に至るまで皆同一樣なりと知るべし

組合員なると然らざるとに論なく商業助手として傭人を出席せしむるものは其入場券の代として十八マルク、三十六マルク、百四十四マルク、二百十六マルク是より以上は七十二マルク上りの割合を以て毎年雇主本人の出金と同しく組合に納む他方の人の參觀を許す可き入場券料は其高を定むることもあり又一ケ月分前納せしむることもあれども多くはあらぬ金額と云ひ來觀の事さへ稀なる可ければ餘は算用に入れて氣に掛るほどには至らざるものゝ如し

第十五章　價券物産の區別幷に委員、取締、新券取引

取引所内の場面を三室に分ち本門より入る初めの二室を價券取引に充て第三の一室を物産取引に充つ物品取引は本取引所向角の建物の一部を借り受け其所にて取引し來りしも其後大に衰へ遂に成立つ可くも見へざりしにぞ斷然廢止したる後は寄席と變せしほどにて今は獨り絃聲扇影を止むるのみ昔し物品の取引とては其跡だに失せたるとなれば取引所内取引の數は價券物産の二部とはなれるなり二部の區別に論なく全取引所の事務を專ら受持つ委員の一躰を設く毎年一月商人組合員中より撰び三分の一は長老役中より互撰し三分の二は普通組合員中より互撰し二者を一にして其中更に委員長及び其代理役を撰び是の二名は特に長老の職に在りて委員となれるものより拔き出し組合總會の時に取引所を代表するものなり委員を小分して二となし價券物産兩部の部員各々長及び其代理役を置く是亦長老より出身の部員を以てす部員は取引所規則或は商人組合長老會議の特令に由り其部の事を一切獨裁し特に毎月定日代價相場を公定することを專務に任ずる長及び其代理役を互撰して相場代價を公定し入場の諸員をして秩序、靜謐、嚴正を保たしむることに注意し背くものなれば斷りなく取引所外に退去を命ずること並に仲買の私室に入り公定に就き遲緩過怠若しくば不正の事あらば罰を加ふる事の二件は長老に申立てゝ執行すべき定めとす其外委員の最も重き職務は新しく取引を求め來る券類の相場立て相場定めを許否するの一事なり是等の申出あるときは其券發行の向きより鑑定に必要なる說明を聞き或は要用の書類を出さしめ取引所内に揭示し伯林府内の新聞に廣告し然る後に許否を決し長老の命に從

ひ愈々新券を相場表中に入るゝ事に定まれば宣誓仲買の誰れ彼れに新券賣買の媒介を托すること
なり此事は最も大切なるものにして廣く國の殖産理財に關係を及ぼすべき箇條に付き特に意を用ひるものゝ如し新券を相場立てする手續に關し別紙の規則あり一層委しく知らんとせば反譯するも可ならん

第十六章　紛議の仲裁裁判

鑑定委員は取引所事務委員より六名其中三名は長老、又商人組合員中十二名より成立つ前の六名は長老役限りに任定し後の十二名は三年の期を以て組合全體より投票に由り撰ぶの相異はあれども合して鑑定委員となれば同身一體同一の事務を扱ふものなり物産部中又之に應すべき常議委員なるものあり組織相同し目的も亦異ならず

鑑定委員の目的とする所は取引所内の紛議を判するに在り其判すべき事項は條規或は成文以外の習慣の説明適用に關し取引の間に打合はさるとき凡て是等を判決するなり豫め條規に記すものゝ外猶ほ價券取引に關する爭の起りしとき雙方より隨意に申出れば裁判することとなれども條規より習慣より其何れに基ひしたる訴に由らず判決を拒むこともある定めなり

此任に當るものを毎月三名とし其中一名は必ず兼ねて取引所事務委員たるものを以てし年の始に前以て組令せ置き十八名中順番に其役を勤むることとなり若し紛議を起せし雙方の仲間が相諾すれば行事委員の外に別に三名の仲裁委員を十八名中より指名し其八々の判決を請ふとをも得可し此の三名も亦一名は取引所委員なるを要す

裁判は決して法律掛りたる手順を用ひず訴狀も答辯も亦其判決も口上にして書面を用ゆるとなく宣誓を求むるを得す證據は現場に有るまゝの書付又は人に限り他より代言人抔引出するとも得ず雙方の口述若しくは私の證人の説明などを筆記して跡に殘すとなし宣告を下したるときと示談整ひしときとに限り之を記錄して雙方に署名せしむれとも夫れさへ本人か委員の申出に由るに非されば然せず

鑑定委員に持出さゝれば已む然れとも一旦持出して裁判を求めたる以上は全く其判決せる所に服し説明理由を具せざるも敢て控訴するとを得ず若し整ふたる示談若くば下されたる宣告の通りに行はざれば委員より組合の長老に申立て其決議書を以て立會を禁止さるべきものなり其爭ひ鑑定委員の裁定すべき範圍に非ざるより自から進んで三名の行事委員にも持出さず又は鑑定委員中他の三名を指名せざるときは其望に由り商人組合の仲裁委員に持出すとを得べし假令鑑定委員の前にて示談を整へしか宣告を下されしものにても其相手方が之を行はずして立會を禁ぜらるゝまでに至るときは其時こそは其者を被告として普通裁

判に上訴することを得るなり

前に云ひし如く鑑定委員の範圍にあらざるものを訴んとして組合長老職間に仲裁委員なるものゝあるを幸ひ之に持出るとあり此仲裁委員は二十一名の長老役中毎年五名を互撰し置き一般の商業に關して紛議を生じ關係のものより自から長老の裁判を求め出るとあるに隨ひ或は調停を試み調停行はれざれば裁決を行ふものにしてブールス內價券取引の紛議に限りたるものに非ず伯林及ひシヤロッテンブルク一躰凡そ組合の區域以內に在る土地に渉る商業の爭を決する爲めに設けしものなれは件數隨分に多く千八百八十八年五千八百六十八件の多きに達したりしとぞ

長老の裁判は紛議の生しある取引の受渡日後四週間中に其日を定めされば訴權を失ふ假令期中に訴ふるも長老の仲裁々判なくは何時たりとも鑑定委員の前に持出すものなり且又豫め起訴の事を約束しあるもの或は落着したる取引より法律上歎訴の權を有するものなどには在りては右四週間の期限を守るに及ばず

此の如く鑑定委員の裁判の外に組合の長老に持出すべき一方の裏門あれども此門に出つるの用は價券取引條規の外に漏るゝ紛議に過きざれば大抵は表門なる鑑定委員の內にて勸解し裁決することを多しとす故に委員は自分の範圍を定められたる條規を改訂增補することを決議し長老の許を得て實行するの權をも有せり物產部の常議委員の必要も亦其物產部に於ける紛議を定め條規を保つに在り躰を異にして用を同ふするものと思へば則ち可なり

第十七章　宣誓仲買

獨乙の各地に散在する都會にも商業の機關として商人組合或は商法會議所の設けあり商法會議所は近年條例に由りて新に出來たるものなれば夫れより久しき以前に既に商人組合なるものありしかば組合の立ち居たる都府には別に商法會議所を置かず古き組合を以て新しき機關の用を行はしむる有樣なれども商業未だ大に發達せず商人の數も亦甚だ多からざるなどの意味より土地に由りては商人組合もなければ商法會議所をも設けざることなきにしも非す是等の土地に仲買商を要すれば政府直接に任命する定めなれども既に商業の機關ある所にては此機關體より人撰して後ち政府の認可を受く可き法則なり伯林には此機關體あり夫れは商法會議所に非すして商人組合なれば府內必要の仲買は商人組合より指名することゝす仲買の種類を

甲　爲替手形諸價券類及ひ各種の通貨を賣買するもの

乙　商業物品を賣買するもの

の二種に別ち人員は組合の是れと見定むる所に從ふものにして法律に制限なし其撰に當る

可き資格は第一名譽汚損の行なく第二正直にして商業殊に其重もに從事する所の業に精熟せるものに限る一旦任命されて其職を執る中何か裁判の判決に由り公權を失ひしときは判決の有効となれる日より仲買の職は中絶することにて其事さへなくは仲買條例に定むる職權の內に於て公然官吏の資格を以て事を處するものにて商人組合の人撰に當り政府より任命せられたるときは裁判所の前に於て誓詞を述ぶるものなるにぞ之を宣誓仲買と云ふ通例單に仲買と云はゝ即ち此宣誓仲買の事なれども其外に隨意仲買なるもの、起りしより區別の爲め遂に此稱を用ゆるに至りしものなり

仲買は一切商人組合長老の監督支配を受くるものにして長老の定めたる時間と場所とに從ひ常にブールスに出席し券類或は商品を賣買の媒介に立ち相場或は物價を公定し其自から實際に賣買を行ふたる直段を附屬の宣誓書記に通じ求に應じて直段を證明し委員より諮問を受くるに隨ひ之に答へ若し物價相場に故障か異論の生ぜしときは其職務上の誓を宣べて委員に申立つ可し其許なく又自から十分の理由を有せざしてブールスに出頭せざ或は直段確定の席に臨まず又は確定の粗漏より不正の申告を爲したるときは長老より懲罰さる可き其罰は固とより罪の輕重に從ひ譴責に止まるを最も輕きものとし六百麻以下の罰金を課せらるゝこともあり又は三ケ月以內ブールス立會を停止の罰など又法律上懲罰の定めあり商法規定の義務を欠きしときは七十五マルク以上千五百マルク以下の罰金を課せられ再犯の場合には其職を褫かるゝものとす其權利義務等は獨乙普通商法第六十六條より第八十四條に至るまでの十九ケ條中に詳しく規定す就て看る可し

第十八章　自由仲買

伯林に宣誓仲買の外に自由仲買なる仲買あり是れは商人組合より人撰されたるに非ず政府より任命されたるに非ず只意の欲する所に從ひ自由に仲買の職を執るものなれば固より宣誓すべきものならねば宣誓仲買に對して自由仲買と云ひ或は私し仲買と云ふ何れも同じく自由仲買のことを色々指稱するものに過ぎず新券をブールスの賣買に入れ相場を確定し證明すべき權こそなけれ其職は宣誓仲買の爲す所を爲すものなれば法律に背き宣誓仲買の職を奪ふものにて公にブールス內に入り宣誓と肩を比べ歩を接へ少しも其忌む所となさゝるのみならず取引の甚だ多き部分を占め中には信用身元共に厚くして相場社會に重を成せるもの少しとせずニューヨルクの敷石仲買倫敦戶外仲買或は巴里の廊下仲買の比に非さること遠し

元來は法律に宣誓仲買に取引媒介の權を專らにせしめしも自由の仲買は年々其勢を現はし

營業自由の公論さへ聲を高くせしにぞ法律は宣誓仲買の專權を解き千八百六十一年六月廿四日發布の獨乙商法實施令を以て宣誓仲買は取引の媒介を獨占するの權なきものとし從前此權を與へたる法律規則は一切廢止したり是より自由仲買も公の手續を經て宣誓を述ぶる仲買の如く新券の取引を許否し相場の公定證明に手障る事丈は出來ざれども又却て宣誓仲買の得べからざる自由殊に自から己れの勘定を以て取引する如き自由を有し其業頗る繁昌を極め或る都府の如きは宣誓仲買は殆んと其用なきまでに及べるよしなれども宣誓仲買の必要は又大にして若し此者なくんばブールスの要部を占むる相場の公定證明又は新しき株式債券の取引を許否するが如き事務を奈何にせん然れは宣誓仲買の職も亦別に大切にして自由仲買の爲すべからざるを爲すものにして殊にブールス規則仲買條例又商法に定むる權利義務を一見するときは思ひ半に過くるものある可し伯林ブールスにて宣誓自由一場の下に顏を合せて同しく仲買の事を營むも曾て相忌み相爭ふこと英米佛等に於ける公私仲買の間柄の如くならざるは即ち之れか爲めなり況んや自由仲買とてブールスを私有する商人組合其者の仲間に外ならざるに於てをや

尤もブールスに入場する二千有餘の人間にて手に〳〵仲買の業を營むものゝ中には身元の極めて薄く品行汚下にして信用地を拂て空しき小仲買人なきには非す彼等は固より相場社會に賤しめられ又論ずべき人物ならざるべし只其自由仲買が幾人ともなく相集り大なる資本を集め一大合本會社の組織を以て自由仲買の業を爲すに至ては勢力の最も強大なるものにして伯林ブールス中此類の會社三組あり其一は資本三百萬マルク取引の營業と媒介とを以て結社の目的を定め兼ねてブールス內の金融を助け差越繰越割引其他抵當貸等の求に應するものなり今三會社の一に就き定款を別冊に譯して其署を知るの便に供す

第十九章　取引方法の種別

取引の法甚た多く其多き取引の法が互に結り合ひ更に別法を出す種類の繁きこと枝より枝を生ずるが如くなれども之を大別すれは定期取引と現場取引との二種に過ぎす今茲には其大本より說き起して終に小枝細葉に入り又其結び合せの工合を明にせんとす

取引二法の內定期の方は重もに投機の目的に出るものにして現場は其事少なし定期取引の高は大く且つ限らるゝなれども現場の取引は其高の多少を問はず尤も株の餘りに小さく兎角取引の稀れなる可きものは現場にても取引の品とはならず

現場取引の法に「即日」なるものあり「翌日」なるものあり「二三日後」なるものもあり然れども是等は實際約定の受渡す可き日に由り名を異にするのみ取引の法に變りたることあるにはあらず通常現場と云へば約定の日に受渡するものにして第一の「即日」取引のことなり

特に「翌日」と云へば約定の日の其明くる日に金と品と互に授受するものなり「二三日後」の現場は約定の日より數へて第三日目までは賣手が渡すことも出來ず買手が受取ることも出來ず第三日目の後に至り始めて授受を申出すを得るべき定めの現場取引なり此法に由ることは最も稀れにて大概は「即日」の取引に由り之に亞ぐを「翌日」取引とす

定期取引は其法の種類こそ多けれ受渡の期限は只一の月末のみ十五日目決算の制なきにしも非ず然れども之を以て倫敦巴里諸取引所に二決算日並行の趣あるに比すれば皆無と云ふも不可なし故に伯林にて定期取引を現場より區別するに「月末」取引の稱を以てすること其常なるが如し又一に「差金」取引の名を以て定期取引を別稱す是れは定期取引の十中八九は投機の目的に出づるものにして實際受渡する代りに差金の取り遣りに由る風習の盛んなるより此名を得たるものなり名に由て實を證することゝ知る可し

定期取引の中に「掛金」取引と云へる別法あり此法より區別する爲めに並の定期取引を「確固」取引とは云ふなり確固取引の中更に「買方毎日」「賣方毎日」の二法を見る買方毎日とは定期約定の期限に至るまでの中何日にても買手より受渡を請求し得るものにして去迚並の確固取引の如く月末には是非受取らざる可らざるものを云ふ例へは或人が十一月三日に約定を結ぶときは天長節の日より十一月三十日に至るまでの中は十日にても十七日にても將た二十五日にても買手の意に隨ひブールスに其旨を公にせば約定の品を手に入るゝことを得るなれども若し特定の日より受渡日に至る間に受取らざれば定期の月末には買手の方より受取らんことを請求し得るものなり之を「買方毎日」の取引とす賣方毎日の取引は正に買方毎日の反對にして賣手に右述ぶる如き自由を與ふる取引の法なりと思はゝ別に說明を須ひず此法に又請求の自由を許すに約定當日よりとせずして特に其後の或日を請求し得へき始めと定むるの別法あり例へは十一月三日に定期毎日の取引を約し實際は其十二日に約定せしものゝ如く申合せ右十二日よりして始めて毎日請求の自由を行ふことを得せしむるものとす定期毎日の取引を約定の後其權利者が受取らんとする日を定むるときは其日の前の日の午後一時半を期しブールスに於て相手なる其義務者に報告し翌日午前に受渡す可き定めなり

約定當日より或は其後の或日より定期毎日の取引に數法あれども實際定期毎日取引の約定を結ぶことは甚だ稀にして掛金取引ならざる確固取引と云へは殆んど月末に受渡を約するものに限れり或る劵類の如きは全く定期毎日の約定を許さず又確固取引の相場とし云はゞ定期毎日の相場を含むことなく只並の月末取引に關係するのみ以て「定期毎日」の實例少なき變法たるを推知するに足る可し

相場の變動に常なく朝た夕を測られざる其中に立ち多少の日數を隔てゝ此月の末に賣買の直段を此月の末に至らざる前に約定することなれば只々朝と夕との間のみにあらず危險少なからざる可し強氣は此の月の末には今よりは高くならんと思ひ弱氣は低くならんと思ひ其築心中に定まり茲に投機の念を起せばこそ今日極むる相場に由り此月の末に賣り或は買ふ約定はするなれ然れども市況逆に變し其思ひし處に反對の方向に走らば如何強弱共に損失を免れざる可し只に損失を免れざるのみならず外れたる度合の大小に由て損失の多少測る可らず假に強氣の場合を例へて云へば十一月三日に七拾五圓の相場を極め此月の末に受渡を約せしに一文にても相場が登れば固より幸ひなり若し見込に反し七拾五圓の內を潛れば其損にして壹圓なれば壹圓貳圓なれば貳圓潛り入りたる下落の速力次第に由りては大損を蒙ることある可し弱氣の場合を以て例へは七拾五圓の相場を極め此月の末に受渡を約定せしに一文にても下れば固より幸なり若し見込に反し七拾五圓の上を抜くれば其損にして貳圓三圓其抜ることの多きは即ち損失の多きことなるに付き損に限なし然るに茲に掛金取引と云へる定期取引の一法に從へは其損を豫め限ることを得るものにて假令損するも前以て定めたる高より多く損するには及はず

掛金取引を別て賣掛買掛の二種とす買掛とは買手の行ふ掛金取引にして賣掛とは賣手の行ふ掛金取引なり掛金取引の約定直段は並の定期の約定直段より高きか低きか兎に角に其價を同ふせず尋常なれば七拾五圓の相場に由り或る券類を月末に買ふ事を得るなれども掛金取引の法に從ひ其損を貳圓までに限らんとせば約定直段を七拾七圓となし月末に至り買取るときは並より高き七拾七圓の相場を拂ふべきを約諾するに非ざれば相手なかるべし賣掛取引は之と反し其損を二圓に限る代りに形の如く受渡して賣渡すときには並より安き七拾三圓の相場を拂はれて苦情を唱へざればこそ己れに損を限ることの便利を許す相手は出て來るなれ前に云ふ限りたる損高二圓の事を掛金と云ふ此取引法の名の由て來りし起因にして一名悔金とも稱せらる月末に至り市場の勢が自分の不利の方に傾き約定當坐の見込に外れたる場合に拂ふ可きものゆへ此名を得しにてもあらんか此金を拂ふか拂はずして形の如く約定を果すか二者其一を擇んで之を相手に報ずるは月末に先つ三日目前の日にして此日を報告日と名く報告日至れば其日午後一時半に賣掛取引の賣手、買掛取引の買手たる權利者は相手の義務者に約定を果すか果さゝるかを報告し果さゞるも掛金を拂はずして約定を果すの午前までに掛金を拂ふ可し掛金を拂ふて約定を果すも皆時の相場如何に由る買掛の場合に就き例ふるに若し月末報告の際の相場が買掛取引の直段と約定當時の並の直段との間にあらは買方に利する所なきのみならず損も亦有り只損

の掛金以内に限れるは此取引法の眼目なり例へは七拾七圓掛金貳圓の買掛取引なりしならんには月末の相場にして七拾七圓若しくは七拾五圓なれば如何其中の七拾六圓なれば如何又上下兩端の外に逸し七拾八圓以上七拾四圓以下なれば如何掛金を拂ふて高き相場に由り賣ることもあらん安き相場に買ひ其買ふたる品を渡し掛金ほどの損をせざることもあらん此等は賣掛買掛の權利者が報告の當日機に應し變に處する決心の岐るゝ所なる可し讀者宜しく自問自答せよくだ〳〵しき說明を讀むよりは其方却て了解に便ならんのみ

買掛取引を以て弱氣投機の損を限り全く一の賣掛取引を結びし如き同し利害を持たしめ又或は賣掛取引を以て強氣投機の損を限り全く一の買掛取引を結ひし如き利害を持たしむ是等の應用は掛金取引に由り強弱投機の損を限る一の便法と云ふ可し例へば十一月一日に或る券類を二百拾八圓掛金四圓の買掛取引を結び同時に同券を二百拾四圓の確固取引を約す月末に至り二百十八圓の品を買ひ二百十四圓の品を賣れば四圓の損なれども此損は弱氣投機の損の極端にして是より以上に失ふ所無きを得るは買掛取引を約したるに由るなり若し月末の相場が二百〇七圓に下落し居る時は二百七圓で買入れて之を二百十四圓の賣に埋合すときは一寸七圓の利益なるが如くなれども其實は此時二百十八圓掛金四圓の買掛取引の品を受取ることをなさゞるより四圓の掛金を拂はざる可らざるに由り差引き殘りの三圓こそ我手に入る可き純益なれ兎に角に弱氣投機の見込みに叶ひ相場二百七圓に下落したればこそ些少ながら此益はありしなれども若し最初の思惑が外れて相場の騰貴し居る時は如何固より損失を免れざる可し去るにても其損に限りなきが如き不幸に至らざるは買掛取引の約を結びしに由る其故を明にせんに例へば騰貴し居ると云へる相場を二百十八圓なりと假定せよ其時二百十八圓掛金四圓の品を受取り二百十四圓賣の約定に充つれば四圓を失ふ割合なれども四圓の損は最初より覺悟の上のみ若し買掛取引の結約成立ちあらざりしならんには其損は六圓なる可きに四圓に止りたるは何ぞや若し又月末の市場の相場が二百十圓なりしならば損得なし二百十四圓の相場に由り賣りし券類を時の相場二百拾圓で買ひ取り互に埋合す時は四圓の利なれども買掛取引の約を果さゞるを以て掛金四圓を拂はさる可らざれば差引き出入りなき割合なる可し斯る作用を二百十圓掛金四圓の賣掛取引を約したる場合と全く同じき事情なりと云ふ譯は他なし此一取引にて月末の場合二百七圓に下れば二百七圓にて買入れ二百十圓にて賣渡し四圓の掛金を拂はざるに付純益三圓なり二百二十圓に上るときは四圓の掛金を拂ひ賣掛取引を果さゝるに付其損初より覺悟せし四圓に止るなり若し又二百十圓の時は二百十圓にて買ひ取り二百十圓にて賣渡し掛金を拂はさるに付損得

なし買掛を以て弱氣の投機に結び合するは一の賣掛取引に異ならざる所以に非ずや

右と反對に賣掛取引に由り強氣投機の損を限ることも得可し例へは二百十圓掛金四圓の賣掛取引を結ひ同時に二百十四圓の相場に由り其券を確固取引にて買ふは二百十八圓掛金四圓なる一の買掛取引と同じき作用を現すものなり前項に説明かせし所を裏返へしにして例を推せば自から了解するに難からざる可し賣掛買掛其他後に説く可き此類の取引の受渡期限は確固取引に於けるが如く定期毎日に由るものもあれども此法に由ることは特別の約束を極めし時に限れるものにして多くは只一の月末の期限に受渡し二三の重なる券類の如きは月末の前に取り揃ゆることの難きより勢ひ定期毎日の約定を結ぶを得ず故に十の八九は並の定期同樣に月末となし或は次の月末を期限に定むることあり又稀れには其年の十二月三十一日を以てすることもあり又短くして月末を其最とするに非ず偶には十五日目の期限を定め又時としては翌日を期するものさへなきにはあらず尤も其期に至り掛金を拂ふて約定を果さゝる方に報告すれば其日掛金取引の形を變し更に確固取引となれるものに付決算受渡又は整理に關する個條など一切並の定期取引の場合と同一なり

掛金一名を悔金と云ふ其高は如何に極まるや第一期限に由る可し期限の長けれは長き程掛金は約定直段と共に買掛にては高く賣掛にては低し今日から明日を期する掛金取引の掛金は固とより極少ならん要するに約定期限の長短は此高を定むる隨一の目安たる可し例へは十一月四日目に或る券類を五百八十四圓の相場に由り確固取引せしならば其券の買掛は五百八十六圓掛金二圓又劇しき變化を生じたる時は五百八十八圓掛金四圓なるものも同じ券類にてありながら次の月末を期限とすれば之に隨ひ掛金の高を進む可し其他は政治經濟の事情に變化を起すより直にブールスに影響し來り掛金の高を動かすものにして相場の劇しかるべき市況の時は危險を冐し伸るか反るか一番勝敗を卜せんとするもの群がり出るこそ常に掛金の高を增すものなり時に由り氣配に強弱の別あるは市場必然の勢にして強氣の方が弱氣より多ければ買掛に人氣を呼び弱氣の方が強氣より盛なる時は賣掛に眼が寄り氣配如何に由り賣掛買掛其勢を同ふせざれども特別の事情に動かるゝことなしとせば相場は先づ先きに行く程登り勝ちのものに付き大概は買掛の方に所望多し

賣掛買掛を合併したるものにして兩掛取引と呼ばるゝ一法あり此法は一人自から買ふとも賣るとも勝手なり同時に賣るか買ふか二つ一つの方に傾かざる可からず約定當坐買ふときには此れて買ふ可し賣るときには彼れにて賣る可しと云へる高低二樣の直段を定め置き月末の期限に至れは高直段買か低直段賣か其一を擇ぶものなり例へば十一月初旬に或る券類の相場が月末受渡し五百圓なりとせよ此時は「五百貳拾圓四百八拾圓」或は「五百圓張合

四拾圓」の言ひ顯はしに由り兩掛取引の約を結ぶ可し張合とは賣買二樣の直段の開きを意味す此五百圓を中直と云ふ開きを兩分したる其半丈け高直よりも低直よりも一樣に違へる相場なれは五百圓張合四拾圓とあるときは五百より二十高き五百二十を買の直段とし五百より同じく二十低き四百八十を賣の直段とす可きことを示すものなり月末の期限に至り五百二十の受取をなすか四百八十の引渡をなすか此擇を其義務者に報知するは恰も掛金を拂ふか約定を果すかの擇を報知する場合の如く時日も亦同しく掛金の報告日午後一時半なり或は特別の報知なくとも此時に扱はれたる定期取引の相場は言はず語らずの中に自から中直なる五百より高きや低きやを知らしむるに足る若し其報告日の相場にして五百圓と五百二十圓との間に在れば受取り五百圓と四百八十圓との間に在れば引渡すや明かなれども渡すも取るも張合以内の相場なる限りは損失を蒙る可し五百二十圓より高く四百八十圓より高く何れにしても張合以外に逸すれは其逸したる丈は利益に歸す可き算用なり

右の如き五百を中直に四十を張合の兩掛取引の一法の中には五百十圓の賣掛取引及ひ四百九十圓掛金十圓の賣掛取引を含めり買掛の約を果す時は其券を五百十圓の相場で受取り賣掛の約を果さゝるより掛金十圓を拂ふことなれば五百十圓に十圓を合する五百二十圓を相手に遣る賣掛の約を果す時は四百九十圓の相場で引渡し買掛の約を果さゝるより掛金十圓を拂ふことに付四百九十より十引く四百八十圓を相手より取る然らは則ち兩掛取引の場合に於ける受取る相場引渡す相場に同じ故に此法を賣掛買掛の重なりたる取引と云ふも可なり

右述ぶる所に由り自から明白なる可し兩掛取引の張合は賣掛又は買掛の掛金の如く相手に拂ふ可きものに非ず只中直の上下一樣に離るゝ高低二直の開きなるのみ然れども張合の半分を拂ひ中直五百の相場を以て受取るか引渡すかの約定を結ぶ兩掛取引の法あり此法は五百で引渡し或は四百八十で受取ると同じ何となれば引渡す場合は先に拂ひし二十圓と共に五百二十圓となり受取る場合は先に拂ひし二十圓を五百圓より差引き殘りの四百八十圓となり終に「五百二十圓四百八十圓」に歸着すればなり實に落ち着く所は同じたるには相違なけれども前以て張合の半分を拂ひ置く兩掛取引の法は掛金前拂と共に伯林ブールスの間に其例甚だ少なく殆んと無しと云ふも可なり

掛金取引の一種に又追求取引と呼ばるゝ別法あり此法に由れば買手若しくは賣手は約定を果す時に其好に由り同し券類を同し相場に由り猶ほ一倍或は二倍の受渡を申出すことを得るものなり其追ひ求むる受渡の最多の倍數は約定當坐に定め置かざるべからず此極に達するまでは三倍とすれば三倍か或は二倍又或は全く追求せざるも可なり尤も最初約定したる

取引本額は必ず受渡す可きものとす例へば十一月初日に月末受渡を期し或る券類一萬五千圓丈一枚百五十圓相場を以て三倍の追求取引を約定すると假定せよ其時は賣手は買手の所望に隨ひ同し券類を同し相場に由り本額十枚の外に猶ほ三十枚渡す可し其權利者たる買手が追求するか追求せざるか追求するとして三倍共にか二倍か是等の報告は掛金報告と同じく報告日午後一時半迄に義務者に知らせざる可からず然れども本額は必す受取るべきものなれば報告には關係なきものなり此本額丈けの部分より云へば純然たる並の確固取引に變る所なけれども追求の權を有するものなれば尋常の相場にては應ずるものなかる可きことゝ猶ほ掛金取引の場合の如し故に買の方にては並よりも高く賣の方にては並よりも低き例外の相場を定む其趣賣掛買掛の相場定めに異ならず追求の權の大小に由り並より高低する度合に多少の差を來すは固より論なきのみ

追求取引を掛金取引確固取引の二法を混じたるものとなすの道理は前述に由り自然に分かる可きことなれども猶ほ例を推すときは即ち或券の相場は其時の市場に五百圓を償せり倍の追求取引の買ならば五圓高く五百五圓の相場を約す可し是の取引は五百圓の相場に由り確固取引を結び同時に五百拾圓掛金五圓に由り買掛取引を約するに異なることなし蓋し報告日の相場にして五百十五圓なりしときは第一の追求取引に由り二十圓を利し第二は確固にして十五圓を利し買掛にて五圓を利し合して二十圓は第一の二十圓と同額の利なるに非ずや若し相場が四百九十圓に下落なし居たるときは第一の追求取引にては追求を止め本額を約定直段五百五圓にて受取り十五圓を損す可し第二は確固の約定直段五百圓なれば四百九十圓引く殘り十圓を損し買掛にて約定を廢し其代りに拂ふ掛金五圓を損し五と十と合計十五圓は第一の追求取引の損高に同じ追求を以て確固掛金を混合するものとなすこと猶ほ賣掛買掛の混合より兩掛取引を生ずるが如しと云ふは即ち此故に外ならず茲に甲あり或券五百六圓を償するとき五百十圓掛金五圓の買掛取引を約定せしに其券は五百圓まで下落せり甲の損失知る可し然るに此損を救ふの方法は其券を五百五圓の相場に由り倍の追給取引にて乙に賣りを約定し同時に下落の相場五百圓を以て丙より確固取引の買を約すとせよ月末報告の日に相場五百五圓以下なれば甲は五百十圓の相場なる買掛取引の約定を廢し掛金五圓を拂ふ可し乙は甲より買ひし追求取引の倍を追求せず五百五圓の相場なる本額丈を形に從ひ受取る可し甲は乙より拂はれたる五百五圓を以て丙に確固取引の買を約せし五圓を拂ひ手に殘る五圓を以て最初損失にて止む可かりし五圓の掛金を取り返へし茲に損得相償ひ失ふ所なきに至らん若し報告の日に市價五百五圓以上の場合には如何と云ふに是亦同じことなり甲は買掛の取引を實にし五百十圓拂ふて受渡を了し

丙より確固取引の買を約せし五百十圓を排ひ合併千十圓を仕排へども乙は五百五圓にて追求取引の買を甲に約したる其約の本額を倍の逼求と共に受取り其價千十圓を排ひ來る可し然るときは甲の勘定に於て千十出し千十入れ出入差引復た一文の損得なし此の如くにして色々の法を色々に用ひ或は合し或は分ち正奇常なく能く駈引して進退得る所あり失ふ所なく或は一時失敗を取るも時の運として再ひ後圖を計るは投機者流の本領にして伯林ブールスの相場を弄ぶ仲買には隨分劇しき商戰を開くことと多しと聞く

第二十章　繼續賣買、繰越、差越

市場の勢に強氣もあれは弱氣もあり強弱相半する事はなきにあらねど大概は何れにか片寄るものなり去迚全く一方ばかりと云ふともなく只二の人氣を比較して何れが多きか少なきかの處なる可し夫等の勢は其時々に隨ひ千變萬化極りなし試みに強弱二人の心中を畫くに強氣の投機を行ふものは月末の受渡に至るも此後の景況を心に期して多く券類を引受け殆んと持て餘すほどに至るも容易に手離せさるものは何ぞや騰貴すべき見込に由て買ひしに事反對に出で、下落せしかば今賣れば損を蒙る或は假令騰貴せしも思ふたる程ならず今二三日經れば此上直を出すべしなど思ひ續くるときは今日買ふて今日賣るは不可なり然れども買の約定は果さゝる可らず若し賣放して得たる金を以て之に埋めんとせば左より右に金を廻しさへすれば造作もなき事ならんなれども前途望多しと思ひ續るときは此後より安しとする相場に由て賣り放すこと能はず是に於てか次の月末に買戻す約束にて一時其券を他に賣り其金を買の約定を果すべき用に供し徐かに一時金の方に預け置きし券類の景氣を待つ云はゞ此月に買ふ取引を翌月に引き延ばすものなり之と反對に弱氣を主張するものは月末に賣の約定を果して一先つ取引を打切ることを欲せざる可し何となれば下落を見込み高き時に賣り置きしに氣に飽くほどには下らず或は案外に高くさへなり居たるとき今二三日の後には初念の如く十分下落の機會に逢ふ可しと思ひ續くればなり然らば賣の約定を果すに他より買取らざれば手に持物なけれども心に染まぬ今の相場に由り買ふは本意に非ず故に一時其券を他より買ひ次の月末には再ひ夫れへ賣り返へし其時思ひ通りに下落し居らんならば其下落直段が我賣直段より低きほど投機の當りし度合を示すものとして猶ほ一ケ月間先きへ取引を延ばすことなるべし

右の如き場合とせば賣の約定を果す可き弱きのものは此月の末で買入れ次の月末で賣返へし恰も此月の賣を次の月の賣に延ばし買の約定を果すべき強氣のものは此月の末で賣渡し次の月の買に變へたるが如くす此事を假りに繼續と稱す可し此月渡す可きを來月の末に渡し此月取る可きを來月の末に取る繼續の自由を得ることは其價なかる可からず即ち差越繰

越の由て來る所以なり差越とは強氣の投機を試むるものが今月の買を來月に繼續するに付き自分より來月買戻す可き劵を今月一時賣渡す其賣買人となりて今月自分に金を與ふるものに拂ふべき金を云ひ繰越とは弱氣の投機を試むるものが今月の賣を來月の賣に繼續するに付き自分より來月賣り返へす可き劵類を今月一時買入るゝ其買賣人となりて今月自分に劵類を與ふるものに拂ふべき金のことを云ふ強氣の勢弱氣より多きときは強氣は差越を拂はざる可からず弱氣の方が多數の時は弱氣は繰越を拂はざる可からず故に強氣は差越を失はずして却て繰越を得ることあり弱氣は繰越を失はずして却て差越を得ることあり強弱相半すれは繰越も差越もなきまゝ繼續の行はるゝ時もある可し其他同じ繰越差越にても同一の劵類同一の期限にして其金の割合を同ふせざるなど世間の金融は市場強弱の氣配如何と共に繼續の利率即ち繰越差越の割合に變化一ならざらしむ可し

強氣のものは劵類を自分より一ヶ月極めで取り其金を自分に與ふべき人を求め弱氣のものは劵類を自分に一ヶ月極めで渡し其金を自分より取るべき人を求む強氣と弱氣と互に談合することなきにはあらねど金又は株を多く所持する第三の人が二人の間に入り繼續の事を了するを多しとす弱が強に越へ強が弱に越へ強弱何へか片寄れは片寄るほど第三の人の要用を感ずること彌々大なる可しブールス内普通用ひらるゝ詞の内「金出しが株を取る」「株貸しが株を與ふ」なる二語あり金出は強氣のものに對し株出は弱氣のものに對するものにして以下單に金出株出と云ひ此事を意味せしむ簡便に由るなり

「金出」此月の買來月の賣返へしを約して金を出すときは此月に買ふ劵類を決算相場に由り受取るなり次の月末に至り夫れを株出に賣り返へす相場は尋常より少しく高きか或は低きものにして高くして相場に足さるゝときは其足さるゝ分は差越なり低くして引去さるゝときは其引かるゝ分は繰越なり株出金出の釣合に由り或は足され或は引かる取りも直さず氣配強弱の別より繰越差越の消長出沒を形ち造ると云ふことなり引かる可き繰越足さる可き差越の高は繼續の事に定まる當坐に仲間の一方より談し出す差越は強氣の拂ふものにして金出の利益とす何となれば此月の末に拂ふ劵類の代は決算相場に由るを一ヶ月間遲き次の月末に賣返へして得るものは右に同じき相場に差越を添へられて收入すればなり繰越は弱氣の拂ふものにして株出の利益とす何となれば此月の末に取る劵類の代は決算相場に由るを一ヶ月間遲き次の月末に買戻して拂ふものは右に同じき相場より繰越を引き去りて可なればなり故に差越は金出に利益なる代りに株出には損失なり強氣の得る所は繰越にして失ふ所は差越なり弱氣の得る所は差越にして失ふ所は繰越なり然れども仲間の双方何れも得失することなくして繼續さるゝことあり此時には此月の決算相場と次の月末の賣返へし或

は買戻しの相場との間に一ヶ月分券類の利子の外には足すものなく引くものなし繼續せんとする一方が相手に談合するも差越若しくは繰越を定めず只徐ろに繼續し得ることにしてブールスの語に是等を「滑かに取り」「滑かに渡す」とは云ふなり

繰越差越の有る無しに關せず取引より生じ來る相場の差を拂ふことは固より論なし例へば十一月三日に此先騰貴を見込み此月受渡百八圓の相場に由り買の約定を結べり然るに案外なるかな相場は下落して終に百五圓の決算相場を示すに至りしときは三圓の差を相手に拂はざるべからず貳厘五毛の割合の差越を以て右を繼續せしものならんには十二月末に百五圓二十五錢を拂ふに異ならず相場若し十二月末に百十圓二十五錢に騰貴し是により繼續を止め全く整算し了せんとするときは百五圓二十五錢と百十圓二十五錢の差即ち五圓を利せり然るに六月の末に三圓を損せしかば純益は二圓のみ此八は百八圓で投機を始め百十圓二十五錢で投機を止め二圓二十五錢を利し其中二十五錢は差越に費やしたれば二圓丈け儲けしなり是は強氣の場合なれども弱氣とても裏返へしにすれば同じことにして投機を始めし當坐に見込が當らずば相場の差を拂はざる可からざれども若し其後に至り見込通りに下落するときもあらんには再び取返へし得可し此故に此月より來月に來月より又其次の月へ幾度ともなく繼續し繼續する度毎に差越繰越を拂ひもし拂はれもすれども投機の目的は結局相場の變動に乘し其差を占むるに在ることなれば繰越差越の如き投機に伴ふ雜費に過ぎず主眼たる差に附して或は少しく之を膨らし或は少しく萎むると云ふべきものに外ならず

第二十一章　決算受渡

伯林に決算組合なる一の組合を設く定期取引の券類を手形交換の法に由り毎月末毎に決算す決算の日數は三日にして倫敦と同じく巴里には異なり定期々限の重もに月末一度なることとは獨り伯林特別の風とすブールスに入り定期取引の約を結ぶものは皆其組合員にして必ず組合の定むる所に由り決算す可き定めなれども定期取引に上る券類は十が十皆此決算法に從て決算するには非す前以て何々の券類は此決算法に由るものなることを定むるを例とす

組合總員は決算三日の時に至り月中同僚と取引したる券類を表に作り誰れより何を何枚買ひ誰へ何を何枚賣りしことを分明に規則正しく記入す其表の用紙には總員の姓名を列し其左に受取る可き枚數を記し其右に拂渡すべき金額を記す記入用紙共に組合一定のものなり券類受方の地位に立つものは特に受取札を決算表に添ゆ組合の決算方は此受取札を渡方の地位に立つものに渡し二日以上より渡すときは札を其數に區分す總員提出の總表を一括して算するときは受方と渡方と借方と貸方と全く平均して一錢も一枚も殘りなき筈なり若し

之れあらば再三破算し再三算用し必ず落を見出し詰め不正は之を罰すべき過料の定めなり

又賣買上出入なき者をも表を出さしむ手形交換の法に突き合せて第一必要とすればなり

定期取引を約定したる同じ券類の中日に由り入に由り其直段を同ふせず若し手形交換の法に由らず各自勝手に一人々々相對に算用するものならんには一の券に十の相場あるも亦可なれども組合總員共同に手形交換の法に由ることとなれば同一の券には同一の相場を作るを便利とす是れ決算相場の定を要する所以にして決算相場は又成る可き端數なく多數の相場に近きを要す價券鑑定委員は此旨に由り毎月末毎に同一の券類に就き同一の決算相場を定め是に由り組合總員互に取る可きを取り渡すべきを渡し決算相場と約定相場との差は約定相手二人の間に私に取り遣りすることなれども券類實際の受渡は一人の賣買總高を突合せて其殘りに過ぎざれば月の中に轉賣買戻自由に手を轉ずることに付き取引の高こそ多けれ實際に受渡す數は常に些少に止り多くは決算相場と約定相場との間に生ずる差を以て約定を了す

一人々々の決算表を見れば甲の表は受方となり乙の表は渡方となり丙の表は受渡平均し一枚の受くべきもの渡すべきもの無きなど總表一樣ならず同しく一人の表にしてもイの券類は平均なれどもロの券類に何枚の渡方ありハの券類に何枚の受方ありと云ふが如き出入あるべし決算の用は此出でたる部分を取り來て入りたる部分に埋の一の入部を埋むるに二の出部を以てするもあらん三半の出部を以てするもあらん或は反對に一の出部を割きて二の入部に埋むるもある可し出入兩部を互に埋め合せたる上全部を通觀せば一道平均復た一の凸凹なかる可し故に表中或る券類に付き何枚甲より乙に渡分となるも乙の表に於ては此券の受分とならざれば誰ぞ他の同僚に渡さゝる可らず受分の場合に於けるも亦此の如し此の誰れより受く可し誰に渡す可きやは總表平均の後ち役員より告知するものなれば此日に至り始めて受渡の相手を知ることなり此人の間に此券を受渡し受渡より拂ふ可き或は受取るべき代金は組合が借方より右に受取り貸方に左に渡すものにして借方の組合に拂ひ貸方の組合より受くる金は即ち決算相場に由り受渡の券類を算用せしものなれば是亦出入平均す可き筈なり

決算相場と約定相場との間に生ずる差こそ眞の損得を示すものにして是は決算の結果に由り最初の買人と最初の賣人との間に取り遣りして實際券類の受渡の如く最後の買人と最後の賣人との間に於てするには非ず今茲に差の事に付き一例を曳かんに甲が七十一圓五十錢の相場で乙よりイ券十枚を買へり其後月末に至る迄に十枚の外に買ひ足しもせず又更に賣の約定を結びもせざれば決算の上十枚は誰ぞより受取るならん必ずしも乙には限らざる可

し其我にイ券十枚を渡すべき人名は受渡の節に分るに付き其人より受取る代は幾千なるや若し乙と約定せし相場を以て今始めて分りたる最後の賣人に拂ふものならんには七百五拾圓なれども決算相場に由ることゆへ七百五十圓にはあらず其時イ券の決算相場は七十一圓に定まるとせよ然らば受取るイ券十枚の代は七百十圓にして四十圓丈け拂はずに濟むやうなれども此四十圓こそは最初の賣人たる乙に拂ふべきものにして乙の收益に外ならず若し乙が同じくイ券十枚を七十八圓の相場で丙より買の約定を結びしまゝに月末の決算に來りしならんには丙よりも亦七圓丈を受取る可し是等の損得は各自勝手に約定直段に由り決算するも同一にして手形交換の法に從ふとて變ることあるべからず變れば一に計算に誤あるに坐するのみ故に決算相場は單に決算の便を謀る假定の數に過ぎず

決算三日は大の月なれば廿九日に始まり小の月なれば廿八日に始まり閏ならざるときの二月は廿七日に始まるべし三日の中にブールス定めの休日を挿むときは其日は除けて三日の中に入れず扨決算の順序は左の如し

初日　報告日　午後一時半迄に賣掛取引買掛取引は掛金を拂ふか約定を果すかを報じ兩掛取引は受取るか引渡すかを報じ追求取引は追求するか本額に止まるかを報ず

翌日　整理日　決算方は決算組合の總員より出す所の諸決算表を括り誰より誰に受渡すことを定め午前八時より十一時迄又午後四時より五時迄に受取札を渡方に渡す

前日報告の掛金は此日の午前九時より十二時迄に取り遣りす

末日　拂渡日　決算の上一定したる受方は渡方に代金（決算相場に由り）を拂ひ渡方は受方に券類を渡す

三日を終りて次の日は翌月の入り即ち新甫發會の日なる可し決算相場と約定相場との間に生したる差は此日の午前九時より十二時迄に取り遣りす

玆に正金組合なるものあり常に決算組合と聯合し掛金、代金、或は差金の如き決算より起る正金を扱ふ所にして何れも此手を通じ正金の出入をなす決算組合員を得意に持つ一の銀行にして巴里ブールスの決算に於ける佛國銀行の塲を勤むるものなる可し

第二十二章　結算組合、保證資本、違約處分

定期取引を約定し月末に至り受渡を行ふに賣買相手各自の間に決算せんとせば煩雜緩慢實に測る可からす便速を貴ぶブールス取引の最も忌む所のものなれば玆に決算組合なるものを設け定期取引仲間互に共同して手形交換の制に由り毎月決算勘定し差引殘り分丈を取り遣りす組織はブルッセルのものに同じき所多し

組合員中役員十一名を撰擧し組合一切の取締を任ず組合に入らんとするものは書面を以て

役員に申出す役員は理由を示すことなく加入を謝絶するの權を有せり一旦許されて加入したるものは少くも一曆年間は組合に在らざるべからず加入の當坐に入會料として七十五マルクを納め又結算所支配の入費に充つるが爲めに各員毎年七十三マルクより少なからず一千五百マルクより多からざる割前金を出す此割前金は商人組合幷にブールス入場の場合に於けるが如く組合を利用する度合に從ひ各員一樣ならず故に組合に委員を作り委員にて各組合員出金の割合を定む委員は役員より六名並の組合員より六名併せて十二名とす

委員十二名役員十一名總員二十三名なれども其中六名は兩役兼帶に付き實數は十七名なり此十七名は皆特に取引決算の內情を秘密に附し他に口外すべからざるの義務を負へり兩員と各組合員との間に起りたる紛議にして平和に治らざるときはブールス鑑定委員の裁決を請ひ全く其決する所に服せざる可からざるものとす

決算表に不正の所爲或は之に類することあれば五マルクの過料を課し表の差出を後れ或は等閑に附するものには七十五マルクの過料を納めしむ總決算表に受分の名を欠きしとき一時組合が代て之を受取り置き其後受分に立つべきものを見出したるに其者猶ほも受取らざれば或は實際再賣買に附し或は引渡日に次ぐ立會日の平均相場を以て算用し是より生し來る差金を組合に拂ひ入れしむ又既に結算を終り渡方受方相定まりたるに受渡を行はざれば被違約人より役員に申出して催促し猶ほ埒の明かざるときも亦た實際の再賣買若くは平均相場算用の方法に由る若し組合員中過料を拂はず差金を入れず受渡を行はず或は決算手數料拂に僞算をなすが如き信用に疑を生ずるものあれば組合より退會を命ずべき定めなり過料、差金、手數料、入會料其外諸收入金を以て組合の保證資本となし總高を然るべき券類に引き直ほせしものを銀行に預け結算事務より生ずる損失を償却の資に供す但し定期取引の約定に關し賣買双方の間の負債は通常の商業負債と同しく被負債者より法廷に訴へ其損を要償するものと知る可し

第六編　米國紐育のブールス

第一章　紐育株式取引所沿革畧

（相良剛造氏報告）

今日紐育株式取引所の盛況を語るものは唯今日の盛大あるを知りて其創立の當時を回想するもの鮮し然とも今日の盛大を致す所以のものは創業の當時より時世の變亂に遭遇し會員此際に處し幾多の辛苦經營を積て成す所のものにして其進歩も亦た一着一着得て失はず以て今日あるを致したるものなり今其制度を採用せんと欲するものは一躍して彼の盛大を移し得へきに非ず必ずや其創業期進歩期を歴遷して以て大成期に達せざるへからす然らは則ち其發達の沿革を畧叙する事強ち不要の事に非ざるべし

現今の紐育取引所は紐育市中最繁盛なる部分に在りてブロード街ニユー街及ひエキスチエンヂ、プレースの四街を以て圍める一町區の大部分を占め其表門はブロード街に在りウオール街ニユー街にも通用門あり其建築は華麗を街はずと雖とも宏壯堅牢にして全市の奇觀なり然れとも誰か知らん今日の奇觀は今より百年以前千七百九十二年の頃に於ては僅々二十四人の仲買人か今のウオール街六十番地に當れる地所の一樹下に集會したるに濫觴する事を當時會員の申合規約は實に簡單なるものにして其文に曰く

我等株式賣買仲買人は此規約に依り互に嚴重に申合せ此日付以後賣買時價の一歩の四分の一以内の手數料を以ては何人の爲にも又何種の株券をも賣買致間敷事

又會員たるものは萬般の商議に於ては會員を先に可致事

右の規約を確證せん爲め手書署名致候也

千七百九十二年五月十七日

レュプリーケーズ

外二十三名連署

此規約は凡そ三十年間繼續し會員の遵守すべき唯一の規則なりしか千八百二十年に至り連日の開會並に株式の定期立會起れり是より會所に移轉し或はウオール街サミユーエルビーの商店に於て或はレナパルドプリーカーの商店裏手の一室に於て或はクーリエーエンドジョーナル新聞局の舊屋に於て開會して來りしか其後オールド、マーチヤント、エキスチエンヂの階上に移りしか千八百三十五年の大火に類燒して後ニユー、マーチヤント、エキスチエンヂを新築し千八百四十二年に移轉したり當時取引所は極めて秘密の會所にして其會員は最も嚴密なる規則に支配せられたり是時に當りては理財雜誌も其内狀を報告批評する事を得ざりき是れ畢竟會所は其取引の現況を秘密にし會員も亦之を秘するの義務ありて若し之を漏洩する時は其罰として退會を命せらるゝの内規なりしを以てなり此の如きの有樣なる故に會員外の人は會所の秘密を發顯せんと欲するの念旺生し公開取引所の會員は

遂に此會所の比隣に家屋を借入し壁を穿ちて首を差入れ室内に於て何事を爲し居るやを窺ふに至れり蓋し此公開取引所なるものは千八百三十七年頃組織せられたるものにして强て定期取引所に入會せんと欲して成らず遂に斯る擧動に及びしと云ふ●千八百五十三年に至りてマーチヤント、エキスチエンヂより ニンマーシヤル、エキスチエンヂ、バンクの家屋に移轉し大驚慌を以て有名なる千八百五十七年に於てダンロージ、ビルヂンクに移轉したり此大驚慌の原因は種々あるべしと云へとも輸入の超過鐵道敷設の流行加之穀物不作にして外國より輸入して其不足を補ひしも物貨の輸出少額なれは貨幣流出し國内の融通全く逼迫し遂に十月に至りて紐育府の諸銀行は拂出を中止し尋て各州の諸銀行も皆な其例に倣ひたれは倒産するもの數ふへからす是より先き株式取引所は十年前より次第に發達し其會員は富裕にして保守的の人物のみなりしか此驚慌は取引の方法及ひ會員の改革に機會を與へて保守的舊分子去て年少氣鋭改進的の人物之に代り株式所の面目爲めに一新したり此時輩出したる大投機者の中ダニエル、ドリユー、ゼーコツブリツル及モールスは最も錚々たるものなり當時秘密取引の規則未だ改正を經ず記錄の傳ふる所に據れは立會の時間鍵孔の隙間より内部取引の實況を聽取るの特權を得んか爲めに自ら甘んして一日百弗を拂ひしと云ふ●南北戰爭の間は尚從來の家屋に於て取引を爲せしか千八百六十五年に至りて現今の家屋に移轉せり茲に特筆すへきは南北戰爭中株式取引所は政府を幇助するの目的を以て會員の政府公債の空相場をなすを嚴禁するの決議をなし又金貨を以て取引する事を禁するの決議を爲せり金貨取引の禁制は實に金貨相場創始の原因となれり株式取引所は之か爲めに數百萬弗の損失を蒙りたり是れ畢竟取引所か愛國の衷情の爲に自ら犧牲となるを甘じたりと云へとも世人の中尚ほ株式取引所を以て空手にして一攫千金の奇利を射んと欲する狡兒の巢窟なりと妄想するものあるを免れざりき

次に記載すへき株式取引所沿革の大關係は即ち古來の秘密取引の方法を打破して現今の方法に改革したるの事なり千八百六十三年の頃第二の公開取引所組織せられしか其創設の際には石炭穴と綽名せられたるウイリアム街の或家屋の地下層の一室に於て會せしか會員は忽ち增加し取引も多額に達し忽ち會所の狹隘を告け株式取引所に接近せるブロード街の廣厦に移轉するに至れり是より公開取引所は漸次秘密取引所の事業を蠶食し殆んと其半を奪ふに至れり遂に千八百六十九年に至り秘密取引所より和解を申込みたり秘密取引所の委員は時勢の趨く所を察し若し競爭を繼續する時は終には兩取引所の衰微に歸すへき事を看破し茲に商議に取掛りしか遂に合同の好結果を得るに至れり是に於て千八百六十九年五月ガベーメントボード公開取引所秘密取引所合併して今日の紐育取引所なるもの起れり從來の

組織は純然たる共和組織（デモクラチックシステム）にして取引所の事務は會員自ら之を處辨して別に役員を擧けて之に委する等の事なかりしか此合同以後は全く會員組織（レプリカンシステム）となせり即ち會員申合の規約を設け役員を撰擧して事務の處辨を全任するの制度と爲せり左れは千八百六十九年は取引所の新紀元にして始めて頭取の職に就任したるものはウイリアムニールソン氏なり

紐育株式所は會員組織にして法律上の會社即ち法人なるものに非す然ども紐育府の立法院は屢々之を會社組織となして法律を以て撿束せんと企てしか取引所は常に全力を盡して之を拒絶し終に法律圍外の組合として今日に至れり此の如く立法院は常に會員組織を改めて會社組織と爲さんとし株式取引所は常に會員組織を維持して法律圍外に立たんと欲するものは其關係する所大なれはなり今取引所と立法院の爭議の最も著しきものを記せん

千八百七十年の頃紐育府立法院の全權を掌握するツウヰードなるものありて其權力全市を動し之に蟻附攀援するの徒多く人呼て之をツイードリングと云ふ即ちツウイード流の意にして其權力を濫用し放縱恣睢至らざる所なく府民之に苦めり其全盛の時に於て株式取引所に會社條例を强行せんとして痛く攻擊拒絶する所となれり然れともツウヰード派は種々奸策を回らし數多の僞名を揑造して遂に千八百七十一年株式取引所の會社條例を可決して紐育府知事の認可を得たりツウヰードは之によりて奇利を其間に占めんと計りしか其條例は復た取引所の峻拒する所となり奸策茲に破れてツウヰードは遂に失敗を取れり

紐育立法院は常に買占の弊害を憂ひ法律を以て株式取引所を撿束せんと企てし事屢々なり千八百八十一年の事なりき當時の各新聞社は買占の弊を痛論したりけれは恰も開會中なり し立法院の注意を喚起し遂に買占事件調査委員を撰定して調査せしむるに至れり是に於て調査委員は直に株式取引所會員を召喚して調査に從事せり此時召喚せられたる會員の中ク リウス氏の爲したる答辨は政府の投機賣買に干渉すへからさるの理由を說きて簡明なれは茲に其大意を載せん

氏曰く抑も投機取引なるものは物貨株券の將來の價格を豫測するものにして其競爭の結果は即ち眞正價格に最も近似したるものなり故に投機取引は市場をして需要供給の權衡を保たしむるの作用を爲すものなれは一國の理財上公共の爲めには最も有用なるものなり今下落見込の投機を爲すものは必す供給超過の豫測に出しものなれは此投機にして勝を奏する時は製產者をして價格の元に復する迄は下落したる物貨の產出を停止し他の供給少き物貨の產出に資本を向けしむ故に此點に於ては投機取引は價格と產出との整理者たり又騰貴見込の投機は必す供給過少又は不足の豫測に出てしものにして其直接の結果は物貨の產出を

促し以て價格との權衡を復するの功あり是に由て之を觀れは投機取引を適度に行ふ時は理財上整理の効用實に大なり夫の買占なるものは通常過度の長期に投機取引を繼續するものにして之によりて賣方は實力以外に物貨の引渡を爲すへきの責任を負ふに至るなり買占の場合には賣方は常に契約對手方の掌中に陷りて其左右する所となるなり而して買占によりて影響を蒙るものは重に關係人のみにして社會一般に及ぼすの影響は微々たるのみ買占の爲めに時價の騰貴するは免れさる事なれとも是れ唯一時の事にして且直取引又は現金取引に影響を及ほすと少し

買占の害は一時に止まり而して其影響も亦た關係人に止まるものなれは唯買占の一事を以て投機取引の効用を沒するに至りては判斷を誤るものと云ふへし且夫物貨不足なる時は忽ち價格を引上け又產出に過度なるときは價格を引下げて以て需要供給の權衡を保たしむるものは投機取引の妙用なり故に投機は商業世界の爲に驚慌の豫防者たるなり加之投機は株券の爲に賣買の道を開き又之によりて鐵道をして其株券を賣りて以て架設する等を得せしめ以て一國の富を增し以て勞働者の爲に廣く其業を得せしむ此點に於ては投機は商業上起業の率先者たり蓋し商業の活機は需要供給の大法によりて運用し得へきものにして區々たる人爲の法律を以て檢束左右し得へきものに非す立法院か法律を以て投機取引を檢束せんとするとき委員諸氏の權內に屬するとなれは固より他人の喙を其間に容るへきに非す然れとも若し委員諸氏の意見をして行はれしめは其結果社會一般の危難を惹起さんと余の深く恐るゝ所なりと

第二章　紐育株式取引所現時營業の景況

西諺に曰く商業は太平の戰爭なりと商業既に戰爭なれは株式取引所の如きは其最も劇烈なるものと謂ふへし紐育倫敦の如きは世界の大市場にして其株式取引所は世界中顯著のものなり今其戰場と劇戰の一斑を記せん●紐育中最も繁華の區をブロードウェーと云ふ麤々たる五層の傑閣あり即ち紐育株式取引所にして其の建築は虛飾を事とせずと雖とも宏壯堅牢にして有名なる建築家セームス、レンウイック氏の設計に係れり地所家屋は紐育株式取引所建築會社の所有に屬し其代價百八十萬弗以上なり年々修繕費幷に被雇人諸給料合せて十五萬弗より二十萬弗の間を上下す此家屋は前壁り後張り表間口六十五呎に過ぎすと雖とも裏間口百五十八呎ありてニユーストリートに面せり茲に裏門あり又左はウオールストリートに達して通用門を開けり仲買は此兩門より出入すウオールストリートの通用門を入れは立會室（ボールドルーム）は右側にあり左側には長室（ロングルーム）と稱する一室ありて電信機械を備へ依賴特約者を待つの所とし特約者は電信使用料として年々百弗を拂ふの定めなり之に隣りて仲買休憩所ありて

自由に讀書喫煙遊戯を爲すの所とす立會室は廣濶華麗にして場内の裝飾善美を盡せり天井より縋したる三個の電氣燈蓋ありて百九十八のランプを吊垂せり其燁麗人目を炫燿せしむ場中の正面一段高き臺上に場長席あり其左右に書記席あり場長席の前面室の中央に當る所に一列の標柱ありて室の一端より他の一端に亘れり各標柱の下には五六脚の安樂椅子を置けり開場中立會なき時は仲買は此椅子に凭りて談話するものあり各柱頭には票札を揭げ場内に取引する株式の名稱を記せり例へは第一柱にはレーキショア、ウアバッシユプレフアード及びコムモン株の票を揭げ第二柱の票札にはニウゼルシーセントラル、デンバー及びヒリオグラントと記するが如し而して今レーキショア株の取引を爲すには第一柱の下に於てするなり各種の株券皆此の如くず又各柱頭票札の下には百枚計に釘綴したる白紙の小片を掛けたり仲買の要用ある時は引抜きて使用するに供せり又票札に記するか如き頻繁の取引なき株券偶々市場に上る時は株券名を此紙片に記して何株の取引始まれるやを衆員に示すの用にも供せり立會室は毎日午前十時に開場し午後三時に閉場す但し土曜日は正午十二時に閉場す開閉の時間は嚴正にして繰上け或は遲延するとなし假令非常の變動あるも臨時立會を開設するとなし但し實際已むを得ざる場合には理事委員協議會を開き議決の上營業時限の伸縮を爲すとを得べし毎日開場時間前に會員は已に場内に塡咽して開場を待てり時刻至れは槌を打て開場する旨を告くるや否や直に取引を始む一人柱下に立ちて號呼すれは衆員麕集し來りて取引を爲す此の如く各柱下仝時に立會を爲すとありて喧噪雜沓名狀すべからず其右往左往の狀恰も亂戰紛擧の如し左も廣き立會室も千人以上の會員激昂するか故に場中の空氣自然汚濁となるの恐あれは通氣機械を備へ蒸瀛を以て絶へず新鮮の空氣を通はしめ之と共に香氣を送り來るか故に香氣常に場内を薫徹して爽快謂はん方なし故に場中に在るものは精神常に活潑にして疲勞を覺ゆるとなく此の如き至煩至劇の營業を爲すとを得るなり殊に冬時は煖室機あり夏時は涼室機を備へて三伏三冬の大暑祈寒を知るとなし開場中場長は臺上の高椅に凭りて市場を監督せり閉場の時刻至れは鐘を鳴して閉場を告ぐ場内は會員の外入るを許さす唯電信局の小僮而已徽章を附けたる帽子を戴きて入場するとを得るなり立會室のニウストリートに面せる所には廻廊ありて立會室と鐵柵を以て境界を爲せり此廻廊に入るとを許されたるものは鐵柵外より會員と談話するとを得るなり使僧（メッセンジャー）小僧（ボーイ）（市中に用達を辨するを以て業とする會社ありて多くの小僧を雇入置き依賴人と會社との間に電氣呼鐘を架し必要ありて呼鈴を以て會社に通する時は會社より小僧を出して用達を辨せしむ之を使小僧と云ふ）及ひ會員手代は毎年百弗を納めて此廻廊に出入するの特權を得然とも場内には入るを許されず其他場長席正面の樓上に看棚（ギャレリー）ありて何人と雖とも之に

入りて場内取引の景況を見物するとを得るなり此室は表門より昇降するとを得て全く他室との通路を遮断せり

二階には株式登錄委員室、公債證書のみを賣買するに供したるボントルーム、頭取室、書記長室あり、三階には諸掛の事務室、書記副長室、速記者詰所及びグリークラブありて諸樂器を備へたり此室に入る時は淵亮の響洋々として起り熱鬧場裡の別天地なるの想あり此等の階上に昇降するには別に階梯なくして全く水壓昇降機に依るなり地下層には空藏ありて世界中最も堅固安全なるものにして之を千三十二小區に小分し每區鍵を具し會員又は會員外の者に貸與し必要書類或は金券等を保管するの用に供せり使小僧溜所、會員溜所、洗濯部屋、密談室、皆此地下層に在り●又場内に電信會社あり通信者二十四人ありて開場中常に場内に出入して市況を迅速に聞取るを旨とし會員も亦成るべく通信者に市況を告くることを注意せり通信者は市況を聞得て直に電信局に至り技手に報告す此局より通報するの箇所は紐育政府内にて五千有餘あり通信をくるの場所には電信箱（チッカー）ありて取引所開場中は絶へず市況を取引所電信局より打報する儘に箱中より繰出す紙片に寫して示せり故に市内何れの所にても電信箱の所在に至れは取引所の現況を知悉し得るなり此電信會社より建築會社へ拂込む金額は一ヶ年一萬八千弗にして電信會社の收入は一ヶ年拾貳萬五千弗にして即ち電信箱一個に付貳拾五弗に當るなり

又會員は各自に電話機を其事務所に架設し通信の用に供す其費用は一個に付一ヶ年百弗とす皆な取引所建築會社に拂込む所なり又會員外のものは一切入場を禁せらるゝ故に會員に面話を要する時の便を計る爲めに場の内外に通する電氣呼鈴の設けあり其數凡三百ありて面會を要するものは場外に在りて面會せんと欲する會員の番號の付したる臍（ボタン）を押す時は直に場内に通するなり

當取引所仲買の定員は千百八にして常に滿員せり若し仲買人中廢業せんとする時は其缺を補はんと欲する者多く現今會員株讓渡の價凡二萬五千弗に達せり每日の出來高は最少額二三十萬株より下らず多きは四五十萬株に至るとあり茲に千八百七十九年より千八百八十九年に至る十一年間の出來高左の如し

千八百七十九年（我明治十二年）	七千四百拾六萬六千六百五十二株
仝　八十年	九千七百二十萬〇〇〇〇株
仝　八十一年	一億千三百三十九萬貳千六百八十五株
仝　八十二年	一億千三百七十二萬〇六百五十五株
仝　八十三年	九千六百〇三萬七千九百〇五株

仝　八十四年　九千六百八十六萬五千三百二十五株
仝　八十五年　九千〇九十二萬〇七百〇七株
仝　八十六年　一億〇貳百八十五萬貳千八百〇四株
仝　八十七年　八千五百九十二萬千〇二十八株
仝　八十八年　六千二百八十四萬五千七百七十二株
仝　八十九年（我明治二十二年）　六千〇八十二萬三千九百〇四株

斯くの如く年々の出來高巨額なれとも日々取組最も多數なるは直取引（レギュラルクエー）にして現金（キャシ）取引之に亞ぎ定期賣買に至りては其數僅少にして殆んと取引なきか如し

第三章　紐育株式取引所成規第一款管理規則

第一　所名ノ事

取引所の名號は紐育株式取引所と稱す

第二　理事委員及其組織の事

第一條　取引所の管理方一切の全權を擧けて理事委員に委任すへし●理事委員は頭取出納役及次條に定むる方法を以て撰任せられたる會員四十名を以て組織す理事委員又書記を以て取引所の役員と稱す

第二條　理事各員は取引所會員總躰の投票を以て之を撰擧し最多數の投票數を得たる者を擧けて當撰者とすへし●理事各員は集會の都度其出席したるとき五弗つゝの報酬を受くへし

第三條　理事委員は分て四部となし一部十名とす即ち左の如し●第一部　在職一年●第二部　在職二年●第三部　在職三年●第四部　在職四年

第四條　取引所に於ては毎年撰擧會を開き理事委員十名を撰擧し之を以て滿期退役せし部の補欠に充つへき理事委員をも撰擧すへし尚ほ其他の部にて在職年間未滿前に欠員せし者の補欠に充て引續四年間在職せしむへし

第五條　理事委員の中頭取の許可を得すして理事委員の例會に出席せさると引續き三回に及ふときは次回に開きたる例會に出席したる理事委員三分の二の投票を以て自今退場を命するとを得へし

第六條　理事委員は相當の事故あるときは總員三分の二の投票を以て其同員の中何れをも退員せしむるの權利を有すへし但し其事故の當否は理事委員の專決に任すへし

第七條　理事委員中欠員あるときは翌年の撰擧會迄其同員の中を以て補欠せしむへし

第八條　定員を組成するには理事總員の過半數を得るを必要とすへし

第九條　頭取及副頭取不在の節は理事委員十名の名義を以て通知書を發し會議を召集することを得

第十條　理事委員は何等の場合に於ても其一身の利害に關する事件を裁斷するに當りては其事に參與すべからず

第十一條　理事委員は左の權限を有すべし●一　其處務の方法順序を定むる事●二　一切の常置委員又は其他の委員を指命解散すると●三　第二項の委員に付したる一切の事項を統轄監視すると●四　第二項の委員に訓令を下すと●五　第二項の委員の所爲所置に關し何時にても之を抑制する事●六　取引所の諸役員又雇員等をして其職務を誠實に執行せしむる爲め何時にても充分相當の保證を出さしむる事●七　取引所規約違反者に關する一切の訴を審判し果して有罪の證跡顯然たるときは其旨を處罰すると●理事員は前項の外尙ほ取引所管理の爲め必要なる一切の權限を有す

第十二條　理事員は每年五月其第一例會の節取引所顧問役を任命すべし顧問役は理事委員に於て隨意に使用をすると得

第三　頭取及副頭取

第一條　取引所の處務は頭取に委任す頭取は取引所の會員にして一年間在職すべし

第二條　頭取は取引所の規則例規の果して實行せらるゝや否やを監視し併せて取引所全般の利害に注目するを以て其職務とす又頭取は取引所に於て事を討議するに際しては其議長たるべき權を有し其他何時にても取引所の臨時會を召集し又理事員中十名より書面を以て要求を爲すときは理事委員の臨時會を召集すべし

第三條　頭取は取引所及理事委員の臨時會の議長たらんと欲する場合には議長たるを得べき權を有すべし頭取は理事委員の一員にして兼て其會長たるべし

第四條　頭取は臨時急要の場合に於ては假に委員を指命して臨時處辨を爲さしむるの權利より書面を以て要求を爲す時は何時にても取引所の臨時會を召集すべし

第五條　頭取に於て取引所の會員たることを辭するか若くは何等の理由たるに拘はらず其職務を執行することを拒絕するか又は之を懈怠するか若くは之を爲すと能はさる時は理事委員は其總員の中三分の二の投票を以て頭取をして其職を辭せしむるか又は之を退任せしむるの權を有すべし

第六條　理事委員は每年撰擧濟の後其第一次例會の節同條中より取引所副會頭を互撰すべし

第七條　副會頭は頭取不在の節は頭取に代り一切の職務及權限を擔任し全般の職務を執行すへし

第八條　會頭及副會頭共同時に不在なるか又は双方共に職務を執行すると能はさる場合に於て理事委員は會頭代理を互撰するとを得

第四　出納掛

第一條　出納掛は會計委員の差圖に從ひ取引所一切の金員を授受し之を保管し及毎年五月第二月曜日其他理事委員の必要とする場合に於て取引所所有金の明細表を示すを以て其職務とす出納掛は理事委員及會計委員中の一員にして惠與資金の保管人たるとを兼ぬ

第五　書記役

第一條　書記役は當株式取引所の庶務を明細簿に登錄し及當取引所の帳簿其他一切の書類を保管するを以て其職務となすべし●書記役は取引所の文書往復を掌り及取引所に於て株式を賣買する諸會社に於て其利子配當又は役員撰擧の爲めに株式讓與簿を開閉する都度之を登錄し置き其配當金の高及其配當金拂渡の期日と共に之を市場に掲示すへし●書記役は又會員名簿を備へ置き之に會員總躰の氏名を記し併せて其加入（會員席を買入れたるとき否らさるとに論なく）の年月日を示し置くへし又會員席の讓與賣買に係る一切の記錄及一切の會社組合及其解散に關する記錄其他停止を受けたる會員の名簿をも備へ置くへし●書記役は理事委員の書記となり併せて又整理委員加入委員仲裁委員手數料委員規約委員會計委員分産委員法律委員證券委員株式委員の書記たるへし●書記役は取引所の勘定役たるへし其他理事委員の命を奉し諸般の職務を執行すへし

第六　場長及場長補助

第一條　場長及場長補助の權限及職務は渾て同樣たるへし●場長及場長補助は何時にても取引所に於て賣買立會を爲すとき其場に出て、監督を爲し株式及公債の寄付を報し秩序を維持し諸規則を實行し罰金を賦課し其他整理委員の指命する職務を執行するを以て其職務となすべし場長及場長補助共不在の時は整理委員に於て臨時場長を指命すへし

第二條　場長又は補助は躬から取引所に於て證券類の賣買を爲すとを得さるへし

第三條　場長及補助にして取引所の會員たるとを辭するか又は何等の理由たるに拘らす其職務を執行するとを拒絶するか又は之を爲すと能はさるときは理事委員は會議を開き其出席員中三分の二の投票を以て其職を辭せしむるか又は退任せしむるの權を有すへし

第七　簿記役

理事委員は毎年簿記役一名を任命すべし簿記役は會員名簿を備へ置き諸罰金を書留め各會員に賦課したる金高を毎年五月十一月一日の兩度取引所に報告し及其金高を徴收し之を出納役に納付するを以て其職務となすへし其他簿記役は整理委員の命を奉し諸般の職務に從事すへし

第八　資格及役員の補欠

第一條　凡そ何人たりとも其撰擧若くは任命の時相當の身分ある會員たるにあらされは取引所の役員若くは其他場長補助場長又は簿記長たるの職に合格せさるへし

第二條　頭取出納役書記役若くは場長の中欠員あるときは直に投票を以て撰擧を行ひ欠員の年限未滿の間之を補充せしむへし

第三條　副頭取若くは簿記役の中欠員あるときは其欠員のありたる後の次會を俟て理事委員の中を以て之を補充すべし

第九　常置委員

第一條　理事委員は毎年其撰擧の後成るへく速に其同僚中より左の常置委員を任命すべし

●第一　整理委員は七名を以て組織し毎週定式會を開くへし●凡そ取引所の秩序を整理し及會員の安慰を保進する爲めに必要なる諸規則の施行方に關しては整理委員に付すへし●整理委員は理事委員の任命したる者を除き其他一切の雇員の員數職務及其給料を定め併せて取引所全般の監督權を有すへし●整理委員は其定式會に出席の都度五弗つゝの報酬を受くへし●第二　加入委員は拾五名を以て組織すへし

凡そ新規加入に係る申込及一旦停止を受けたる會員より再加入に係る申込は渾て加入委員の議に付すへし●加入委員總員三分の二に於て承諾を與へたるときは前項新規加入の申込又は再加入の申込を許すへし●加入委員長は申込人の新規加入又は再加入を許したる都度之を取引所書記役に通知し併せて其旨を取引所に報すへし●加入委員は本規約第十三章に循ふて會員席を讓與賣買せんとする者ある時は其申込の當否を調査するを以て其職務となすへし●當取引所會員にして規約違犯の爲めに一旦退會せられたる者より再加入の申込を爲すも先つ夫れか爲めに理事委員會を開き其出席理事委員三分の二の承諾を得たる後にあらされは其再加入の申込を加入委員の議に付し其調査を請ふことを得さるへし●加入委員は各員共會議の都度其出席したるとき五弗つゝの報酬を受くへし委員長の報酬は毎年千五百弗の割合を以て定め其他の報酬を付與せさるものとす●第三　仲裁委員は九名を以て組織し其職務は取引所會員間に於て凡そ公債證券。地金。株式若くは其他の證券の取引上又は金錢の取引上より生する一切の請求及差縺の件を提出するもの

あるときは之を調査裁定するものとす●仲裁委員は前項の如き差縺より生する請求にして會員外のものより會員に對し提出するものをも又調査裁定するものとす斯の場合に於ては其會員外のものは紐育株式取引所規約に遵ふへきものとす●但仲裁委員は事の如何に拘らず本項の訴を受理せずして双方の申立を法廷の審判に付すへき權を有するものとす然れとも仲裁委員は双方の相手より共に合願するを俟て之を法庭に付すへきものとす

仲裁委員の裁定は左の場合を除く外渾て終審とす●本規約に示せる如く仲裁委員中の一員に於て上告を受理したる時又は金額二千五弗百以上の事件にして双方の中一方より裁定以後十日以内に理事委員に上告を爲したる時●理事委員は此の如き上告を受理したるときは終審の裁定を下すか又は双方の申立を法庭に移牒するか若くは仲裁委員の再審を命するとを得●凡そ會員外の者にして斯の如き請求を爲すときは其會員に對する要求に付ては後日一切の關係を解くへき旨を書面に認め正しく記名調印したる上之を仲裁委員長に交付すへし仲裁委員長は之を保存し置き後日の證左に供す

請求解除狀書式

茲に余は誰某より……弗の金額を正に領收したるに依り從來余より誰某に對したる請求を解除し去り向後何等の申立をもなさゝるへし就ては右誰某は本件に關し全く關係を脫したるとを茲に證明するもの也

年月日

記名調印

仲裁委員長は前書解除狀を保存し置きて後日の證左に供し左記三項の場合には何れも之を被告に交付するものとす●其一　請求者に於て前書解除を行ふたる後仲裁委員の指定する時日以內に其請求を同委員に提出せさるとき●其二　仲裁委員に於て被告の方を可として裁定を下すとき●其三　請求人の方に可決したるとき其請求の金額を被告より請求人に拂入れ又は拂ふへき申立をなすとき●凡そ取引所會員の爲めに不利なる裁判ありたるとき其會員に於て之を拂ふと能はさるか又拂入るとを好まさる場合に於ては解除狀を取消し之を請求人に返付すへし●仲裁委員は一事件に付き委員會を開き其事を審理裁定する爲めに出席したる時は其都度五弗の報酬を受くへし事重くして委員會一回以上に渉るときは其都度拾弗の報酬を受くへし委員會に出席せさる委員は報酬を受けさるものとす●仲裁委員長は會議の都度更に五弗の手當を受くへし●凡そ仲裁裁定を受けたるときは不利の裁定を受けたる方に於て其費用を支辨すへし●第四　手數料委員は五名を以て組織し其職務は手數料に關する諸般の規則を遵奉履行するや否やを監視し苟も違反する者ある時は之を理事委員に報告すへし●第五　規約委員は五名を以て組織し凡そ規約の增補改正變更に關する事務

を掌理するものとす●規約委員は之に其意見を付して復命すへし但し之を爲すは定式理事委員會若くは其事件審査の爲め特に召集したる臨時會に於てすへし●第六　會計委員は七名を以て組織し毎月理事委員の第一次會に先ち其定式月次會を開くへし其會議に於ては必用の證書と共に諸般の計算を檢査すへし●會計委員は檢査課の事務を掌理し其證書と其計算とに裏書して之を頭取に交付し以て其正當なることを證明すへし●會計委員は毎年一月、四月及十月第一次定式理事委員會の都度前三ヶ月間に係る一切の遣拂報告書を理事委員に呈すへし●會計委員は其定式例會に出席の都度五弗の報酬を受くへし●第七　分産委員は三名を以て組織し加入委員に於て毎年其第一次會に際し同僚中より之を互撰すべし其職務は分産の報知取引所に達するを俟て其實況を調査するにありとす●分産委員は其分産にして全く不注意若くは商業上不似合の取引に出たるとを査定するときは其調査の成績を理事委員に報告すへし●分産委員は調査の都度其記錄の謄本を加入委員に交付すへし分産委員中欠員を生するときは加入委員に於て其同僚中より補欠すへし●理事委員に於て分産委員の報告に據り會員分産の原因は全く本人の不注意又は商業上不似合の取引に出たるとを決定するときは理事委員總躰の過半數投票を以て其者をして再加入せしめさるとを得●第八　法律委員は五名を以て組織し凡そ取引所の利害に關する法律上の疑問は本委員の擔任とす●第九　證券（セキユリチー）委員は五名を以て組織し凡そ取引所に於て賣買を爲す株券及公債證書の當否に關する差縋を裁斷し併せて契約及支拂ふへき手形其他の請求等を定むる方法に係る疑件を裁斷するものとす●第十　株式（ストック）委員は五名を以て組織し凡そ株式證券の寄附に關する整理及株式證券類の賣買を取引所に申込むものあるときは本委員の擔任とす但其賣買を許すに先ち其株式を發行したる會社の資本額株券の員數資産等に付き明細表を添へ株式委員より理事委員に報告を爲したる上其承諾を得へし●第十一　員外證券委員は整理委員。證券委員。及株式表委員の中より一名を出し之を組織すへし●無登錄證券委員は無登錄證券に關する總ての事務を掌理し又理事委員の同意を經て各部委員の掛長及ひ補助を指名し其給料を支拂ひ幷に毎年其給料の額を定むることを掌る●員外證券委員は理事委員の承諾を經て其勤務に應すへき相當の報酬を受くへし●員外證券委員は其部の警察取締規定に付ては整理委員の命を奉すべし

第二條　取引所の各委員は其處務の方法順序其他其處務上適當と認むる規定を制定するもの、とす此場合に於ては理事委員の監視統轄を經へし

第三條　定員を組成するには各委員の過半數を得るを必要とす

第四條　常置委員は前三ヶ月間に係る金錢の出納に關し毎三ヶ月各委員長を經由して詳細

の報告を理事委員に爲すへし

第十　上告

第一條　取引所の會員に於て常置委員の裁決に服せす其裁決の申渡し後二日以内に頭取に宛て書面を以て上告を爲すときは理事委員は其意見により之を受理するとを得但し本項加入委員の裁決に服せすして上告を爲すものには適用するとを得す又本則第九章第一條第三項に定むるもの、外は仲裁委員の裁決に服せすして上告を爲すものにも適用せさるものとす

第二條　常置委員に於て其擔任事件の未決に係るものは其裁決を下したる後二日以内に之を理事委員に移牒し其事の終審を求むへき權利を有す常置委員長は次回の定式會を俟ち移牒の件を理事委員長に報告すへし

第十一　撰擧、投票權利、定員、會員の停止

第一條　取引所の撰擧會は例年五月第二月曜日を以て之を開き投票を以て頭取、出納長、書記長幷に塲長を撰擧すへし其委員は理事委員にあらさる取引所會員五名を以て組織すへし撰擧委員は翌年四月第二月曜日若くは其前に於て例年撰擧用票を準備し其旨を取引所に報告するを以て職務とす其在職は一ヶ年たるへし本委員中欠員あるときは其欠員を生したる後一週間以内に取引所頭取之を補欠すへし

第二條　前條撰擧會に於て撰擧委員を撰擧すへし

第三條　取引所會員にして身元の慥なるものは役員撰擧に際し投票を爲すの權を有す

第四條　取引所會員にして取引所の規則に違反したる爲め其會員たるとを停止せらるゝ時は其停止中は取引所に出入し又は取引所内に於て賣買取引を爲すへき權利を奪去せられ尚且つ理事委員に於て指命する其他の特權をも奪去せらるへし

第五條　取引所會員にして其撰擧せられたるとに拘らす凡そ取引所に就職するもの會員たるとを停止せられたるときは其職を去るへし此塲合に於ては本規則に定むる手續により之を補充すへし

第六條　凡そ取引所に於て證券類を賣買取引する塲合を除き他の用務の爲めに集會を開くときは取引所會員總數の過半數を以て定員を組成するを要す

第十二　入會の申込、資格、及入會料

第一條　凡そ入會に關する申込は渾て加入委員の擔任たるへし

第二條　會員たらんと欲するものは少くも二十一歳にして合衆國人に限るへし

第三條　會員席を讓受けて加入したる會員は一千弗の入會料を拂入るへし●取引所會員の

現員は理事委員の處分を經るにあらされは增加することを得す理事委員は其增加すへき員數を定め併せて其入會料をも定むへし●理事委員に於て之を爲さんとするときは取引所規則改正に要する手續と同一の方法に依り先つ案を具して取引所總會員の投票に付し其意見を問ふへし

第四條　入會申込人にして其入會の撰擧に當りたる當日書記役より之を本人に達したるとき入會料を拂ふことを能はさる場合に於ては其當撰を無效とす

第十三　會員席の讓與賣買

第一條　凡そ取引所の會員たるものは左の條項に從ひ其會員席を讓與賣買する權利を有す

第二條　凡そ取引所會員にして其會員席を讓與賣買せんと欲するものは其讓受んと欲する者の氏名を加入委員に差出し加入委員三分の二の承諾を得るときは其讓與賣買を爲すとを得

第三條　何等の場合に於ても株式取引所に係る一切の負債にして拂込濟に至る迄は會員席の讓與賣買を爲すとを許さす但し株式取引所に係る一切の負債は賣上け代金を配分するに先ち其完償に充つへき先取權を有するものとす

第四條　會員死亡したるときは加入委員に於て本人の會員席を賣渡すとを得此場合に於ては株式取引所會員より本人に係る要求にして加入委員に於て認めたるものは之を拂渡し尙ほ剩餘あれは本人の合結代理人に之を拂渡すものとす

第五條　凡そ會員たるもの其會員たるとを剝かれたる時又は理事委員に於て再加入を不合格と定めたるときは加入委員に於て其本人の爲め直に其者に屬する會員席を賣拂ふとを得但し株式取引所會員より本人に係る一切の要求にして加入委員に於て認めたるものは其賣上代金の內より第一に之を拂渡すものとす

第六條　會員席を讓與賣買すへきとを結約したるものより株式取引所會員に係る一切の契約各種の負債又は義務は其讓與賣買に係る結約の旨を株式取引所に揭示したるとき拂込を爲すへきもとのす依て其契約負債又は義務にして加入委員に於て認めたるものは讓與賣買の完結を俟ち會員席の賣上け代金の中より之を完償するものとす本條は加入委員に於て會員席を讓與賣買したるときにも亦適用すへきものとす

第十四　停止會員、再加入及債主の要求等

第一條　會員にして其契約を果すとを能はさるとき又は分產の場合に於ては直に書面を以て其契約に應すると能はさる旨を頭取に通知すへし此場合に於ては其會員は債主に係る計算を結了したる上加入委員の承諾を得て再加入を爲す迄は停止せられたるものとす本會

員の停止を報告するは加入委員長の職務とす

第二條　凡そ會員たるもの其契約を果すと能はさるとき又は其分產の場合に於て其頭取に報告するとを怠慢するときは頭取に於て其分產の旨及其會員たるとを停止せられたる旨を併せて取引所に告示すへし此場合に於ては右分產人は假令再加入の申込をなすとも臨席理事委員の三分の二の承諾投票を得るにあらされは其申込を加入委員に移牒すへき權利なきものとす

第三條　停止會員たるもの再加入の申込を爲さんとするときは其債主の名簿及其當初より借用に係る金員の明細表並從來結算を遂けたる各般の方法性質等を加入委員長に差出すへし加入委員は停止會員の申込及債主の要求を審査すへき時日と集會の場所とを三日間引續き告示すへし此場合に於ては取引所場長を經由し及其用途に供したる揭示札を以て其旨を公示するものとす●申込本人に於て其一切の債主と結算を爲したる充分の證跡を表するときは加入委員は取引所規則に遵ひ其本人を加入せしむるの可否を投票に問ふものとす此場合に於て加入委員總體三分の二の承諾投票を得ると能はさるときは其申込本人は其指定せる次回の加入委員例會に於て五回迄投票を請ふへき權利あるものとす但し申込本人に於て本項の投票を請はんとするときは當初再加入の申込より起算し一ヶ年以內に之を爲すへし●前書六回投票の後も尙ほ拒絕せらるゝときは其後六十日以內に理事委員に上告を爲すとを得此場合に於ては理事委員の處分を以て終審とす●上告の訴は少くも理事委員の中三十五名臨席するに非されは之を受理するとを得す再加入の承諾を與ふるには少くも理事委員二十九名の承諾投票を得るを要す●申込本人若し加入委員の第一次投票を請ふたる後一ヶ年以內に於て爾後五回の投票を請ふへきとを加入委員に申込まさりしとき又は理事委員の爲めに拒絕せられしときは其申込本人は取引所會員たるとを差止められ直に其氏名を名簿より刪除せらるへし其會員席は加入委員に於て之を賣拂ふものとす

第四條　凡そ停止會員たる者其停止の時より一ヶ年以內に其債主たる取引所會員に對し精算を爲すと能はさるときは其者の會員席は加入委員に於て之を賣拂ひ其賣上げ代金は加入委員の承諾を得て取引所に於ける本人の負債償却に充用するものとす●理事委員は其臨席理事委員三分の二の投票を以て一ヶ年に超へさる季節に限り精算の時日を延期することを得延期の時日滿るに及ひ尙ほ停止會員より再延期の申込をなすか又は其申込をなすも拒絕せられたるときは本條第一項の如く其會員席を賣拂ふものとす

第五條　組合員にして取引所會員たるもの、間に於て取引上より何等の要求を生するとあ

るも其組合員中一人の會員席を賣拂ひ其賣上け代金の中より之を分取するとを得す此場合に於ては其賣上代金の中より先つ取引所會員たる他の債主より申出たる要求にして加入委員の承諾を得たるものを完償し然後に之を分取するとを得るのみ

第六條　凡そ債主に於て會員に係る要求あるときは其會員に屬する會員席の讓與賣買あるに先ち書面を以て其旨を加入委員付きの書記に申出つへし之を申出さるときは其讓與賣買に先ち申出たる一切の要求を完償するまては右の會員席の賣上け代金中より配分を受くへき權利を失するものとす

第七條　凡そ停止會員たる者は其停止後三十日以内に取引所に於ける債主の名簿と各債主に拂ふへき金額とを書面に認め取引所書記役に差出すへし

第十五　取引所成規を遵守すへき義務

凡そ取引所會員たる者は其加入の承諾を得其旨を取引所書記役より通知を受けたるときは其當日を以て取引所成規に記名調印し現行成規は勿論爾後改正の條項をも遵守履行すへきとを保證すへし

第十六　取引所成規の改正

取引所成規を改正せんとするときは出席理事委員三分の二の同意投票を得たる上之を取引所に提出すへし此場合に於ては身元慥なる取引所會員總躰に於て其過半數を以て一週間以内に不同意を唱へさる時は之を取引所の法律と爲すへし●然れとも取引所成規第一款第十八章の改正に限りては死亡會員の遺族の爲めに同章に既定せる各會員の義捐金の高を減少せしむへき主旨の改正をなすとを得す

第十七　會員の停止及退去會員詐僞の罪を犯したるとき

第一條　會員たるもの詐僞の罪を犯したるときは理事委員に於て其罪の有無を判定し其者をして果して有罪なるときは出席理事委員三分の二の投票を以て其罪證を示したる上頭取に於て其者に退去を命し其者に屬する會員席は加入委員に於て賣拂ふものとす

第二條　申込人に於て新加入の申込若くは再加入の申込に際し緊要なる廉に付故意を以て過誤の申立を爲したるとを加入委員の過半數に於て認むるときは加入委員は其旨を理事委員に報告すへし理事委員は其出席員三分の二の投票を以て其場合に應し右の會員を退去せしめ若くは新加入再加入共不合格のものたるとを申渡すとを得

第三條　何等の會員たりとも凡そ紐育株式取引所の會員たる者又は其組合仲間にして法廷を煩し株式取引所の役員又は委員を相手取り其役員又は委員に於て取引所成規に遵ひ其職務を執行するとを抑制せんとを訴ふるものは其所爲を以て取引所會員たるとを差止む

第四條　何等の會員たりとも當組育府内に於て當株式取引所と同様の株式、負債券若くは金其他の物品を賣買する會社と直接に連絡を通するか又は組合人を以て連絡を通せしむるときは退去せらるへき責ある〔illegible〕

第五條　當取引所の會員にして會員外のものと債券、地金、株式若くは其他の證券類を取引所内に於て賣買するときは理事委員に於て相當と認むる間其營業を停止するものとす

第六條　取引所成規中罰條の設けなき場合に於ては理事委員は其同僚三分の二の投票を以て取引所成規に違反する會員を退去せしめ若くは其任意を以て相當と認むる間營業を差止むへき權力を有するものとす又何等の會員たりとも不行跡のとあるか若くは取引所の公益若くは繁榮を害すへき所爲あるときは理事委員に於て之を裁定し一年に超へさる間其者の營業を差止むへき權限を有するものとす

第七條　凡そ取引所會員を相手取り其者の犯罪人たると若くは取引所令規に違背したるとを理事委員に訴出んとするときは之を書面に認め其違反の旨を詳記し而て出訴人之に記名調印すへし此場合に於ては其出訴狀の謄本を被告人自身に渡すか若くは營業時間を見計ひ其者の事務所に之を届け置くへし被告人は少なくとも十日以上若くは理事委員の意見を以て相當と認むる時日中之に向て答辨をなすへし其答辨は書面に認め被告人之に記名調印し而て取引所書記長に差出すへし●答辨を差出すへき時日の經過するか若くは既に答辨書差出したる時は理事委員は次の例會に於て審問を開くか若くは後日を撰ひ審判すへし然るに被告人に於て前述の時日以内に答辨を爲すことを拒絶し又は怠慢するときは理事委員は被告人に於て答辨を爲したると見做し其訴訟を審判處分するを得

被告人は訴訟審判の節出席し且つ關係ある總ての證據人と其審査對話を求め併せて相當と認むる辨護答辨を爲すへき權利を有するものとす

理事委員は被告本人の望によりては凡ての證據人と被告人との陳述を審問したる末被告人の犯罪の有無を判決するものとす此場合に於ては理事委員の判決する所果して被告人の有罪に決するときは理事委員は臨機其本人たる會員を除名し又は入所を差止め其頭末を頭取より取引所に通知し而て前述の手續に依り書面を以て其旨を本人たる會員に達するものとす本件に付ては理事委員の審判を以て終決と爲すへし

第八條　理事委員は會員不行跡の事あるか或は取引所の公益若くは繁榮を害すへき所爲二ヶ月以内の營業停止に相當するものと認むる時は直に處分するものとす但し理事委員會に被告會員を呼出し其理由を示し自身に於て答辨すへき猶豫を與へたる後出席理事委員

三分の二の投票により前記則を執行するを得

第九條　凡そ取引所會員を除名し又は其營業を差止むるとあるも夫れが爲めに取引所會員たる債主の權利上何等の影響をも波及せさるものとす

第十八　死亡會員の遺族に關する條項

凡そ紐育株式取引所の會員たるものは左に定むる死亡會員の遺族の爲めに設けたる方法を遵守し其德澤を共享すへき權利を有するものとす

第一條　取引所會員中死亡したるものあるときは存命の各會員に對し拾弗つゝ賦課徵集すへし然る上は該金は各會員より株式取引所に支拂ふへき義務を帶ふるものとなり罰金又は其他の支拂金を徵收すると同斷の手續に依り存命會員の會員席に對し之を徵收するものとす

第二條　紐育株式取引所會員中死亡したるものあるときは其死亡の證跡を得たる後一ケ年以內に於て前條の方法に依り徵收したる金員中より一萬弗若くは其徵收するとを得たる丈けの金額を次條に示定せる者に拂渡すへきとを爰に紐育株式取引所は誓約すへし該金は取引所會員中存命のものより醵出する愚金として之を拂渡すに依り一切の負債又は何等の要求にも關係なきものとす

第三條　取引所會員死亡し其遺族は寡婦のみにして遺子なきときは全額を其寡婦に拂渡し本人の自用に供するものとす●會員死亡し其遺族に寡婦と遺子とあるときは全額の內一半は寡婦に拂渡して其則用に供し他の一半は遺子に拂渡し以て其用途に供するものとす但し丁年未滿のものには其後見人に之を拂ふものとす萬一遺子の中死亡したるものあるときは其子孫に於て恰も其者の存命せは請取るとを得たる丈の配分を享受すへき權利を有するものとす此場合に於て其子孫已に成年に達するときは直接に本人へ之を拂渡す未丁年なる時は其後見人を經て之を拂渡すものとす●取引所會員死亡し其遺族には遺子のみ一人以上ありて寡婦なきときは前條折半の項に定むる如く全額を其遺子に配分するものとす

取引所會員死亡し其遺族には寡婦又は遺子なきときは紐育州法に定むる代理權限の範圍內に於て其死亡人の血屬中其次に位する者に全額を拂渡すものとす然るに其次に位する血族なき時は株式取引所規則に從ひ死亡人の會員席賣上ケ代金に對し請求をなすへき權利あるものに之を拂渡すものとす●如何なる場合に於ても請求人に於て遺言裁判官に其旨の申出を爲し其確實なる旨の證明を得たるときは取引所は之を以て其請求人の權利を證明するものと爲し其者に金員を拂渡すへき證據と見做すへし依て取引所より之を拂渡

すも毫も差支なきは勿論向後何等の請求若くは如何なる責任に付ても取引所は更に關係なきものとす

第四條　本章に定むる醵金の支拂方に付ては取引所若くは其會員をして連帶責任に當らしむるものと解釋すべからず各會員の責任は會員中死亡者あるときに限り拾弗を支拂ふに止まり取引所の責任は會員より其醵金を徴收したる上一方弗（若くは其以内にても徴收するとを得たる丈げの金額）の金員を死亡者の遺族に拂渡すに止まり其他に及さゝるものとす

第五條　本章に定むる醵金を以て尚も負債辨償の爲めに置入又は書入を爲すとを得へき財産の存在せるものと解釋すへからず株式取引所會員は會員中死亡者ある毎に其遺族に此醵金を義捐するとを確約し株式取引所に右義捐の金額を徴集し之を右の遺族に拂渡すへきとと確約したる迄のものと解釋すへし●本第十八章の各項は其施行後に係る死亡に限り實施すへきものにして其適用は死亡の場合に止まるものと知るへし爰に之を明言す

第六條　取引所理事委員は痛く取引所の經費を節減し併せて正當の方法を以て收入の增加を計り成るへく丈け取引所の剩餘收入を增殖し以て義捐資金蓄積の用途に供するを以て其特別の職分となし爰に之を行ふへきとを命任せらるゝものとす其義捐資金は左に定むる方法により之を管理し之を使用するものとす

第七條　義捐資金の管理方其配分方及本章に定むる條項の執行方は義捐金保管委員に於て之を掌理するものとす其委員は取引所の頭取及出納役其他五名の委員を以て組織し其在職年期は五年と定め每年擇舉の都度取引所に於て投票を以て其委員中の一人を改撰するものとす●其委員中に欠員あるときは假に理事委員に於て其欠を補充し置き翌年總撰舉の時取引所に於て更に委員を撰舉し前委員の年期未滿の間在職せしむるものとす●義捐資金保管委員は義捐の爲め拂込みたる一切の金額と夫れより生する年々の金利とを紐育州制定委托資金法に遵據し安全に保管するを以て其職分となすべし●義捐資金保管委員は理事委員の承諾を得て其委員長を互撰し以て其必要と認むる申合規則等を定むへき權限を有するものとす●義捐資金保管委員は其資金の狀況を每年取引所に報告するものとす●本章制定後取引所の出納役は金錢出納の都合次第取引所の會員各自に付き拾弗の割を以て義捐金保管委員に拂渡すものとす其一日拂込置きたる分は之を各會員に賦課し會員より受取るへき其他の掛け金と共に之を徴收すへし●本章制定後取引所に加入し其會員たらんとするものは其會員たるの特權を得るに先ち拾弗の金員を保管委員に拂込むへし●株式取引所の歳入にして其通常歳出に超過すると一萬弗に及ふときは其剩餘金を左

の如く配分するものとす即ち其剰餘金は全額の中一半を引分け之を各會員に割當て以て各會員年々の掛け金を其中より引去るものとし他の一半は義捐資金保管委員に拂込むものとす●一ヶ年以内に取引所會員死亡の員數十五名以上に達したるときは存命委員の爲に其年に係る掛け金を義捐資金の中より引去り以て本章に依り各會員の拂出すへき全額を一ヶ年一百五十弗に止まらしむるを以て義捐資金保管委員の職務とす但し義捐資金にして已に消費濟となりたるときは各會員に於て一百五十弗以外に拂込を爲すへきの義務あるは勿論にして各會員は之を果すへきの責あるものとす●義捐金の全額一百萬弗に達したるときは保管委員に於て歳入を會員總躰に配分し以て本章に依り年々會員より拂込をなすへき分を其中より引去るものとす

第八條　本章に定むる條欵は何れも會員にして其會員席を讓與賣買し（其讓與賣買は任意に出たると否らさるとを問はす）以て其一身の關係を取引所より辭したるもの若くは會員にして取引所より除名せられたるもの又は今後除名せらるへきものには其効力を及さるゝものとす但し一時營業停止を命せられたる會員には之を及ぼすものとす

第九條　死亡會員の會員席は其死亡の日より其會員席賣却の日迄は本章に定むる條項に依り存命會員の會員席と同樣義捐金を賦課するものとす

第四章　紐育株式取引所成規第二欵營業規則

第一　營業時間

第一條　株式取引所は會員入場の爲め毎營業日午前九時三十分を以て開場すへし場長は正十時を以て全般の營業の爲めに取引所を開くへき旨を其役坐より報すへし然る上は午後三時に至り場長より閉場すへき旨を報する迄は取引營業の爲めに依然其場を開き置くものとす但し貸借に限り午後三時後と雖とも之を爲すことを得●凡そ取引は別に理事委員より命令を下すにあらされは年中前書營業時間内に於て營業するに限るべし●會員にして前書營業時間の前後取引所内若くは公然其近傍に於て直接と間接とを問はす苟も株式若くは債券の取引を爲すことあるときは一罪毎に五拾弗の罰金を賦課すへし●取引所外に於て如何なる場合たりとも公然諸株式等の取引を爲したるときは本章の目的及主旨に背戻したるものと視做し理事委員會は如斯契約を認めさるべし

第二條　取引所は理事委員の命令に依るの外は前書營業時間以内に於ては閉場せさるものとす●理事委員の命令を以て閉場したる間取引所外に於て營業を爲したるものには恰も通常の閉場時間内に營業を爲したるものと同樣の罰を適用するものとす

第二　株式の登錄

第一條　株式取引所は如何なる會社の株券たりとも其株券は或責任ある銀行、保管會社若くは其他の身元慥なる代理店に於て其株式の登錄を爲さゝるもの及其登錄の手續を經るに際し登錄を受くへき株券の番號を公示せさるものは賣買取引を爲さゝるものとす●凡そ合本會社に於て其資本金を增加したるときは株券目錄面に編入濟となりたる交換債券を除くの外は少くも三十日以前に書面を以て其增加の旨を株式取引所に通知し而て株券目錄委員を經由し理事委員に向て右新株券をは差支なく受渡の用に供せられたき旨を出願せさるへからす●理事委員は相當の理由ありと認むるときは增發の新株券を受渡の用に供せしむることを拒み又は增發の新株券に限り賣買取引を許すことを拒み若くは必要の場合ありと考ふるときは一時又は永久に合本會社の總株券又は債券の賣買取引をも許すことを拒むことを得●株券にして一旦株券目錄面に編入濟の後苟も其證書面を改むることあるか又は其登錄の場所を變したるときは株券目錄委員の承諾を得さるへからす

第三　讀上げのこと

第一條　市場公債室におゐて定式の讀上げを行ひ營業を爲す順序左の如し●第一　公債(Bonds or Stocks)の定式目錄を讀上くること●第二　會員の依賴に應し別目錄面に編入の公債を讀上くること●第三　會員の依賴に應し公債の再讀上げを爲すこと

第二條　定式目錄と別目錄の讀上結了の後は右兩目錄面の公債中何れにても一度限り再讀上げを爲すことを得

第四　賣買

第一條　凡そ賣買約定は株式取引所成規を遵奉して一旦直段を附け之を賣主に於て承諾したるときは其約定を遵守履行すべし

第二條　凡そ賣買を爲すに於ては證券類は其員數を詳明すへし其株式證券の券面價格は一口五百弗より少かるへからす萬一株式證券の員數を詳明せさるときは株式證券百株と見做し一萬弗の券面額とすへし●員數を證明したる口と其他の口とは賣買の順序に於て更に前後の別なし凡そ株式證券類を賣買せんとするには其大小の高を論せす百株一口の賣買と同時同價を以て賣買することを得

第三條　凡そ株式證券類を賣買せんとするものは左の順序に依り之を行ふべし●一　セイラー、スリー、デイの買約定とバイヤー、スリー、デイの賣約定とは現金(キヤシ)取引及ひ直取(レギユラル)引に先ち其取引を爲すへし●二　現金　取引とレギユラル取引とは本來別口の取引と爲し同時に之に爲すことを得●三　三日以上に越へる賣買取引はバイヤー、スリー又はセイラー、スリーの取引と同時に之を爲すことを得●四　賣主の都合に任せて買取るへき取引

又は買主の都合に任せて賣渡すへき取引に在ては其賣買取引の中定期の最も長きものを先きに擧行すへし●五　賣主の都合に任せて賣買取るへき取引又は賣主の都合に任せて賣渡すへき取引に在ては定期の最も短きものを先きに擧行すへし●前項に定むる外他の賣買取引を爲すことを許さす●會員にして本條の條項に違背するときは市場長は之を譴責することを得然るも尚は再犯をなすか若くは固執して改めさるときは理事委員に移牒して其裁判を請ふことを得此場合に於ては理事委員は其見込を以て十日より多からさる營業停止を其者に命することを得

第四條　凡そ賣買取引の約定を取結ふに當ては會員より申出たる代人は果して滿足を表する人物なるとき若くは賣買取引の約定を締結するに際し其名を會員より申出たるものを除くの外は面々の約定を取結ひたる會員の外に他人を約定本人として引受るの義務なきものとす

第五條　凡そ如何なる株式證券類に限らす之を賣買する時に方り證據金限り其義務の制限として賣買取引を爲すへからす

第六條　當取引所に於ては株式證券類の賣又は買共六十日以上の約定を締結すへからす

第七條　三日限りの取引を取結ひたるときは第三日目の午後二時十五分迄株式證券類の受渡を爲すか或は其通知を爲すことを得

第八條　賣主又は買主の都合にて三日以上の賣買取引を爲したるときは株式證券類の渡し方若くは受取方を要求せんには一日前に其旨を報知すへし且其報知は午後二時十五分若くは其以前に之を爲すへし

第九條　取引所に於て不正（フヒクチシヨス）の賣渡をなすか若くは百分の一の八分の一（拾貳錢五厘）以下の變動を以て株式證券類を賣渡し其證跡充分なるときは理事委員は會議を開き其出席員の多數を以て定むる所に從ひ六十日に越へさる期限の間其者に營業停止を命すへし

第十條　會員にして不正又は區々些少の賣買をなすか若くは百分の一の八分の一（拾貳錢五厘）以下の變動を以て株式證券類を賣渡し其證跡充分なるときは理事委員は會議を開き其出席員の多數を以て定むる所に從ひ六十日に越へさる期限の間其者に營業停止を命すへし

第十一條　全般の賣買取引の爲めに市場を開始する前若くは場長より閉場の旨を達したる後は株式證券類を賣買取引することを禁す犯すものは左の如く處分すへし●一　初犯は訴を俟ち場長に於て五拾弗の罰金を犯者に賦課すへし●二　再犯は理事委員會議を開き其出席員の多數に於て定むる所に從ひ六十日に越へさる期限の間犯者に營業停止を命すへ

し

第十二條　證券類受渡の爲め特（ストックプレージ）權を株式取引所に於て公然取引を爲すへからす犯すもの一犯毎に二十五弗の罰金を賦課すへし

第五　受渡計算の事（千八百八十七年十二月一日全項を刪除す）

第六　證書及委任狀を以て株式證券類の代金を拂渡し及其受渡をなすと

第一條　株式證券類を受渡すに當りては其受渡をなすへき相手方は右株式證券類の受取渡をなす同時同場所に於て其代金の拂渡を要求すへき權利を有するものとす其受渡を爲すに當り現品を以てせす只帳簿面の移轉を以て之を爲すときは其讓與の手續を爲す同時同場所に於て代金の拂渡を要求するとを得

第二條　株式の受渡に於ては受取人は取引所の會員或は會員組合（組育在住或は同所にて營業するものに限る）の名義を以て保證したる證書幷に委任狀にて受取るへき擇擇の權を有す●記名主に責任ある證券類を賣渡すときは賣手記名書換の手續を以て受渡を請求するの權利を有す●委任狀或は代理にて受取の際取引所の會員或は組合の保證なき證書幷に委任狀は會員或は組合の裏書を爲したる後正確なる記名株式類と認むへし

第三條　株式の賣買取引一百株に超過せさる場合に於て證書及委員狀を以て受渡を爲んとするときは買主は一口一百株より多からさる證書を以て受渡を請くへき權利を有し賣主は一口一百株若くは其倍數の證書を以て受渡を爲すへき權利を有するものとす●公債の貸借取引及額面一萬弗の債券及其倍數の債券賣買に付ても亦前項の受渡規則を適用するものとす

第四條　委任狀にして保管人、後見人、未丁年者、跡引受人若くは代言人の記名調印したるものは受渡上効なきものとす

委任狀にして別紙に認めたるものは公證人の調印を受け其確實なるとを證明せさるへからす

第一條　凡そ證券類の受渡は之を午後二時十五分前に之を爲さゝるへからす此刻限以内に受渡を爲さゝるときは本規則即ち第十一章に定むる手續により相當の猶豫を與へ前以て違約者に通知し置き規則に從ひ其契約を結了せしむるとを得其通知は二時半前に之を與へさるへからす然るに何等の通知若くは條約をも爲さゝるときは其契約は無利子にて翌日迄連續するものとす●然りと雖とも受渡の約を完ふせさる場合に於ては違約者は夫れが爲めに生する損害に付き辨償の責に任するものとす●右の損害辨償を請求せんとするときは違約の翌日三時前に之を請求せさるへからす

第二條　本則は證券類を借入れたるもの及貸付けたるものにも適用するものとす

第三條　相當時日に至り受渡の約を完ふせさる爲め本則に依り證券を買入るへき旨の通知を發したる以上は其買入るへき命令の執行以前に於て證券の差出を受けたるときは其證券を受理し之に向て代金を拂渡さゝるへからす但し相互の承諾を以て前以て其通知を下戻したるときは此限にあらす

斯くの如き證券を差出さんとするときは午後三時迄之を差出すことを得

第四條　右の手續により證券を受理したるときは相手方の承諾を經るにあらされは受渡上に被むりたる違約の損害を右の中より差引去るへき權利なきものとす

第五條　貸付け又は借入れたる證券類の返濟を要するときは午後一時前に其旨を通知せさるへからず然る上は其通知は實際受渡濟に至る迄は充分の効あるものと認定せらるへし

第六條　證券類の中特に現金（キャシ）直取引を以て賣買約定したるものは土曜日に於ては午前十一時半前に受渡せさるへからす然るに約に違ひ之を爲さゝるときは第二款第十一章第八條乃至第十三條に定むる手續に依り相當の猶豫を與へたる上本則に從ひ直に其賣買取引の契約を結了せしむることを得

第八　受渡品の不整なる事

證券類の受渡上品物不整の分あり夫れか爲め其證券の安否には關係なきも只市場の通用上に幾分の影響を波及したるときは其不整の分に付き請求を爲さんとするときは受渡の當日より十日以内に之を爲すにあらされは無効のものとす

第九　法律に依て證券類の名前書替を差止められたるとき受渡手續の事

如何なる會社に限らす其會社の株式證券類の書替帳簿を法律に依り閉鎖を命せられ其帳簿の閉鎖を解かるへき時日の定まらさるときは右會社の證券受渡は約定さへ慥なれは再ひ取戻すことを得さる賣渡證書及委任狀にして公證人の承認調印を經たるもの並に其請求人に於て滿足すへき書類又は株式證券委員の一覽を經たる書類を以て取引を爲すへし

第十　證券賣買に付き生する爭論鎭靜方のこと

凡そ株式證券類の賣買上よりして會員間に爭論を生し其事相互の同意を以て鎭靜に歸せしめ難きときは取引所場長をして賣出し或は買戻を爲し其差金を定め之を落着せしむるものとす

第十一　破約の節規則に依り決算方のこと

第一條　如何なる會員に限らす其契約を遂くることを能はさる旨を申出るときは其者と結約したる相手方は無用の猶豫をなすことなく取引所の場長をして其場合に應し買又は賣を爲さ

しめ（結約したる双方に於て決算の直段を豫定したるにあらざれば）其契約を決算せしむへし●此場合に於ては其契約を完結決算せしむへき意志ある旨を別に通知するを要せさるものとす然るに若し結約したる一方に於て前書の如く契約を完結決算するとを怠りたるときは規則に依りて其契約を完結決算すへき當日の相場を以て直段を定むるものとす

第二條　如何なる會員たるとを問はす約定を果すへき日限に至るも其約定を遂くるとを怠りたるときは其者と結約したる相手方は午後二時半に先ち書面を以て通知を與へたる後取引所の場長をして其場合に應し買又は賣をなさしめ取引所に於て其約定を完結決算せしむるとを得●前項の通知書は通知を受くへき相手方の事務室に宛て之を交付すへし萬一其事務室にして見當らさるときは其通知書を本人自身に手渡するか若くは市場長の坐元より之を讀聞せしむるとを得

第三條　規則に依りて買入を爲すへき意旨ある旨を通知せんとするときは當初場長に向て決算をなすへき旨の注文を爲す相手方即ち其者の爲めに買入を爲すものゝ名前とを通知の都度明示せさるへからす是れ市場長に於て其買入を擧行したるとき凡そ右の取引に關係ある次後の相手方をして其同物件たるとを證明せしめ得る爲めのものとす●斯の如く名前を明示し置きたる以上は一旦市場長に於て擧行したる買入を以て次后其取引に關係ある相手方にして相當の通知を受けたるものゝ爲めに之を擧行したるものとす此場合に於ては市場長は其一口の買入をして連帶の責任を負はしむる爲めに總躰連名を明示するに及はさるものとす

第四條　規則に依て買入を爲すへき意志ある旨の通知は一口百株若くは其倍數の制を以て受理せさるへからす此通知は之を受けたる相手方に於て其約定通り證券類の受渡を爲すとを怠りたる場合に限り効力を有するものとす

第五條　規則に依て證券類を買入るへき旨の通知を受理すると遲刻し午後二時半前に之を轉送すると能はさるときは其相當通知を受理したる最後の相手方は規則に依り現場直取引にて買入を爲したる後直にレキユラル賣買にて其證券類を私賣するとを得此場合に於て万一損失を生したるときは其賣買に就き違約したる次後の相手方を一々相手取り受渡未濟の損害を請求するの權力あるものとす●但し此請求を爲さんとするときは本文の通知を受理したる後謂はれなく無用の延滯をなすへからす

第六條　場長は午後二時半前に於ては受渡未濟の爲めに規則に依て買入を爲すへからす（此規程は破產の場合、約定違背の場合、名前を示すとを怠りたる場合、證據金の預けを

爲すことを怠りたる場合若くは代理の支拂を爲すことを怠りたる爲めに規則に依て約定を完結せしむるときには適用せさるものとす）

第七條　違約の爲め通知を受けたる證券類の全部若くは其幾部を午後二時十五分より二時半迄の間に於て之を受取るへき相手方の事務所に差出したるときは之を引受け而て其代金を拂渡さゝるへからす若し又午後二時半後之を買入れさるに先ちて市場長の坐元に差出したるときは受取るへき相手方は何れも之を引受け而て其代金を拂渡さゝるへからす

第八條　規則に依て買入を爲したるときは其買入の注文を與へたる相手方は違約を爲したる相手方に買入を爲したる旨の通知書を即坐に送付せさるへからす又其取引に關係ある次後の相手方にも遲滯なく其旨を通知せさるへからす

第九條　此規則に依り證券類買入又は賣渡すへき旨を市場長に指圖する場合に於ては違約したる相手方の名前と其指圖を與へたる相手方の名前とを公示するものとす

第十條　此規則に依り證券類の賣買を爲さしむへきことを指圖するには書面を以てすへし之を以てせさるときは其指圖を擧行せさるものとす其書面には指圖を與ふる相手方記名調印し而て其指圖を與ふる理由を證明すへし又其書面には此指圖を擧行する市場長に於て賣主若くは買主の氏名及其契約を完結したる相場幷刻限を裏記し而て其書面を取引所書記役に交付するを以て其職分とす取引所書記役は二十四時間内に於て其取引上より生する差金（若し之あらは）を違約者より拂渡したるや否やを査定するものとす若し之を拂入れさるときは取引所書記長は其旨を頭取に報告すへし取引所市場長は此規則に依り委任せられたる職分に付きては無手數料にて之を取扱ふへし

第十一條　違約の爲め一旦規則に依り其賣買取引を完結したるときは其完結に係る證券類を賣買すへき旨を申出すことを得さるものとす

第十二條　此規則に依り契約を完結せしめんとするときは直接と間接とを問はす苟も違約人の所爲により其契約の連結を遲滯せしむるか或は之を妨碍するか或は之を忌避するか兎に角一方の相手方に損害を及ほすときは會議に臨席したる理事委員三分の二の投票に依り其意見を以て三十日以上の營業停止若くは取引所退會を其者に命するものとす

第十三條　規則に依り契約を完結せんとするとき其買入るへきものを正當に受取らさるか又は其賣渡すへきものを受渡せさるときは其者は本章に依り請求を受くへき責を有するものとす

第十四條　斯く賣渡したる證券類を其翌日迄に受渡せさるときは其契約は依然連續するものとす但し此場合に於ては違約者は仲裁委員の定むる所に從ひ損害を拂ふへき責任ある

ものとす

第十五條　他の契約上違約の場合に關する規程を以て證券類貸借上違約の場合にも適用するものとす

第十六條　取引所の會員間時貸（カン、コール）を以て金員を貸付けたる時は貸主は何日にても午後一時前に其貸金の返濟を需むへき權利を有するものとす然るに其日の午後二時半前に其返濟なきときは借主を違約者と見做し貸主は前項に定むる方法に遵ひ規則に依りて其者の證券類の全部若くは其幾部にても貸金を償ふに必要なる丈けのものを賣却すへき權利を有するものとす●前項の規程は又定期貸金の返濟方にも適用するものとす

第十二　契約双方より證據金預け合の事

第一條　如何なる契約たりとも其約定の滿期に至らさる間は何時にても双方より各々一割の證據金を差入るへき旨を申入るゝことを得●何時にても證券類の相場變動し右證據金の割合減少して双方の中何れにても五分以下に至りたるときは双方の中一方より一割に復する丈けの差し金を要求することを得此割合減少するときは其都度幾回にても此手續を爲すことを得●此證據金の差入れを午後二時前に申入れたる時は其日の午後二時半前に之を差入るへし若し午後二時後に申入れたる時は翌日の午前十一時前に之を差入るへし●土曜日は半休日なるを以て午前十一時前に證據金の差入を申入れたるときは同日午前十一時半前に之を差入るへし若し午前十一時後に之を申入れたるときは翌日（日曜日を除き營業日）の午前十一時前に之を差入るへし

第二條　双方の中何れにても本章に定むる所に從ひ證據金差入れの請求に應するとを怠りたるときは之を請求したる方より先方は一應通知の上其違約の旨を市場長へ報告するとを得然る上は市場長は取引所に於て速に右證券類を再賣又再買し此際に生する所の差金あれは之を一方より取立てゝ受領すへき權利ある方に拂渡すへし●前項の通知は書面を以て本人の事務所に差送るへし若し其者事務所を所持せさるときは取引所に於て賣買立合の席に於て公に之を通知すへし

第十三條　賣買の證として双方より差入るへき證據金の預け場所に付き双方に於て異存あるときは右約定金をニウ、ヨルク、ライフ、エンド、トラスト、コムパニー（紐育生命幷に保管會社）に預け置くへし

第十三　證券類に屬する配當金の事

第一條　利子配當の爲め證券類の書換帳簿を閉鎖したる當日に於て現金直取引を以て右閉鎖中の證券類を賣買取引したるときは其帳簿の閉鎖を解く日迄の配當金は之に付屬する

ものとす其他は當日に取結ひたる取引にして現金直取引のものは總て配當濟のものたるへし

第二條　契約期限の未た滿たさる前に於て其證券類に對し利益配當の報告あるときは賣主に於て之を收受保存し置き之に利子を付し契約の完結するを侍て之を買主に拂渡すへし

第三條　取引所會員は配當金を收受し而て之を拂渡す爲めに百分の一の手數料を申受くることを得但し假株券又は本株券に屬する配當の報告を會社より申出したるときは右百分の一の手數料は其株の市價を標準とすへし其券面の價格に依らさるものとす

第四條　株券に屬する配當金は取引所に於て公然其賣買を爲すことを許さす犯すものは一年毎に場長に於て二十五弗の罰金を賦課す

第十四　株券書替帳簿閉鎖中に契約の滿期すると及支拂期限に達したる手形の事

如何なる會社たるとを問はす其株券書換帳簿閉鎖中に株券賣買取引の契約にして滿期に至りたるときは第二款第六章に定むる如く證書及委任狀の受渡を爲し滿期に結算すへし又買主若くは賣主の都合に依りて豫め結算の期日を定め得ると書換帳簿の閉鎖なき時に同し●配當金分與の爲め書替帳簿を閉鎖したる場合に於ては配當を受くへき權利ある相手方は其支拂手形を受取り其株券の賣主をして之に記名裏書せしむへし此支拂手形を發行したる相手方は書面を以て要求を受けたるときは右支拂手形相當の金員を保管會社（トラスト、コンパニー）に預け入るへし此預け金は買主賣主双方の連名にあらされは引出すとを得さるものとす

第十五　金利及謝金の事

第一條　賣買取引にしてレギユラル、ウエー取引バイヤー、スリー取引及びセイラー、スリー取引外に係るものは別段の約定あるにあらされは總て金利を付するものとす

第二條　定期賣買に於ては別段の約定あるにあらされは其金利は六銖たるへし其計算方は銀行の習慣に從ひ總て日割を以て算すへし

第三條　株式證券類に屬する金利は本則中別段に取除きたるもの、外は買主に屬すへきものとす

第四條　證券類を貸借したるときは夫れか爲めに拂ふへきとを約したる金員は其利子たると謝金たるとを問はす又證券類を受渡したると否とに拘はらす拂渡すへし●若干の謝金を受けて證券類を貸付けたるときは其謝金は貸付けの當日に限り適用せらるゝものとす但し再貸付を爲したるときは此限にあらす

第十六　證券類の賣買結算期日及祭日のと

第一條　凡そ一切の營業取引は左の場合を除くの外總て翌營業日を以て結算すへきものとす●本項に反する約束あるとき若くは次章に定むる場合を除くの外

第二條　日曜日若くは其他取引所に於て遵守する祭日を以て結算期日に相當する契約は總て其前日を以て結算すへきものとす●但し二日間引續きて祭日に當りたるとき（假へは日曜日と國祭日と前又は後に連續したるとき）は初日の祭日に於て結算期日に相當する契約は其前日の營業日を以て結算すへきものとす又二日目の祭日を以て結算期に至りたる契約は其翌營業日を以て結算すへきものとす

第三條　土曜日は半休なるを以てレギユラル、ウエー取引に係る一切の契約及金曜日を以て證券類及金員を貸付け日曜日を以て滿期に至るものは月曜日即ち翌營業日を以て結算すへきものとす其他の賣買取引及證券類幷に金員の貸付にして土曜日を以て滿期に至るものは其前日を以て結算すへきものとす

第十七　入場費の拂込方及罰金の事附未納者罰金の事

第一條　取引所會員の入場費は毎年五月一日及十一月一日の兩度を以て拂込むへし其拂込金は毎半ケ年二十五弗とす諸罰金及第一款第十八章に定むる拂込金は此外とす

第二條　取引所會員にして拂込期日後三ケ月以内に其罰金若くは拂込金を拂込むことを怠りたるものあるときは出納役は其旨を頭取に報告すへし頭取は相當の猶豫を與へたる後右拂込濟に至る迄其者の營業を停止すへし然るも尚は一ケ年を過るも之を拂込まさるときは加入委員をして其者の會員席を賣却せしむることを得

第十八　粗暴無禮の言行等及其罰金のこと

第一條　取引所會員にして取引所營業時間中に他の會員に對し粗暴無禮の言語を用ゆるか若くは何等の所爲たりとも尚も他の會員の身躰に危害となる所行を働きたるものは市場長の存意に依り拾弗に越へさる罰金を課するか又は他より訴あるときは其者を理事委員の目前に呼出し三十日より多からさる期限の中營業停止を命することを得其後に至り再ひ同罪を犯したるときは取引所より之を除名することを得然る上は出席理事委員三分の二の承諾を得るにあらされは再ひ加入することを得さるものとす

第二條　會員にして取引所の營業室若くは其他取引所の建物中何れの部分たりとも整理委員に於て吸烟を禁したる場所に於て吸烟したるものは他より訴あるに於ては場長に於て五弗の罰金を課するものとす

第三條　取引所市場に於て證券類の相場若くは其配當を目安となし賭することを嚴禁す

第十九　取引所の財産破損のこと及其罰金の事

第一條　若し會員に於て取引所の財産を破壞したるときは整理委員の指圖に應し修繕を加ふるか若くは代品を以て補ふ可し之に背くものは整理委員に於て罰金を賦課するとを得るの外尙ほ其者より費用を徵集すべし

第二條　會員にして取引所の建物中何れの部分に於てたりとも花火若くは其他の爆發物に點火するか若くは何等の物品たるに論なく苟も之を燃燒したるときは二十五弗より少からざる罰金を課すへし再ひ同罪を犯したる時は其者を理事委員の目前に呼出し六十日より多からざる期限中營業停止を命するとを得

第二十　日記閱覽の事

會員に限り取引所の日記を閱覽するの權を有するものとす

第二十一　取引所に於て書信を讀むへからさるとと

頭取又は整理委員の承諾なくして書信を取引所にて讀むへからす

第二十二

會員は頭取又は整理委員の許可を得るにあらされは取引所建物中何れの部分たりとも公衆の入るとを許さゝる場所へ社外人を紹介すへからす

第二十三　臨時會議の事可否決等の事

第一條　株式取引所に於て臨時會議開會の節現在會員にして欠席したる者には議長に於て五弗の罰金を課するとを得

第二條　決議案は書面に認めて提出するにあらされは其効なきものとす

第三條　會員は株式取引所に於て會議を開き事を議するときは議長の許可あるに非されは二回より多く發言するを得さるものとす又他員の發言中は他より之を妨くへからす

第四條　議長たる者其議長席にある間は株式取引所に於て起りたる討論議事に參與すべからさるものとす

第五條　現在臨席會員五分の一要求あるにあらされは如何なる問題に於ても可否決に問ふふとを得さるものとす●可否決に問はんとするときは投票を以てすべし投票は二投票人其名を裏記し可否の旨を記載すへし●投票は「イロハ」番號に隨ひ緩置き十五日間保存するものとす右投票は投票簿に記載し會員撿閱の爲め簿記長の机上に之を備置くへし

第二十四　營業場所、組合、解散及支店の事

第一條　各會員たる者は株式取引所外營業事務所を所持せさるへからす其事務所に於て總ての通信報告を取扱ふものとす●各會員の職務として常に營業事務所を有し殊更轉移したる場合は取引所書記長に報告し同所に綴り置くとをとす●總て

會員取引したるときは一時間以内に營業事務所に報告し以て迅速參考の便に供す

第二條　會員たるもの他會員或は他人と結合し組合創立するときは直に其旨書記長に届出へし場長は之を株式取引所に報告し而て後十日間掲示するものとす●組合解散の際前全樣の報告を要す

第三條　株式取引所の會員たる者は一屋號或は一組合號より多くを代表するを得さるものとす

第四條　本社の支配を受け分社を創立するを得此分社は決して他人或は他社に結合し注文を申受るを嚴禁す

此分社(支店)は擔當組合員或は支配人に管理され熱心社務を勤めさる可からす猶ほ必す他人或は他社と一致し何事をも爲すべからす●總て分社は擔當組合員或は支配人の姓名を株式取引所書記長に届け記載せらるへきと●支配人其他雇人一同の給料は一般規定により決して商業盛衰により異なる可からず●前項に示したる規定の外如何なる方便に依りても代理店或は代理人を採用するとを得す

第五條　株式取引所の會員たるもの停止せられたる會員と停止間或は身代限處分を受けたる人と組合營業するを禁す又取引所の前會員にして在會中取引所に負債あり右取引所規定に基き未だ處分の就かざる者及ひ同規定に違反したる人と組合營業するを嚴禁す

第六條　會員組合を組織し之れか爲め當株式取引所の利益名譽等を妨害する場合と理事委員認むるときは同委員に於て能く右事實取調の上組合解散を命するとあるへし蓋し右會員相當の時間内に右解散手續を怠るときは理事委員の意見に任せ營業を停止せしむるとを得べし

第七條　以上規定したる個條に服從せさる會員は理事委員の制裁により營業停止を命するとあり

第二十五　口錢(手數料)

第一條　口錢は如何なる場合に於ても之を課し之を拂ふへし其口錢は賣買共に之を課す又は證券類受渡の爲め取結ひたる契約にも之を課するものとす●右口錢割合は總て證券類の券面價格により算用すへし其割合は左の記載の通りにして如何なる場合にも適用すへし而て取引所會員は成丈け安價の口錢を受くると●直接間接を問はす如何なる方法組織に依らす凡そ減額割戻割引等をなす可からす●株式取引所會員は自己の得たる處の口錢の割合を以て間接直接を問はす割附金として雇人又は他人に分與するを禁す●株式取引所會員外一己人に對し又は組合勘定取引の場合會員更に關係せさる取引上及ひ株式取引

所會員に非らさる組合の取引且又株式取引所會員にして單に一組合員に過きさる會社との取引に於ては總て口錢百分の一の八分の一（拾貳錢五厘）より少からざる口錢の事

第三條　公債爲替鑛山株券等凡て當株式取引所に於て記載せさる者は本章に定むる制限の外とす

第四條　當取引所會員たる者を組合員の一人として有する會社は會員一般に指命されたる口錢割合を以て營業するを得但し此條例外當取引所會員たる者同時に一會社より多く此特許を附與せさると

第五條　前述の割合より減少したる口錢を以て取引を申受くる會員は此條例に觸るゝものとし相當の刑罰により處分すへし

第六條　理事委員に依り停止されたる會員は停止中普通會員の口錢割合を以て營業すへからす但し身代限の處分にて停止されたる會員は普通會員の割合に於て營業するとを得

第七條　此規定に背犯するもの初犯なれは理事委員會を催し衆議の上相當の期日を定め一ヶ年より五ヶ年間の營業停止を命す而て再犯のものは放逐の刑罰を科し而て入會許可委員は其會員席を處分す

第二十六　義捐資金保管委員

第一條　紐育株式取引所年期撰擧會後第一月曜日或は便宜の節義捐金委員集會を催し議長書記會計員の撰擧をなす而て是等の役員は一ヶ年間或は後任撰擧迄勤務すへき事

第二條　毎月第三日曜日に於て保管委員通常會議を開く議長何時にても臨時會を開會するとを得又保管委員二名の上告に依り臨會會を催す事を得

第三條　通常會議と臨時會議とを問はす三名以上を以て定數を組織す

第四條　總て會議に於て議長出席すへく又如何なる質問に關しても之を決するに當て投票するの權を得而して議長たるもの株式取引所年期撰擧に先ち月曜日に於て義捐金の狀況會計員受拂報告を取添へ報告をなすへし

第五條　書記生たるもの保管委員の取扱たる事務を細記し及ひ集會の報告をなす

第六條・會計委員は保管委員に支拂たる凡ての金錢を受取り且記名し而て保管委員より指命を受け會計員たる者右金圓を紐育株式取引所義捐金會計員の名義を以て相當の場所に貯蓄するを得●又書記生は義捐金に屬する諸抵當は常に保管委員の撿閲指命に應する爲め各抵當品の看守をなす●會計員は諸勘定の定式帳簿を整へ置くへきと●會計員は紐育株式取引所規定中第十八章第一條に從ひ凡ての支拂の記錄を保管し保管委員に右報告を爲し而て認可を得たるときは直に支拂ふとを得故に保管委員の認可を得さる間は支拂を

なすべからす●保管委員の指命により會計員は義捐金の調査を爲すべし●會計員の諸帳簿は常に保管委員の撿閲に供し受拂一ケ年の報告を議長に差出す㊟保管委員により確定され紐育株式取引所理事委員に於て認可されたるとき會計員は右義捐金の中より相當の俸給を受く

第七條　紐育株式取引所規則中第十八章第一條に於て示したる如く義捐金に屬する諮問は常に保管委員に於て施行するものとす●登錄せらるべき株券は紐育株式取引所義捐金保管委員の名稱を付すべきものにして各委員一個の姓名を顯はすとなく而て右委員は彼我の別なく三名の調印を得取扱ふものとす㊟年齡に滿たす相當の後見を供へさる者義捐金を受取る場合に於ては保管委員の制裁により右金額を右幼者の財産として紐育生命保險會社或は保管會社（トラストコンパニー）或は合衆國保管會社へ貯蓄すべし●又義捐金を支拂はるべき資格を有する人受取方を失し或は相當手續の探索を爲し發見せられさる場合に於ては保管委員右の人に渡すべき相當分配金を紐育株式取引所義捐金として保管會社へ一時預け置き而て若し他日右當人或は右相續人顯はれたるときは右金額を返却すべき事●保管金請求或は分配に關し爭論を生する場合に於ても前同樣の手續を以て取扱ふとあるべし●株式取引所規定第十八章第一條により株式取引所會員期限前支拂を望むものあるときは義捐金會計員は金拾弗より少からさる金額を受取る權ありて同時右に對し受取書を發行す而て半年の終りに至り右支拂期日及ひ金額詳にせられたる時前義捐會計員に於て發行されたる受取書紐育株式取引所會計掛に於て調收す●故に義捐金會計員は會員支拂の便宜を計り取引所簿記長をして其事務を執行せしむるとを得

第九條　保管委員は自己の制裁により公に商議する權力を有し又必要とする所の經費支拂の爲め義捐金の中より引出し支出するの權あり併し會議の上其性質金額を詳にし書記生の帳簿に記入したる者の外如何なる支拂をも爲すべからす●各保管委員各集會毎に出席したる者は義捐金の中より金五弗を領收す

第十條　議長書記會計員に於て欠員を生したる場合に於ては保管委員直に其位置に當り殘り期日を勤む而て議長書記生或は會計一時不在の節に於ては保管委員に於て同役の中一名を指命し其場所を滿たす

第十一條　理事委員は何時にても義捐金に附屬する抵當品及書記生の帳簿及會計員の勘定書類を差出すべきとを命令するの權力あり●會計委員は毎年一回義捐金の狀況を撿査すべし但し同委員に於て適當と認むるときは何時にても撿査する權を有す

第十二條　理事委員は取引所に於て保管委員不正の擧動あり或は職務を怠りたるときは相

當の處分を爲す又保管委員三分の二の投票により現役より除き廢役せしむるとあるへし

第十三條　紐育株式取引所會計は當規定第十八章第一條により義捐金會計課へ半ヶ月毎に受取りたる金額を支拂ふへし

第五章　賣買及受渡法

通常は現金若くは直取引なり現金の場合に於ては同日の午後二時十五分若くは二時十五分前に株券を交換すへし然れども契約によりては三日乃至六十日間に株券を交附するを得●撰擇賣買の期限は三日間とす此賣買法は賣らんと欲するも買はんと欲するも唯た對手方の撰擇に任するものにして規約上許可したるものなり然れとも事多くはストツクプリウユレーヂを以て賣買するの傾向あり蓋し此賣買は最も空架危險の手段にして固より擯斥すへきものなり然れとも仲買上流の人よりして皆な此法を採る有樣なる故に取引所は默許に附したるの狀あり此等の弊害を抑制するとは到底期し難きものゝ如しストツクプリウユレーヂを以て取引を爲す撰擇賣買法に四種あり

第一はコールにして茲に甲乙兩人の仲買人あり甲者は其株券百枚を一枚に付き百圓にして其期限內乙者の請求次第賣渡すの契約なり「但し其契約をなすときの甲者に對し特約金として若干圓を納めしむ」若し乙者にして其期限內に右契約を履行せさるも其損失は只た特約金を取戻すと能はさるに止まるのみにして右株券を買受たると否やとは本人の取捨に任するにあり

第二はプットにして前例中乙者の都合により期限內に於て右株券を百圓の價格を以て甲者に賣渡すを得るの特約をなすにあり

第三ストラッグルはコール及プットを混合したるものにして其異なる處は其期限內に於て右株券一枚に付百圓なれは賣渡し又九十五圓なれは買受くるの特約にして兎に角乙者の撰擇に任する法なり

第四スプレットイーグルの賣買法は其期月內に限り其株券を賣方買方共に同一の價格にして取引するの法にして例へは其株券一枚に付百圓なるとき其期月內に限り同一の價格なれは買はんと欲するも賣らんと欲するも對手方の撰擇に任するの法なり

賣買證據金　當取引所に於ては仲買間は必らず證據金を受授するの限りに非すと雖も或る特別の場合に於て對手者の要求に應し互に額面一割の證據金を保管會社（トラストコンパニー）若くは或る銀行に預ける等の如き事往々あるものゝ如し然れとも依頼者仲買人の關係に至りては必ず依頼者より預けさるへからす

賣買違約者の處分　賣買上違約會員の所爲により其契約の締結を遲滯せしむる乎或は契約

を拒む等兎に角對手者に損害を與へたる時は會議に臨席したる理事委員三分の一の意見に依り三十日間以上の營業停止若くは退會を會する事あり又當取引所の會員にして會員外のものと債券地券株式若くは其他の證券類を當取引所内に於て賣買するときは理事委員に於て相當と認むる間其營業を停止するとあり而して其損害額は必す辨償せさるへからす尤も退會を命せられたる時は其會員たる資格を新に入會せんと欲する者に時價を以て讓渡すの方法なり

口錢　會員間の口錢如何なる場合を問はす賣買共に之れに課するものにして其口錢の割合は總て額面によりて計算するものなり而して會員に對する取引に於ては百分の三十二分の一「三錢一厘二毛」より多からざるへからず而して其會員外に對する割合は百分の一の八分の一「十二錢五厘」より多からさる規定なり

第六章　取引所建築會社維持法

當取引所建築物も亦た倫動取引所と同しく建築會社の所有に歸するものなり該工事の經費は百八十萬弗にして其維持法は新入會員をして一千弗の入會料且全會員をして毎年入場料として各五十弗宛を納めしめ而して平常は電信料穴藏金庫及ひ家屋貸與料より生する利益は夥多なるものにして毎年收得する處平均三十萬弗以上の巨額に達すと云ふ故に役員給料幷に諸經費を控除して尚ほ十萬弗許の利益を得ると云ふ

取引所市場に於て諸證券或は諸株式賣買の申込に對する承認料　當取引所市場に於て諸證券或は諸株式賣買の爲め登錄の申込を爲すときは其會社營業の目的資本額及ひ株券の員數等の明細表を調製し登錄料百弗を添へて委員へ差出し其承認を請ふへきものとす

第七章　取引所營業者の信用

抑信用なるものは商業家の必要缺くへからさるものにして其生產的の功用を論するに至りては啻に現在に止まるのみならす未來に渉り繼續するを得る機能を有するものなり當取引所會員は千百八を以て定員とす若し新に入會せんと欲するものは合衆國民にして二十一歳以上の男子たると且會員たるの資格を讓受け加ふるに一千弗の入會料を納めさるへからす現今會員資格の價は二萬五六千弗の高價を顯はせり一躰世人に對する信用は倫敦取引所と彷彿たる有樣なるに依り徒に喋喋するを要せすと雖ども茲に特筆すへきものは會員死去したるとき其遺族を救助するの方法是なり蓋し會員にして死去したるときは全會員より十弗宛の義捐金を募集し一萬弗を其遺族に贈與す若し一年間に於て拾人以上あるときは毎年醵集する處の貯蓄金（所謂慈善の主意にして現在金七十萬弗）より支出するの法を採れり此點最も世人の信用を鞏固ならしむる要素にして某會員たらんとを希望するの切念か引て會

員株に影響し遂に騰貴を促かして以て永遠持久の實を擧くるに至れり

第八章　遺族救濟法

米國紐育取引所に關する事項を序述するに際し特筆大書すへきものは會員遺族者救濟法是なり此法は毎年全般の經費を支出したる後の慈善金として貯蓄し置くものなり然れとも此金額は非常のときに備へたるものにして通常は會員より義捐金として拾弗宛を募り一萬弗を其相續者へ贈與し殘額は貯蓄金に繰込む尤も一年間に死亡者拾人に滿たざるときは會員の義捐金を以て處理するものにして若し拾人以上なるときは右慈善金より救助する法なり然れとも從來の統計に據れは毎年死亡者の數極めて僅少にして且目下慈善金として貯藏する處の金額は既に七十萬弗の巨額に達したりと云ふ故に其金額より生する利益は殆んと相續者を救濟するを得る額に達せんとするを以て遠からす會員より義捐金を募集するとを廢止するの決議を爲すへしと云ふ

第九章　諸證券諸株式の種類

當取引所に於ては賣買取引する處の諸證券及諸株式の類到底數ふへからすと雖其內重なる分は左の如し但し倫敦取引所の如く外國諸公債は賣買するとなし●政府公債●合本會社諸株式●會社負債券●拂込受證●利子札

第十章　仲買人の資格人員定限の有無及其加入法權利義務

紐育取引所新加入申込人の資格及手續は倫敦取引所の如く嚴格にあらす申込の資格は合衆國人にして二十一歳以上の男子ならは足れり此の如く資格の嚴重ならさる所以のものは蓋し會員に定數ありて會員株讓受に二萬四五千弗を要し規則外に自然の制限あるか爲ならん其手續も亦極めて簡單にして入會申込人は其姓名弁に己れを紹介する會員の姓名を公にすへし然る後取引所役員は申込人に對して左の如く質問をなすへし本人の職業は如何又商業に失敗せしとなきや否や若し失敗せしときは其原因負債の金額及ひ辨償の方法如何而して債主より負債の義務を免かれたるとを示さゝるへからす若し又負債したるとき裁判所にて如何なる判決を附せられたるや又負債なしとせは會員自己の資金を以て入會費弁に諸費用を支拂ふや身躰の健康は如何其生命保險は如何若し保險なしとせは何故に保險せさるや又如何なる職業をなせしや獨り之を營みしや共同して之を營みしや等の質問に對し一々辨明せさるへからす右諸項答辯と筆記謄寫して本人に渡し本人其確實なるとを承諾するときは自ら之を朗讀せしむ若し其答辯故らに虛言を以て詐僞を述へたると發見したる場合には入會不合格者とす若し又入會後發見したる場合には會員たるの資格を失ふものとす入會を許されたるときは一千弗の入會料を納むるものとす

仲買人の權利義務　倫敦株式取引所も紐育株式取引所も其組織に至りては同一にして法律上に認むる會社則ち法人にもあらす又組合商業にもあらす會員組織なる一種の團躰にして其會員の權利義務に至りては兩所其趣を異にするとなし株式取引所はもと會員の所得より利益を受くるにあらす其所有に屬する資産は入會料入場料過料金醵金等の諸收入より成るものなり

習慣法に據れは株式取引所の動産は其會員全數の所有にして恰も組合商社の動産は組合員全數の所有なるか如し然れとも組合員か組合商社に於る關係と異にして株式取引所の會員は取引所資産の勘定を要求し又其配分を要求するの權あることなし唯會員たるの間取引所の資産より生する利益を享受するの權利あるのみ故に會員退所するときは取引所に屬する資産は取引所に遺存し退會する會員に相當の分配を與ふるとなし必竟株式取引所なる團躰は利益の爲に組織したるにあらすして唯取引上便利の爲に集合したるに過きされはなり而して取引所の資産を有するは唯偶然の結果にして資産を有するとは初より取引所の目的にあらざるなり若し取引所にして解散するとあるときは取引所の資産中より取引所の負債を引去り其殘額を現在の會員數に平分したる一部は現會員の資産に歸するなり此くの如き資産に關する權利は唯解散の時に有すへきものにして取引所の繼續する間は獨り退所するとも斯る權利を得るとなきなり故に何人と雖も株式取引所の會員に票撰せられたるものは直に會員の資格を得るなり紐育取引所成規第十三款に據れは會員資格は賣買讓與し得るなり然れとも讓受人は加入委員三分の二の同意を得さるへからす是も亦組合商社と異なるの點にして組合員の一員にして引退するときは其結果は組合の解散となるなり然れとも株式取引所に於て會員資格の賣買讓與は組織上に於て變更を來すことなし唯讓渡人は會員たるの資格を失ふに止まり讓受人は之に代りて取引所の一員となりて會員たる便宜一切を享受し得るなり會員若し死亡するときは加入委員に於て跡式の賣渡をなして他の會員との關係を結了し剩餘あるときは死者の遺産管理人に拂渡すなり

株式取引所會員雇人の行爲に付契約上私犯上會員の負ふへき責任は唯會員雇人か取引所規約を遵奉して爲したる行爲と規約との行爲に從て異なり

役員又は雇人か權限内に於て爲したる契約其他の行爲に付きては會員各自に責任を負擔せさるへからす然れとも權限外に關しては設令役員の名義を以て爲したる契約と雖も會員に於て其責を負ふの義務なし

仲買補助員又は代理人　紐育株式取引所にては會員の外一切入場を許さす唯會員の手代にして入場料百弗を拂ふものは立會場の隣室に入り鐵柵を隔てゝ場内の備主と面語通信する

ことを得るのみにして代理人として市場に於て賣買することを許さず

第十一章　市場管理法

當取引所に於て賣買取引立會中市場の整理は一切場長の擔任する處にして市場整理の爲め設けられたる罰則の梗概は次に掲くる處の如し●營業時間中立會の妨害をなすものは拾弗に超えさる罰金を課し或は三十日内營業を停止すると●再ひ犯したるとき除名すると●室内に於て喫煙を禁す若しなすものは五弗の罰金を課すると●取引所の財産を破損したるときは罰金を課す

第十二章　會員資格の賣買方法及ひ其價格

紐育株式取引所會員には定數ありて常に滿員なるか故に新規加入申込人は互に競爭して高價を以て會員資格を賣買し一時は三萬二千五百弗の巨額に達せしか現今は二萬四五千弗を以て賣買せり●取引所會員にして其會員株を讓與せんと欲するときは其讓受人の氏名を加入委員に通知し加入委員三分の二の承諾を得る時は讓與するとを得此讓與の場合には何等の事情あるも株式取引所より本人に係る負債は先取權を有するものとす會員死亡したるときは加入委員は死者の會員株を賣渡すとを得此場合に於ては株式取引所會員より死者に係る要求にして加入委員の承諾したるものは之を拂渡し尚剩餘あるときは遺産管理人に拂渡すなり又會員破約により除名せらるゝ時は加入委員に於て除名者の爲め會員株を賣拂ひ株式取引所會員より本人に係る一切の要求にして加入委員に於て認めたるものは其賣上代金の内より第一に之を拂渡すものとす●因に記す倫敦株式取引所會員には定數なきを以て會員株の賣買なしと雖も倫敦株式取引所建築會社株主は取引所會員に限り其株の賣買も亦會員に限り會員外に賣買するとを許さゝるか故に拂込十二磅の株にして當時は百五十磅内外に賣買せり

第十三章　各種賣買の相場掲出の方法及び連日相場表發刊の方法

紐育株式取引所に於ても昔時は塗板を市場は掛け賣買直段を掲示したるとありと雖とも現時は全く廢せられて更に市場に掲示するものあるを見さるなり●相場表は我東京株式取引所に於ける如く會員外の人にして其印刷營業を爲せり而して該業に從事するものは電信取扱所の傍らに出張し居り賣買直段を聞合せ取引所營業時間の終るを待て直に一片紙に印刷し之を兼て契約する各會員へ配付するものとす

第十四章　役員及ひ其責任權限俸給

紐育株式取引所の役員に關する事項も亦た規則中に詳なりと雖も茲に其要領を摘記すべし同所の役員と稱するもの左の如し●理事委員●頭取●副頭取●出納掛●書記役●場長●副

場長●簿記役

理事委員の職務權限は●取引所處務の方法順序を定むること●常置委員及ひ其他の委員に付したる一切の事項を統轄すること●前項の委員に命令を下し或は其所置に關し之を抑制すること●諸役員及諸雇員をして誠實職務を執行せしむる爲め何時にても充分の保證を出さしむること●反則者及破廉耻者に對する一切の事を審判し且つ之を處罰すること●前項の外取引所管理上一切の權限を有するものなり

退任　頭取の許可を得ずして委員例會に出席せざる事引續き三回に及ぶ時は次回の例席に出席したる理事委員三分の二の投票を以て退任を命ぜらるべし●相當の理由ある時は理事委員三分の二の投票を以て同委員中の一人を退任せしむるを得へし

常置委員　理事委員は左の常置委員を置きて其職務を分任す●整理委員七名　取引の秩序を保つに必要なる諸規則の施行を宰り且つ理事委員の任命したる者を除き一切の雇人の職務及給料を定め兼て取引所全躰を監督すべし

毎週定式會を開き其出席の都度五弗の報酬を受く●加入委員拾五名　新加入幷に再加入會員の申込に係る一切の事務幷に會員株を讓與賣買せんと欲する者ある時は其當否を調査すること

會議の都度五弗の報酬を受く委員長は毎年千五百弗の割合を以て更に其報酬を受くへし●仲裁委員九名　會員間取引上に生ずる一切の請求差縺の件を調査裁定すべし但し會員外の人と雖とも取引所規則を遵守することを誓ふたるものに對しては其會員に對する請求を裁定すべきものとす●該委員の裁定は左の場合を除き終審とすべし●仲裁委員の一人に於て上告を受理したる時又金額二千五百弗以上の件にして裁定後十日以内に理事委員へ上告したる時

報酬は出席都度五弗とす若し委員會引續き二回以上に及ぶ時は拾弗の報酬を受くべし但し委員會長は更に五弗の手當を受くるものとす●手數料委員五名　手數料に關する諸般の規則實施を監視す尚ほ違反するものある時は之を理事委員へ報告すべし●規約委員五名　規則の增補改正に關する事項を宰る●會計委員七名　毎月定式會を開き諸般の計算を檢查すへし而して又毎年一月四月十月第一次理事委員會の都度前三ヶ月間に係る一切の遣拂報告書を差出すべし●報酬は出席の都度五弗とす●分産委員三名　加入委員より毎年其第一次會に於て互撰したるものにして其職務は分産の實況を調査し之を理事委員會に報告するに在り●法律委員五名　取引所に關する法律上の疑問を擔當す●證券委員五名　取引所に於て賣買する諸證券類の當否に關する差縺を裁斷し手形の支拂其他契約請求等に關する疑件

を裁斷すへし●株式登錄委員五名　株式證券類の立會に關する整理及株式證券類の登錄を申込むものある時之を擔任すると㊟無登錄證券委員三名　整理委員證券委員株式登錄委員の中より各一名づゝを出し之を組織したるものにして無登錄證券に關する一切の事務を掌る●酬勞金は理事委員の見込により之を給すべし

常置委員一般に關する職務權限　其委員內に於る處務上の規則を制定すると但し理事委員の承諾を經へし●前三ヶ月間に係る金錢の出納に關し委員長を經由して理事委員へ詳細の報告を爲すべし

頭取の職務權限　取引所全般の利害に注目し一切の處務を監視すると●取引所に於て事を討議するに當て其議長たるへし又兼て理事委員會の會長たるへし●取引所及理事委員の臨時會を召集するの權を有す而して又會員一百名より理事委員拾名より各其臨時會を請求したる時は之を開設すへきものとす●退任　自ら取引所の會員たるとを辭するか若くは其職務を懈怠するに當て理事總委員三分の二の投票を以て退任せしめらるゝことあるへし

副頭取の職務權限　頭取の代理をなすものとす

出納掛の職務權限　會計委員の指圖に隨ひ取引所の出納を管理すべし且つ理事委員の必用とする場合に於て取引所々有金の明細表を示すを以て職務とす而して又兼て惠與資金の保管たるへし

書記役の職務權限　取引所一切の記錄を宰り且つ之を保管すると●取引所に於て株式を賣買する諸會社に於て其株式讓與簿を開閉する都度之を登錄し置き其配當金高及拂渡期日を市場に揭示すると●理事委員及常置委員の書記となり且つ兼て取引所の勘定役たるへし

場長の職務權限　賣買立合の寄付を報し且つ場內の賣買を監督し其秩序を維持するを以て職務とす若し犯則者を認むる時は之に罰金を課するものとす●賣買に干與せず●自ら取引所に於て株式證券類の賣買を爲すべからず

退任　自ら取引所の會員を辭するか若くは其職務を懈怠するに當て出席理事委員三分の二の投票を以て退任せしめらるゝことあるべし

副場長の職務權限　場長不在の時代理す

簿記役の職務權限　會員名簿を備へ置き諸罰金を書留め之を出納役に報告す其他整理委員の命を奉し諸般の職務に從事するものとす

諸役員の俸給　理事委員長無給名譽職（出席の都度一ヶ年千五百弗の割合を以て報酬を受くるものとす）●理事委員同上（出席の都度五弗の報酬を受く）●書記長六千弗●場長七千弗●副場長六千弗●會計長二千五百弗●簿記長三千五百弗●附言頭取副頭取は名譽職にし

て兼て理事委員たるものなり故に委員會に出席する時は其委員長たるものとす

第十五章　役員撰擧法

紐育株式取引所役員撰擧法にも亦會員總會に於て撰擧するものと理事委員會に於て撰擧するものとの二樣あり●理事委員は委員四十名及ひ頭取出納長合せて四十二名より成る而して委員の在職年限は四年にして四十名を四組に分ち毎組十名とし第一組を滿期第二組を三年間在職第三組を二年間在職第四組を新任委員とす而して毎年滿期委員十名を改選す㊟毎年五月第二月曜日（祭日を除く）會員總會を開き委員十名を改選し頭取出納長場長書記長各一名を選擧す

理事委員會第一會に於て副頭取一人を互撰し場長補助簿記掛各一人を委員外の會員より撰擧す●又右の第一會に於て委員の事務分擔調査委員若干名を撰擧す調査委員は規約定むる處の事務分擔定員に據り委員を各課に配當す第二會に至り調査委員の原案に本き事務の分擔を確定委任す規約定むる處の事務分課の定員は左の如し●整理掛七名㊟加入掛十五名㊟仲裁掛九名●手數料掛五名●規約掛五名●分産掛一名（但加入掛より兼接す）●會計掛七名●法律掛五名●公債掛五名●株券登錄掛五名●無登記掛三名㊟但內壹人は整理掛より兼接す、壹人は株券登錄掛より兼接す、壹人は公債掛より兼接す

第十六章　會員又は社員の人員に定限あるの理由

當取引所には會員に定數ありて一千百名を超ゆへからす此定員は一千八百七十九年十一月に定むる處にして其以前は定員あることなかりしなり何故に斯くの如く定員を定めしやを尋ぬれは別に深き理由あるに非す當取引所に於ての賣買取引は千百人の會員にして十分之を辨するに足るか故に若し事務の繁閑に從て會員常に增減するときは整理上非常の困難を感するか故に此の制限を設けしなり然れとも社會の進步と共に株式取引の事務も亦繁盛に赴くへきは自然の理なれは一概に舊慣を墨守すへきにあらす增員の必要を認むるときは規約定むる方法を以て增員を爲すことを得るなり然れとも定員ある取引所に於て會員の增減は利害の係る所最大なるを以て此決議は必ず全會員一致の同意を得さるへからさるとを定めたり

第十七章　紐育株式取引所書記長ヂョーヂ、ダブルユー、イリー氏との質問題目幷答

第一　取引所の創立に付き政府又は州廳との關係

取引所を創立するに就き特許又は許可を受くる爲め之を支配する法律ありや若し之れあらは其名稱を示せよ●（答）州廳の取引所に關する法律なし●若し之を支配する法律なく其性

質全く私立營業會社と同等の者たらは之を組織するの手續例へは創立委員の類を設け之れに如何なる權限を與へ何日を以て其職務を終る等の如き一切の手續を示されんとを乞ふ●(答)紐育株式取引所は私立組織にして元數名の會員集合して設立せしものなり如此一躰を組織するには先つ各會員中より數名の創立委員を撰擧し其委員に於て規約定欵を編纂報告する習慣を以て成立するものなり依て別冊紐育株式取引所規約書一冊を呈すべし就て熟覽あれよ●法律に依りて創立するときは政府又は州廳へ對し創立者より願書の類を差出し又政府或は州廳よりは特許狀を下附するとあるべし都て此等に關する書類の寫を示されんとを乞ふ●(答)必要にあらす●法律に依て創立すると否やとに拘らす取引所か有する處の特權は如何●(答)取引所は別段特權を有せす會員取引便利の爲め市場を備へ會員の賣買取引を整理する爲め規約定欵を設け之を實所せしむるものにして他の商業等に關係するとなし●法律に依りて創立すると否やとに拘らす政府又は州廳に對し取引所か負ふ處の義務(例へは毎日の報告若くは毎年の報告及納稅の類)あらは詳細に示されんとを乞ふ(即ち報告書の種類及答式等)●(答)無し●取引所より商業會議所及商人集會所等へ委員を差遣し置くや此等は取引所より報告を爲すとありや若し之あらは其種類及ひ書式を詳細に示されたし●(答)無し●以上の外取引所創立の際及通常營業上に就き政府及州廳に關する事項あらは詳細に說明せられんとを乞ふ

第二　株金及株主の事

其取引所は株金ありや若し之あらは總株數及ひ一株の金額幾何なるや●(答)無し●株金なき時は素より株主もなき故に如此營業を爲すに家屋地所及器械其他のもの誰人の所有なりや若し別に所有者あらは取引所との關係如何如此組合の間に成立する規約の詳細幷に右所有者の資本金高及ひ其平均の利益割合を敎示せられんとを乞ふ●(答)紐育株式取引所建物會社に於て其建物を所有せり

第三　會員の事

會員たるとを得へき者は獨立して營業する處の一個人に限るか又は組合若くは會員の名義を以てするも社員たるを得るか婦人の代理人未丁度年者の後見人は如何總て會員たるに要する資格と其制限とを詳かに示せ●會員には定限ありや若し之あらは取引所營業の景況に依り之を增減するの手續は如何其詳細を示せ●會員たらんと欲するものは如何なる人の紹介を要し如何なる書類を差出し幾何の入社金を取引所へ納附すか(入社金の外に要する處の費用あらは詳かに其費用を列記せよ)凡て入會に付き會員たらんと欲するものより取引所へ對し盡すへき手續を詳細に示せ●入會を請ふものあるときは取引所は如何なる方法を

以て許可し又は拒絶するか之を許可したる上は其人名を掲示する方法は如何又之れに對し入會許可の證即ち會員たるの證を與ふる歟（若し之あらは其書式を示せよ）凡て取引所より入會請求者に對し盡すへき手續を詳かに示せ●會員退會する時の手續を詳かに示せ●會員死去する時は其相續人は引續き會員として營業するとを得へきか若し此事を許すとせは相續者は如何なる手續を以て取引所に對し盡すか凡て此事に關する手續を詳らかに示せ●（答）右六ケ條の質問は規則第一欵第十二章幷に第十三章に據りて參看すへし●第一欵十二章第二條に對し入會資格手續を千八百八十五年十一月の發兌ハーパース雜誌に於て左の通り揭載ある者は現今履行し居るや

ハーパース雜誌より抜萃

新に株式取引所會員たらんと欲する者は其姓名及ひ之れを撰擧する處の會員の姓名二人を要す並に贊成者二人以上あるを要すの姓名を公示し而て加入委員は撰擧者幷に加入申込人は左の諸項を質問し是を誓はしむ●一　撰擧人は申込人と十二ケ月間以上相識のものなりや●二　撰擧人は申込人の貳萬弗迄の銀行振出小切手を信用し之を領收し得るや●三　申込人は其年齡幾何なるや合衆國民たるや及ひ如何なる商業を爲せしや●四　申込人は曾て破產せしとなかりしや若し之ありしなれは其破產せし原因負債の高辨償の方法債主容赦の有無且又別に負債の爲め訴訟を受けしとなきか若し是あらは如何なる申渡を受けしとありや●五　申込人負債なく自己の資金を以て入會費幷に諸費用を支拂ふへきや●六　申込人の健康は如何生命保險は如何若し之れ無きに於ては其理由如何●七　申込人は爾後如何なる商業を爲さんと欲するや獨立營業を爲すの考へなりや或は組合營業を爲すの考へなりや●右諸項の答辨を筆記し之を朗讀したる後其寫を本人に渡して以て事實を明瞭になさしむ但し此答辨故らに虛言を爲せしとを發見するときは入會不合格者とす若し入會後發露したる場合に於ては會員たるの資格を失ふものとす●（答）然り現に履行し居れり●組合會社（インコホレーション）組合の資格を以て入會し而して組合の名義を用ひす他會員と同樣一個人にして賣買取引を爲すを得るや●（答）爲すとを得はす●第十三章第一條に對し會員にして自己の都合により引續き休業し得るや此事柄に關して別段設けたる規則あらは示されたし●（答）會員は賣買取引を爲すと爲さゝるとに拘らす自己の隨意なり故に規則は無きものなり●第十三章第五條に對し會員にして其會員席を他人へ讓渡すとを爲さす又其價格にも拘らす其會員席を放棄し退會するを得るや●（答）能はす

會員事故なくして（即ち平穩に自己の都合を以て）退會する場合には入會金（シート）（若し之れあらは）は本人に返戻する乎如何●（答）返戻すると無し●會員反則又は違約處分等の爲めに退

會せしめらるゝときは入會金は如何に處置すへき歟(若し通常之を返戻するものとすれは)即ち其事情に依りては之を沒收し若くは直ちに之を損害勘定に振向け直に取引所に於て相手方へ引渡す等の事を爲す歟凡て此の如き塲合に當り其入會金(シート)を處分する手續を示されよ●(答)會員は入會金に對し要求することを得ず規則第一欵第十七章第一條を參看すべし●會員は取引所外に於て他の營業を兼ぬることを得る歟又は他營業の組合人を兼ね若くは雇人と爲ることを許す歟若し取引所の規則に於て此等を禁することありとも實際に於て竊かに之を犯し而して其方法の口實あるか爲めに取引所も之を默許に附することありや如何●(答)規則第二欵第二十四章を參看すべし●同章第二條に對し取引所の會員にして會員外のものと組合を爲せしときは其會員外の組合人も市塲に於て組合の名義を用ひ賣買を爲し得へきや●(答)爲すこと能はす只た會員に限るべし●同條に對し會員と會員と組合を爲すに於ては各々市塲に至り組合の名義を以て賣買を爲し得るや●(答)組合人双方共に取引所の會員なる故に組合の名義を以て賣買することを得べし●同條に對し會員間の組合人組合の名義を以て賣買取引し又各自己の名義を以て取引を爲し得るや●(答)組合を爲したる以上は必す組合を代表するに限るべし●右第四條に對し會員は各地方に支店を設くることを得るや●(答)得べし●會員は仲買人と稱する歟或は仲買人と稱せざるも(若し他の名稱を用ゆるときは其名稱を示せ)其性質は專ら仲買人の事務を取扱ふに限るか如何若し專ら仲買人(假令仲買人と稱せざるも)の事務を取扱ふものとせは仲買人たる一般の通則に從ひ其賣買は他人の委托物に限り且つ塲内の賣買及ひ契約も亦會員必す執行する歟或は之に關し取り除けあるか反して會員たるものは仲買人の性質を帶ひす自己の商賣と他人の依托物とに拘らす都て自己の商賣として執行するか●(答)別に規約なし會員は取引所に於て賣買するのみを許容せらる即ち規則第十一欵第十七章を參看すべし●會員は仲買人たるの性質たると然らさるとに拘らす其本業に就ては取引所外に於て賣買するも差支なきや或は取引所外の賣買を禁することあらば此等は果して實行せらるゝや否や若くは實際に於ては竊に之を犯すものありても其方法の口實あるか爲め取引所も之を默許に附することはなきや如何●(答)規則第二欵第一章第一條を參看すべし●右の條に對し取引所の近傍とは各會員の店を意味するや●(答)公然株式取引所の營業をなす處のみを云ふ●取引所營業時間内近傍に於て爲したる賣買は此のヶ條に從ふものなるや●(答)然り●會員仲買人の性質たると然らさるとに拘らす塲内の賣買に代理人を使用することを得るや若し之を許すとせは其職務權限及ひ取引所より其者を許認する手續を示せ(答)代人(ソブストチユートエゼント)代理人又は手代は當取引所に於ては會員の代理たるを得す●會員取引所内に於て其事務を補助せしむる爲めに手代を使役することを得るか若し之を爲

し得へきものとすれは手代の入場其他に關する規則及手續を示せ●(答)手代は入場するとを得す身分正しき會員のみ市場(フロワー)(フロワーとは此場合に於て取引所全躰を意味す)に於て賣買するを得るものなり●會員多人數なるときは組合の如きもの必要なるへし假令は五人を以て一組と爲し之に一人の組長を置き組合と取引所との間の事務を取扱はしむるの類」右等の設けありや若し之れあらは其目的仕組々長の職權及ひ事務の大要を示せ●(答)規則第二款第二十四章を參看すへし●會員或る事故(假令は反則又は違約等)に依りては其營業を停止又は禁止(禁止の場合には除名即ち退社を命するなるへし)すると有へし是等に付ては如何なる場合に臨み大概禁止を命するや其大要を示せ又停止禁止を命する手續即ち申渡の仕方揭示の方法(或は會員中は特別に報告する仕方あらは夫等も亦た示されたし)入場差止の命令書類總て之れに關する處の手續を詳細に示されたし●(答)第一款第十四章弁に第十七章を見るへし●右十七章第四條に對し會員は株式取引所の外銀行弁に物産取引所等(株式を賣買せさる取引所を云ふ)の營業を爲すとを得るや●(答)然り爲すとを得へし●會員は他會社則ち銀行弁に物産取引所等の如き者の組合人又は雇人たるとを得るや●(答)會員は此の如き諸會社の組合人と爲るとを得然れとも雇人たるとを得す●會員の店及ひ場内にて使用する帳簿及書類に一定の規則ありや若し之れあらは其種類と其使用方に詳明せられんとを乞ふ●(答)答へす●會員には取引所近傍に必す見世を有せしむる規則之れありや●(答)第二款第二十四章を見よ●若し會員の員數に制限あるときは新たに會員たらんと欲する者は他の株(即ち會員たるの資格を云ふ)譲受けされは加入するを得さる事は勿論なり依りて會員の株は取引所營業の景況に從て必す若干の時價あるへし目今何程位の時價なるや其實際を承りたし●(答)當取引所の會員は當時一千百人に限る「第一款第十二章第二條を看よ」會員席當今の價格は凡そ貳萬三千弗位なり尤も此五年間に於ては入會料を除き一萬七千弗より三萬四千弗迄昂低せしとあり●右價格の昂低の原因は會員加入者の多少に因るものなり●ヘンリー、クリユース氏の著述に係るトウェンチー、リートに左の事項あり其眞僞如何●一千八百七十九年以來近年に至る迄は會員の數一千百人なりしか過般決議を遂け一千二百人に增加せり云々●(答)會員は一千百人にして目下減員するの見込なし又增員するには會員の許諾を經理事委員の決議あるに非されは增員すると能はす●注意「萬一增員するとあるも減員するとは決して爲さゝるの意味なり又增員も容易に出來得ざる云々」

第四　役員の事

取引所に於ては如何なる種類の役員ありや其役員の名稱、給料(或は報酬手當等)職務權限及ひ此等を任免する手續(例へは投票を以て撰擧するの類)等を各役名に付て詳かに示せ

●(答)第一欵第二章乃至七章を見よ●頭取副頭取幷に總務委員は報酬金のみを受く其他の役員には俸給を給與す（但し規則を看るべし）給料額は毎年理事委員會に於て之れを定むるものとす●此事は日本取引所後來に於て特に緊要に屬する事柄なるを以て差支なくは毎年役員へ支給する處の給料を示されんとを乞ふ●(答)左に其等の俸給額を列述すべし

書記長（或は支配人）	年俸	六千弗
場長	仝	七千弗
仝補助	仝	六千弗
會計長	仝	二千五百弗
主簿	仝	三千五百弗

第一欵第二章第一條理事委員は頭取會計長幷に四十人の會員より成立する者なれは仝員數は四十二人なりや●(答)然り●頭取副頭取及ひ會計長も會議に臨席したるときには各五弗つゝの酬勞金を受くべきや●(答)然り●第一欵第二章第二條理事委員交代撰擧は毎年何月何日を期して開くや●(答)毎年五月第二の月曜日なり●撰擧幷に投票の手續を示せ●(答)投票箱を市場に置き會員は午前十時より午後二時迄の間各自の投票を投入す然して主簿は一々撰擧被撰擧者の姓名を記錄す●正副頭取は他の委員と同樣各會議の節五弗の報酬を受くべきや●(答)然り●第一欵第三章第三條頭取其他の役員撰擧の方法に就きハーパース雜誌に左の如き事項あり現今も此規則を履行し居るや●頭取、書記長、場長、補助及ひ會計長は毎年五月第二月曜日に於て總て出席會員の撰擧投票を以て撰はるゝ云々●(答)然り尤も補助のみは理事委員の任命する者なり●同第三章第六條副頭取は如何なる手續にて理事委員より撰はるゝや●(答)投票或は口撰（アックレメーション）にて撰擧す●第一欵第五章第一條書記長は取引所會員の內より撰擧するものなるや●(答)然り●取引所役員は株主若しあらは又は會員中より撰擧すべきか或は職務に依りて株主外又は社員外の人よりも任用する事あらは其役名並に之を任用するに付き身元保證金又は引受人等を要するか如き特別なる規定あらは其等を詳かに示せ●(答)規則第一欵第八章に據り熟覽あれよ●役員會議の種類及ひ事務權限會議の手續を示せ●(答)規則第一欵第二章及ひ九章を見よ●右第九章第一條常置委員は各分課を兼務するとを得るや假令は加入委員にして整事委員を兼務する如き●(答)然り●第一欵第九章第一條如何なる方法に於て常置委員は理事委員より撰はるゝや●(答)理事委員は第一の會議に於て指名委員を撰び指名委員は次會に於て常置委員に撰擧せらるべき委員の姓名を提出す●第一欵第九章第一條第一項取引所に雇人の身元保證金を要するとあるや●(答)委員は之を要するの權あれとも未だ之を實施せしとなし●第一欵

第九章第一條第六項會計長は會計委員七人の中一人なりや●(答)然り●取引所の役員は其取引所に於て直接に間接に賣買を禁止するか如き規則ありや其詳細を示せ●(答)規則第一欵第六章を見よ●同章第五條場長は取引所の市場に於て賣買することを禁せらるゝや●(答)然り●場長の外總ての役員は賣買すること差支なきや●(答)差支なし

第五　取引所立合場の事

取引所に於て物品の種類に從ひ部門を分ちて各部に其立合場を設くることありや若し此の如き部門を分ち各部に其立合場を設くるものなれは各部内に於て賣買取引する名稱を示せ●(答)取引所(市場(フロワー))全躰は素より株式賣買の爲め設けたるものなり尤も政府州廳の公債幷に鐵道公債は毎日定期の時間内(公債立會キンイートコール、ルーム)賣買の爲め別に一室を設く名けて公債室(ボンド、ルーム)と云ふ●公債室は二階に於て設けありや●(答)然り●左の如くハーパース雜誌に記載せり●公債を賣買するブロカーエレベートルにて昇降し市場の一隅に集り株式ブロカーと取引を爲す云々●右の事項によれはブロカーとボンド、ブロカーとは相分れて兼業せさるか如し實際ブロカーは双方を營業するを得さるか●(答)兼業することを得然れとも公債ブロカーは自然市場の一隅に相集りて取引を爲すの習慣をなせり

第六　公債、株式、公認登錄の方法

取引所に於て取引する公債株式は如何なる方法手續に依りて取引するか之れに關する手續を詳細に示されんことを乞ふ(假令は或る一種の公債又は株式の取引を新たに開始せんとするには役員中何人か撰定し又何人か之に係る事務を處理し而して政府又は會社に對する掛合の手續及ひ之に關し會員一同の承諾を得る手續等の類なり)●(答)會社の依賴を受けされは登錄することを得す●第一欵第九章第一條第一項桑港株式取引所に於ては鑛山株を登錄するときは初め一千弗を納め而して後は同株券賣買中は毎年百弗つゝを納むへしと云ふ當取引所に於ては如此規則ありや(答)無し當取引所に於ては初め登錄する際に諸公債株券に對し百弗つゝを徵收するのみなり●取引所に於て取引する公債株式の名稱は常に取引所の立會場内へ掲示し置き日日の立會は其名稱の順序に從て執行するや又は立會場内には掲示せす單に之が登錄表を製し日々の立會は此の表に記載する順序に從て執行ふや●(答)ボンド(政府公債)は別紙目錄の順次に從ひ是を立つ●(コール)●株券は立會(コール)なく市場内に於て各種部分を爲し賣買時間中は勝手に賣買を爲し得るなり

第七　定期及直取引期限の事

定期取引の期限は其取引所の規則として何ヶ月若しくは幾日を以て限りとする歟而して賣買の際特別に約束なきときは一般に其期限を以て受渡の期日と見做す歟●(答)規則第二欵

第四章幷に第七章を見よ●若し定期取引の期限の日を數ふるの規則なれは一般に月の末日を以て受渡期日となす歟前例と異にして日を以て數ふる規則なれは其賣買取結の日より起算し約束期日の數の滿つる日を以て受渡期日と爲す歟●(答)第二款第四章を見よ●新規の定期取引を開始するに付き要する處の手續は如何（假令は定期取引の期日を三ケ月と假定する場合には毎月新規なる約束期日の續出するものなれは其新規なる約束期月を開始するに付き會員に對する告示其他に要する處の手續あらは之を示せ新物とは新規月の賣買と云ふ意味なり）●(答)六十日以上の賣買は之を許さす●賣買者双方の都合を以て定期取引の一般の期限に拘らず殊更に期限を取り極め其賣買を約束するも差支なき乎●(答)定期賣買は六十日間以内は勝手たるべし●物品の種類に依りて定期取引の期限を異にするとあらは其區別を詳かに示せ●(答)

●直取引の期限は賣買者の都合を以取極むる者なりや又は一定の規則ありて約束の日より何日以内に受渡を結了せしむる等のことありや而して物品の種類に依り其期限を異にするとありや若又一定の規則ある時は賣買の際殊更に期限の約束を爲さゝる時は必す其期限内に受渡を結了すると見做すものなりや●(答)株券は賣買者双方の都合により改むるに非されは必す其約定に從ひ此受渡を爲さゝるを得す●定期取引と直取引とを問はす賣買双方の都合に依ては約束期限中に於て更に其約束を延はすことを得る歟若し之を得るものとせは取引所に對し如何なる手續を爲す乎●(答)賣買は賣買者の勝手たるへしオフション取引所は破約の塲合を除くの外一切取引上に關係するとなし●現在實行する所の定期及ひ直取引の期限に付ては別に不便の事あらは其理由と之を改正する見込を示せ●(答)否

第八　取引所の取引の價格及取引の數制限の事

取引所に於て取引する公債株券は幾許を以て價格の基數と爲す歟其定期あらは詳細に列擧せよ●(答)額面百弗の歩合とす●公債株式の取式に付き豫め最多數の制限を設け其以下の端數は取引せしめさるの定規ありや若し如此制限あらば各物品に付き委細に列記せよ●(答)規則第二款第二章第二條を見よ●右第二條に依れは株券の賣買高五百弗より少かるべからす然る時は之より少額の賣買を爲すの手段ありや●(答)大概五株を以て最少額とす●若し此の如き制限あらば取引所に於て此制限を言ひ顯はす爲めに使用する言語ありや若しは定期取引直取引双方ともに適用せらるゝか如何●(答)然り●取引所に於ては取引の安全を圖る爲めに一人の會員をして一種の物品に付き一日の賣買高に制限を置く所の規則ありや若し之れあらは賣買の數定規以上に上る時は其趣過したる賣買高に對し即時に證據金を

納付せしめ而して後の取引を許すか此の如き方法あらは之を示せ●(答)なし●定期取引及ひ直取引に拘らす其約束の時に凡そ等の如き未定の言語を用いるとありや若し此の如き言語を用いる例あらは其取引所の規則として受渡の時に於て幾何までの増減は差支なきや●(答)其等の例はなし●定期取引直引に拘らす其約束の時に凡そ等の如き曖昧なる未定の言語を用いさる時は其受渡の際には必す約束丈の數を受渡せしむる乎若し然りとせは其物品の事情に依りて些少の増減ある時は之に係る取引所の規則は如何詳かに示せ●(答)然り●現に其取引品に於て施行する價格基數及ひ取引の數制限の事に付き不便なる廉はなきか若し之れあらは其理由と之を改正するの見込を示せ●(答)無し

第九　立會場の開閉及整理の事

取引所の定まりたる休業日は一ケ年何日なるや●(答)毎日曜日、國祭日(但し一月一日、二月廿二日、七月四日、九月第一月曜日、十一月第一月曜日後第一火曜日、十二月廿五日クリスマス此外土曜日午後は休業するものなり)第二款第一章第二條幷に第二款第十六章を見よ●規則立會の時間は毎日何時なりや又不規則立會の時間は毎日何時なりや又物品の種類に依り立會時間を異にせは此等を詳細に示せ●(答)(第二款第一章)午前十時より午後三時迄引續き株券の賣買を爲すポント賣買は午前十一時より正午十二時三十分迄にして若し公債の立會コールを特別に要求する時は目錄表中より其公債のみを午後二時十五分に立會す●立會時間は一ケ年中日の長短に依り變更するとありや夏冬の如き又營業上の都合に依りては臨時に時間を變更するとありや此等に關する規則を示せ●(答)なし●毎日立會時間を報するに擊柝又は鳴鐘の類を以て報ずるか●(答)(第二款第一章)場長は開閉場を報するガヴベル(槌の如きもの)を以てす且又閉場の時は鳴鐘を用ゆ但しガヴベルは三時十五分前に用ひ鳴鐘は正三時に鳴す●立會場には毎日如何なる報告を掲示する乎其等の種類を詳細に示せ●(答)賣買及ひ價格表等は之を登錄保存するとなく又直段の如きも之を掲示し或は出版するとなし●取引所立會場へは會員の外(代理人及ひ手代を許す規則ならは會員代理人及手代の外)入場するとを許さゝるか若し然る時は此等は何か其資格を證明するものを携帶する乎其等の事を詳細に示されん事を乞ふ●(答)取引所市場は鐵柵を以て圍ひ會員外の人は其外部迄入場するとを得尤入場するには理事委員より發する入場札を所持する者に限る此入場札は理事委員の意見により改正し或は引上ぐる等の職權あり●會員外の人を取引所市場の外部に入場せしむる札料は何なるや此れは一ケ月を限るへきか或は一日を限るへきか或は之より長き期限を以て賣渡すへきや●(答)毎札に付一ケ年百弗つゝ●會員外の人は漫りに入場せしめさるの規定なれは特に他人に見物を許すか如何なる手續に依る

乎●(答)會員外誰人にても正當の手續を經て照會せらるゝか或は會員の證明により入場札を得へし●立會場の取締は如何なる役員を以て之れに充つる乎●(答)取引所の各出入口は取引所の雇人にて取締め外に警察署より特務巡査一名を派出するものなり●立會場の秩序を整ふる爲めに或る制禁の箇條ありや若し之あらは之を犯す者を罰する方法如何●(答)第二款第十八章第十九章を見よ●右第十八章第三條に對し賭事を爲し或は爲さんとする者に對し如何なる處分を爲すや●(答)第一款第十七章第六條を見よ●會員及代理人(若し之れに賣買を許すときは)各自の椅子ありて之に坐して立會中取引を爲す乎如何●(答)特に會員の爲めに設けたる席なし尤も數年前立會コール仕組のみにて公債株券を賣買せし頃は會員の爲めに席シイートを備へしとあり此の仕組は數年前全く廢し現今は營業時間中引續き取引を爲すものにして坐席の設けなきも年來の習慣により會員資格の事をシートと云ふ●コール仕組の賣買は幾年前に廢せしか及ひ其理由を示せ●(答)七八年前に廢す其理由は商業繁多の爲めに大に妨害ありしか爲めなり●立會の節高臺へ出席する役員は誰々なりや而して其役員の掛り事務を詳細に示せ又高臺へ出席する役員の坐席及其使用する所の道具等を詳細に示せ●(答)場長なり(第一款第六章を見よ)ガヴェル(槌を用ゆ)●非常の事變あるか又は甚しき相場の高低あるか或は不穩當の徽集(若し證據金を差入れしむる規則ならは)差支あるものと推測するときは取引所の役員は會員の賣買取引の事を中止し又時としては幾人を限り一時賣買を差止むることを得るとありや若し之あらは其規則及ひ手續を示せ又中止中は轉賣買戻又は解約を爲すことを得るか如何●(答)場長或は頭取は破約の規約に從ひ賣出し買上けを報告する爲め營業時間中何時にても中止せしむることを得

第十　賣買法(立會法)の事

定式立會の時の賣買は定期取引にのみ限る乎又は直取引をも執行ふ乎●(答)何れも賣買すると得●不定式立會の時の賣買は定期取引直取引双方とも執行ふ乎或は直取引に限る乎●(答)何れも執行することを得へし●其取引所の取引直段には何程以下の端數は用ひさると云ふか如き規則ありや(假令は十錢以下の端數を用ひしめす十錢貳十錢三十錢と飛々に相場を立つる類なり)●(答)最少飛直は一分の八分の一(拾貳錢五厘)なり●定式立會に於て定期取引を爲すに付き左の各項を示せ●一　定式立會の時定式取引を爲すには先つ賣人より申出を呼はるゝ法なりや或は此の如く定りたる規則又は習慣は無くして便宜に賣人買人に拘らす其申出を呼はるゝ法なりや●二　其申出を呼はるゝに其言語の用法に付き一定の規則ありや(假令は賣買を欲する時價と數を合せて呼ふか或は直段而已を呼ひ賣へし買ふへしと云ふ類)●三　他の申出に付き買人若しくは賣人は如何なる擧動を以て之と結約した

ることを示すか(假令は申出人に對し手を拍て其承諾を示すか如き類)●四　賣買の結約成る毎に取引所の書記高臺の上に在りて一夕之を賣買帳へ記入するか若し之を記入するならは書記自身に賣買に注意して記入する乎或は立會場監督の類の役員が一々指示して之を記入する乎●五　若し賣買帳へ記入するものとせは之れには何々の廉を記入する乎●六　右の賣買帳へ誤謬を避くる爲めに立會を了りたる後書記之を朗讀し各會員の手扣等と照し合すことありや又此場合に間違あることを發見する時は其人は如何なる手續に依り正誤を請求する乎●各會員間賣買は獨り取引所の賣買帳にのみ記入するに止まり此外に別段賣買證の類を交換する事はこなきや若し賣買證書の類を交換するとあらは其手續證書の用法及ひ證書の雛形を示せ●七　立會中一々の賣買成る毎に出來直段を立會場内へ掲示することありや又出來直段を立會場外へ告知することありや●八　賣人若しくは買人其申出を呼はるゝに當り其相手たらんとする先方の人物に依りては其結約を拒絶するを得るか又一の申出に對し相手たらんと欲するもの二人以上あるときは其申出人は自己の好む所の人と結約することを得るか又一の申出に對し相手たらんとするもの二人以上ある時は自己の都合次第其申出一口の品物を分割して此等と結約することを得る乎●九　賣人若し買人其申出を呼はり其に對し望み入顯はれたるに當り其申出人は其賣買相場の景況等より不利益と思ふ時は是れに申譯丈の一部分を結約し殘金全部の賣買を避くるも差支なき乎即ち是に關する規則あらは詳細に示せ●十　飛置を禁する規則ありや(飛置とは物品今一弗の相場なるに十弗にて賣らんと申出を爲す者あるに時價に關せす十弗の申出人に對し買はんと申出を爲すの類なり)●(答)一　第二款第四章を見よ●二　なし●三　單に賣買者双方の口述を以てす●四　否(記錄せす保存せす)(第一款第七章を見よ)●五　第一款第五章を見よ●六　なし●七　なし但し日々の出來高等を集めたるものを配布するものあり●八　其取引を傍觀したるものゝ選みに委するか或は双方の相談により之を定む(此意味は申出人勝手に爲すことを得れとも若し爭ひ起りし時には傍觀者或は双方相談にて定む)●九　會員は賣買を爲すに際し其高を明示すべし●十　箇樣なる場合には之を許さす●第二款第四章第九條に對しフヒクチョスの賣買は如何なるものゝ意味するや●(答)初めより双方受渡を爲さゝる申合にて賣買したる取引を云ふ●若し不定式立會の時に定期取引を爲す事あらは其總ての手續定式立會の時に仝しきや否や若し異りたる點あらは示せ●(答)然り●總て定期取引を爲すには賣人に於て期限に至り約束の品物を引渡すを得れは宜敷筈に付き必しも結約の當時其品物を所持せざるも(目下遞送中の品物或は遠隔の地に所持したる如き)差支なかるべし或取引所にては其規則に賣買(即ち品物を現在所持せざる賣買)を禁する箇條を載するとありと

云ふ當取引所にても是を禁するの規則ありや若し此規則あらは其規則は果して實際に於て行はれ居るや如何（注意此箇條は取引所の働を知るに極めて肝要なるものに付き取引所に行はるゝ實際を示せ）●(答)必すしも現在所持せさるも差支なし

第十一　證據金の事

定期取引の賣買を取結ひたる上は必す賣買人双方より仝一の割合を以て證據金を差入れしむる規則ありや若し此の如き規則あらは其割合と之を差入れしむる手續を示せよ●(答)第二款第十二章を見よ●或は一般には證據金を要せさる規則にして唯賣買者の一方より其賣買を確實にする爲め請求ある場合に限り双方より證據金を差入れしむるとありや若し此の如き規則あらは示せ●(答)仝上●相場の高低ある場合には賣買方の一方より即ち不足を生したる一方より追證據金を差入れしむる規則ありや若し之あらは其割合と之を差入れしむる手續とを詳かに示せ●(答)仝上●賣買證據金及ひ追證據金の外尚ほ證據金の類あらは其名稱之を要する場合其割合之を差入れしむる手續を示せ●(答)仝上●總て證據金は必す正金を以て取引所に差入れしむるか或は銀行の振出切手の類を用ひて之を差入れしむるも差支なきや若し銀行の振出切手を用ひしむる場合には豫て取引所に於て使用する銀行を制限するとありや若し如斯事あらは其銀行の名稱を示せ●(答)現金或は保證振出小切手「銀行預け金振出小切手」●總ての證據金は直に取引所に差入しめす賣買人をして其金額を銀行に預け入れしめ其預け金手形を取引所へ差入れしむるとありや若し此如き事あらは殊更に其手續を詳に示せ又此事に關し取引所と銀行との間に締結せる約束の個條を示せ●(答)取引所には差入れす是を保管會社（トラストコンパニー）（銀行類似の營業を爲す者なり）と双方差入るなり

第十二　轉賣買戻及ひ之に係る損益金決算の事

取引所にては定期取引に付き其買人又は賣人をして一旦取結ひたる約定品の全部又は一部を其約定期限内に更に他人へ轉賣し若くは他人より買戻すとを得る乎右の轉賣買戻は一々元の相手の承諾を經さるも差支なきや之れに關する事柄を示せ●(答)轉賣買戻のとなし●轉賣買戻の如き取引なき故に右の如き習慣ありや●若し依頼人（客）か品物を所持せずして賣付を仲買へ依頼せし場合には他より借入受渡を爲すの習慣ありや●(答)然り●若し依頼本人か現金所持せすして買付を仲買に依頼せし場合へ仲買は他より借入受渡を爲すの習慣ありや●(答)此の如き依頼者は仲買の資本にて投機をスペキレーション爲し已を利せんと欲するものなれは可成依頼を受けさるべし

第十四　品物受渡手續の事

其株式取引所にて執り行ふ定期取引の受渡に付き左の各項を詳細に示せ●一　受渡前に賣

方買方双方より盡すへき手續あらは詳かに示せ●二　受渡日の時間株式公債の種類に依りて區別あらは列擧せよ●三　受渡の時立合ふへき取引所の役員及其事務●四　受渡は賣買双方共必す本人をして執り行はしむる乎或は代人をして可なるか又其依頼本人ある時は此等の人も立合ふとを許すか●五　賣方より公債株券に添えて引渡す書付類又買方より差出すへき貨幣に付ての規則●引渡に付き登記其外取引所か取扱ふ處の手續を示せ●六　物品の權利を買方へ移す手續則ち記名書替は賣方に於て取扱ふ乎買方に於て取扱ふ乎此等の手續を示せ●(答)一　賣買したる證券を代表する證券を賣方より買方約定期日の午後二時十五分前に渡すへし●二　なし●三　破約の場合の外取引所は此に關係せす●四　然り●五　なし尤も證券の受渡を爲したる時直に保證振出小切手を以て支拂ふへし●六　第二款第六章第九章を見よ●取引所の公債株券定期取引の出來高と轉賣買戻高及ひ受渡高とを比較したる表を示されんとを乞ふ●(答)當取引所は其記錄を保存せす

第十五　賣買上責任の事

取引所の賣買上責任に關する大躰の制度を説明せよ例すれは取引所の社員に於て賣買上非常の變動の爲めに約定期日に至るも物品を引渡すと能はす又之を引取ると能はざる場合に於て相手方に對して其損害を賠償する規則手續尚ほ細言すれは其損害賠償の責任違約人一個人にのみ止まる乎若し違約人一箇に止まるならは其損害高は普通民事上の關係と同じく當人の資産を盡して賠償の責に任せしめ其他の普通の債主に異なりて先取權の如き特別の規則あるや●又は違約人か兼て其賣買に關し差出し置く證據金(若し差入る規則あらは)を相手方へ引渡すに止り其余幾許の損害高之れありとも是は相手方の損失に歸せしむるか都て此規則及ひ手續は且つ之に付き取引所か負擔する義務之を處分する手續を示せ●或は前例と異にして別に賣買の保險者又は保險仲間と云ふの類ありて違約の場合には定約人の證據金(若しあらは)入會金を相手方へ引渡し其余の殘高は此保險負擔者に於て相手方へ引渡し其余の殘高は此保險負擔者に於て相手者へ支辨するが如き制度を採用するとありや若し此の如き制度を採用するならは其規則幷に手續を示せ●要するに其取引所に於て實行する處の賣買上の違約人に關し損害を辨償し賣買上の責任を盡す規則及ひ手續を示せ●(答)第二款第七章第八章第十一章を見よ●賣買上責任の制度に付ては何れの方法を採用するも多少の弊害あるか如し其取引所現在の制度に付き成立つ處の弊害なきや●(答)薄資の仲買と殊に莫大の約定を爲し破産せしとあり尤も此は誠に稀なるものなり●近來起りたる賣買上違約の場合を處したる重なる出來事一二の顛末を示せ●(答)なし

第十六　違約處分の規則及手續幷に罰則の事

賣買に關する證據金の差入を怠りたる者は如何に處分するか且其人に係る現在の賣買約定總高は如何なる終局を付くる乎●(答)證據金を差入れす破約の場合は第一款第十四を見よ●轉賣買戻しに係る損失金又は利益の決算を怠るものは如何に處分せらるゝや且又其人に係る現在の賣買約定總高は如何に其終局を付くるや●(答)第一款第十四章を見よ●同章第六條に對し會員處分を受け加入委員は其席を賣却し各負債主へ分配し猶未定の分あるときは其債主なる會員は之に對し裁判所へ訴へ要求し得へきや●(答)然り●定期取引の定約期日に至り賣人に於て物品の引渡手續を怠りたるか又は買人に於て物品引取の手續を怠りたる時は如何に處分する乎且又其人に係る現在の賣買約定總高は如何樣に其終局を付くるや●(答)第二款第十一章を見よ●直取引の場合に於て賣人物品引渡の手續を怠り又は買人に於て引取の手續を怠りたる時は如何に處分するや●(答)同上●以上の外賣買の違約の場合と之を處分する規則及ひ手續を示せ●(答)なし●取引所に於て實行する諸罰則を列擧して示せ●「假令は口錢の規則及立會場所取締規則に違背したる場合又都て規則變更の場合之を處分する罰則」●(答)第二款第十八章、十九、廿四、廿五章を見よ●會員の行爲にして不正不實の事跡ありて取引所一般の信用を害する乎又は一般の躰面を汚すの實ある時は假令規約其外に明文なしと雖も之を罰するとありや若し之あらは其場合と之を處分する手續とを示せ●(答)第一款第十七章を見よ●賣買上の違約又は規則違反に拘らす其反則に係るものは明文に從ひ必す之を嚴重に處分する乎或は其間に多少の斟酌ありて寬大の處置を施すか都て實際に於て處置の寬嚴を示せ●(答)嚴重に規約を履行し毫も斟酌するとなく過料の如きも規則通り之を課す●違約處分幷に反則者處分規則及ひ手續等改正を要する點ありや

●(答)否

第十七　會員若しくは仲買人と依頼人との間の關係の事

仲買人依頼本人より定期取引に付き賣買又は轉賣買戻の注文を受くる時には如何なる手續を盡すか即ち依頼本人より注文を申込むに付き要する手續會員又は仲買人が之に應して其帳簿に登錄する條件等を示せ●又依頼本人か必す指直を爲して注文する習慣なりや又は相場の成行に從ひ依頼人の見込にて賣買せしむるとも少なからさや等の實際を充分に說明せよ●(答)仲買人は依頼人の注文を行ひ直に之を報す直段は依頼人の指直又は仲買の勝手にて注文を取扱ふべし●定期取引に付ては依頼本人より會員又は仲買人に對し通例何程の證據金を差入れしむるの規則なりや又相場の變動に依り約束直段に高下を生したる時は追證據金を差入れしむるの規則なりや●信用する依頼本人に對しては右の證據金を差入れさるも會員又は仲買人に於て一時立替置き其依頼に應するとありや●若し此の如き實事ありと

せは會員又は仲買人は其都合次第其依頼本人より返還を受くへきとを得るや且つ其立替金の貸借を證明するには如何なる事物を以て證據と爲すか都て依頼本人より差入るゝ證據金の規則及ひ之を取扱ふ實際の有樣を示せ●(答)仲買人は常に證券類の額面に對し凡そ一割位の證據金を申請くる習慣なり●公債株券又は倉庫預り手形の證券類を以て依頼本人より差入す證據金の代用に供するとを許すとせは其規則及ひ是を取扱ふ實際の有樣を示せ●(答)依頼人より仲買へ差入る抵當の高及ひ其性質等は双方の相談に依るのみ●會員(又は仲買人)依頼人の依頼により取引所に於て賣買又は轉賣買戻の事を執行したる時は依頼本人に對し如何なる報告幷に證書類を送附する乎其手續及ひ書類の雛形幷に其方法を示せ●又證據金追證據金等受取證書の雛形及ひ其用法を示せ●(答)報告は毎日又は毎週或は何時にても求に應して之を爲す●會員と依頼本人と賣買上の報告通信を爲す事に付き一般の規則若くは手續あらは之を示せ●(答)第一款第九章第一條第三項を見よ●會員より轉賣買戻の事を執行したる時依頼本人は其損益金を決算する規則若くは手續を充分に示せ●(答)同上●會員より依頼本人に對し立替金證據金の類の返金を請求する時之を拒む乎又は之を怠る時は其已に依頼に應して取扱ひたる賣物又は買物は社員に依て如何に處分せらるゝや●(答)第二款第二章を見よ●會員より依頼本人に對し相場の變動あるか爲め證據金の差入れを請求する場合に於て之を拒む乎又之を怠る時は其既に依頼に應して取扱ひたる賣物又は買物は如何に處分するや●(答)同上●依頼本人に於て約定期日に臨み其手續を怠たるときは會員は如何なる取扱を爲すや此場合に關する規則及ひ手續を示せよ●(答)同上●會員依頼本人の指圖に背き又は其當務を盡さす或は不正の所爲に依りて損失を生したる場合依頼本人は如何なる手續に依りて其損害を救濟するや之に關する規則及手續を示せよ●(答)第一款第九章第一條第三項を見よ●依頼本人其依頼上の件に付き會員の所爲に不實不正の事ありと思量する場合に於て其取調を要求するを得る乎若し之を要求するとを得は其規則及ひ手續を示せ●(答)第一款第十七章第七條を見よ●同章に對し會員外の依頼人にして其仲買行狀不正と認むる時は取引所の處分法によりて是を處分するとを得るや●(答)然り●會員一口の品物に付き一人にて同時に賣方及買方と爲るとを禁する規則ありや(假令は一の仲買にて賣買を全直段にて同時に爲す類)●若し會員に對し此の如き規則が成立ち居れは依頼本人に對しても一口賣買の依頼を受くると能はさるへし此等の規則は如何●(答)然り第二款第四章第二條を見よ●以上の質問は重に定期取引に關する問題なり而して直取引の場合に付き要するケ條は上の例に準して敍示せられんとを乞ふ●(答)第二款第四章を見よ●會員にして依頼本人よりの注文を規則通り市場に持出さす自己の見世限りにて

賣買の取組を爲すとは之れなきや●若し此の如き事實あらは政府か之に對する規則を示せ（答）第二款第一章を見よ●取引所の內外を論せす日々の相場を以て一種の目的物と爲し其當否を以て金錢を取引する如き賭博類似の事は行はるゝとなきや●若し之あらは其仕方幷に其取締方及ひ取引所又は政府か之に對する處置如何なるや●（答）然り第二款第十八章第三條を見よ●依頼本人にも種々の種類あるへし其種類を說明せられんとを乞ふ（假令は眞の品物を目的とする者又投機を目的とするもの、類）●（答）甲乙二種あり甲一種は現品を請取り正金を支拂ひ乙一種は額面の一割位を正金或は抵當にて差入れ此の如くして差金の利益を目的として賣買する者なり

第十八　口錢及賣買上費用の事

會員が依頼人より收受する口錢の定額各物品に付き定期取引直取引を區別して示されんとを乞ふ●（答）第二款第廿五章を見よ●右口錢は轉賣買戻の場合にも新規賣買同樣に收受するや（答）然り●都て口錢は其注文の賣買を取引所にて整了したると同時に收受する乎又は約定期日に至り品物の受渡を約了したる上にて收受する乎又轉賣買戻の場合には其事を結了し決算を爲したる上にて收受する乎●（答）取引を終り而て勘定を決算する時收受するものなり●依頼本人に於て一旦其賣買の注文を爲し中途にて之を取消す場合に於ては其口錢を收受する乎又會員失錯あるにあらすして其依頼事項の實行せられさる場合に於ても其口錢を收受する乎如何●（答）二ながら受けず●口錢の定額は依頼人に對し割引するを禁する規則ありや若し之れあらは示せ又禁する規則ありとも會員此禁を犯す者ありや如何其實景を示せ●（答）規則なし●口錢の外に依頼人より收受する賣買上の費用は大凡何々なりや其費目を示せ此の如き費目あらは預め費用の定額を設け之れに依りて收受する乎其手續を示せ●（答）利足（法律定則は年六朱）●都て口錢の定額を制定するには其割出し根據ありや（例令は其價格基本として區分し其何分を口錢額とする乎）

第十九　一定直段及ひ諸報告幷に諸掲示の事

取引所に於て日々の取引に付き一定直段を定むるとありや若し之を定むるとあらは其種類と是を定むる規則及ひ手續とを詳細に示せ●（答）なし●取引所に於て調製する日報周報月報年報の種類を列擧し其雛形を示されんとを乞ふ又毎日の出來高及ひ商況を新聞に掲載するは如何なる手續に依る乎●（答）報告するとなし

第二十　取引所收入支出の事

取引所の經費は如何なる方法により其豫算を調製し及ひ賦課徵集するか總て經費の收入に關する規則及ひ其手續を詳かに示せ又取引所現在の收入支出の金額を各科目に區別し示さ

れんとを乞ふ●（答）第一款第九章第十八章第五章第四章を見よ●經費決算報告に關する規則手續を示せ●（答）同上●經費支拂に關する規則及手續を示せ●（答）第二款第九章第一條を見よ●取引所に於て會員か執行する處の賣買に付き手數料を徵集し以て取引所の收入とする事はなきや若し之あらは之に關する規則弁に手續を充分に示せ●（答）否●取引所の經費收入支出に關する規則若くは手續を改正するの見込あらは示せ●（答）無し

第廿一　取引所事務整理に關する事

取引所の事務分課及職務章程を詳細に示せ●（答）第一二三四乃至十章を見よ●取引所の事務を處理する爲めに設くる委員の種類其職務其會議法等を詳細に示せ●（答）同上●取引所に於て使用する諸帳簿の名目及ひ其用法を示せ●（答）直段弁に相場の記錄帳なし第一款五章を見よ●取引所の諸帳簿を編纂及ひ保存するに關する規則及手續を示せ●（答）同上●取引所に於て家具弁に備付品の保存に關する規則あらは是を示せ●（答）理事委員に於て取引所の家具等を保管す●取引所に於て品物若くは筆墨紙支給に關する規則あらは示せ●（答）書記長の示命により買ひ求む●取引所に於て役員の等給及其增給に關する規則あらは之を示せ●（答）給料は毎年理事委員に於て之を定む●取引所に於て役員定式又は臨事賞與或は手當に關する規則あらは之を示せ●（答）賞與金なし●取引所の事務整理に關する規則若くは手續等改正の見込あらは之を示せ●（答）改正するの必要なし

第二十二　仲裁の規則及ひ方法の事

取引所の賣買取引に關し紛議を生したる時は仲裁の方法に依りて之れを處分する事ありや若し之れあらは左の各項に依り答を與へられんとを乞ふ●一　取引上に於て起りたる賣買上の紛議は必す取引所の仲裁に依りて裁決するの規則なりや又當人の意見に依りては尋常の裁判所へ訴へ出るも妨けなきや●二　取引所に於て仲裁する事件は會員相互の紛議に止まるか又は會員と依頼本人との紛議も取扱ふ乎●三　仲裁には初審及ひ上告の二種ある乎如何●四　初審及ひ上告の仲裁委員及ひ其書記は如何なる人物に任する乎其撰擧の方法其權限等を說明せよ●五　仲裁委員は事宜に依り顧問員として法律家を招聘し仲裁の席に列せしむるを得るか然るときは原告被告の承諾を得る規則及ひ手續は如何●六　原被告は其仲裁委員其他の人に付き仲裁の結果に不公平を來たす疑ひある時は其人物に對し忌避の申立を爲し之を避くるとを得るや●七　仲裁は其事實の起りたる日より何日以内に請求する規則なりや其初審弁に上告日限の制限あらは之を示せ●八　一旦取引所の初審弁に上告の裁判を受くる事件は再ひ尋常裁判所へ出訴する事を禁する乎●九　取引所に於て初審仲裁を受けたる事件にして之に服せさる時尋常

裁判所へ出訴するとを禁するか如何●十　取引所に於て初審幷に上告の仲裁を開設する手續を示せ●十一　初審幷に上告の仲裁に關し原被を審問する手續及ひ之を判決する手續を示せ●十二　原被告か仲裁を請求するに付き盡すへき手續を示せ●十三　初審幷に上告の仲裁を執り行ふ場所として取引所中別に一室の設けあるや其室内の位置の大概を示せ●十四　初審幷に上告の仲裁に關する費用の割合を示せ右は曲者の負擔する所なる乎●又双方の申立相立ず若くは中途にして双方示談の行き屆きたる時は如何證據人其外に關する費用如何費用は豫算を以て前納せしむるか又判決後徴集するか且つ費用の納附を怠りたる者を處分する規則は如何●(答)第一欵第九章第一條第三項を見よ●一　同上●二　同上●三　同上●四　同上●五　否●六　否●七　期限なし●八　否●九　然り●十　第一欵第九章第一條第三項を見よ●十一　同上●十二　同上●十三　然り●十四　仲裁入費五拾弗外に活版料●仲裁の規則及ひ手續に付き改正を爲すの見込あらは其理由と改正の仕方とを示せ●(答)なし●第一欵第九章第一條第三項に對し取引所の會員間に取引上の要求起りたる時此仲裁委員によらす直に民事裁判所へ出訴するとを得るや●(答)然り●同條同項に對し會員外の人と會員の間に起りたる要求は仲裁委員によらす直に民事裁判所へ訴へ出つるとを得るや●(答)然り●第一欵第九章第一條第三項の内三に對し會員曲者と判決せられ其要求を諾し能はさるか或は承諾せさるときは仲裁委員は其解除狀を取消し要求人へ返付す此の如き場合に於ては會員外の人は之を民事裁判所へ出訴するとを得るや●(答)然り

第二十三　取引所の來歴

取引所の來歴に付き左の各項を示されんとを乞ふ●一　取引所の起原及ひ其創立を要用とせし理由●二　組織の變遷及ひ其理由(假令は昔時は株式組織なりしを中間會員組織に變したるか或は會員の定員を增減したるか又會員の外に仲買人を設けたる等の如き類なり但し株式を廢したるとあらは特に其處分の方法)を詳細に示されんとを乞ふ●三　賣買法の變遷及ひ其理由●(答)當取引所の來歴は一千八百八十五年十一月發免ハーパース、マガジンに詳記せり就て之を見るべし●一　一千七百九十二年に於て駿名の仲買人集合して創立せり●二　一千八百六十九年に於て同樣の取引所と合併し漸次會員增加し當今は千百人の多きに至れり●三　著しき變遷なし

第十八章　紐育ニューストリート三十七番地セー、クー、クレッシー、外に兩人仲買組合の内ミストル、フェリース、への質問

轉賣買員の事　右は株式取引所セクレタリー、イリー氏説明の如く必す品物と金圓との受渡を爲す差金の授受を以て決算するとなし尤も株式は金圓同樣仲買人相互間貸借を爲すと

自由にして若し品物なくして賣を爲す時は他より品物を借り受け受渡を爲し又他より買受て原主に返却する事也●株式取引所中にロールームと稱して品物の貸借を爲す一室あり此に貸さんとする人常に集り居れり品物を借るは素より其時價に當る金圓を渡し品物を取るなり而して約束の時に至れは品物を返し前の金圓を取戻す其利足は無利足にて借り得ることもあり●社外人又たは社員にても此株式を貸し利足を收むるとを專らの營業とする樣なる人物もあり若し品物不足の時はヒラデルヒヤボストン等より品物を持參し一時に數萬弗の利足を納めたる例あり

尤も一つの例外なる場合は仲買中極めて尙等なる人には一寸の利益を得んとて午前に買ひ而して其買物の直段騰貴せざる爲めに午後に至り買直段にて他へ轉賣す此時には其人は元直にて賣るとにて賣り買ひの間の少しの差もなきに付き己に對する前の賣手と後ちに己れより賣り與へたる買手とをして品物の受渡を爲さしめ己れは其間より退き去るとあり●客人品物なくして賣を爲し又たは品物を引取る程の金圓もなくして買を爲す時は無論仲買にて此客人の爲めに心配し賣の時は他より品物を借り受け買ひの時は金圓を借りて受渡を決了するとなり而して客人は其賣買に對し無論證據金を出すことなり仲買は此證據金引當として其客人の（買の時）品物は自己にて管理する權を有して取扱ひをなすとなり物てアクチーブストック（活潑株式）（紐育セントラルの如き事實インヴェストル（獲收する人）の手に歸したる株を除き）即ち直段に狂ひありて投機の道具となるべき株式は大半株式商の間に運轉し居るとなり（因に云ふ紐育セントラールの株はウワレダビルドの一手持なりしが數年前其二千五百萬弗丈をモルガン會社の手を經て賣却せり而て此の高は大抵英人の所有に歸せり故に同會社には英人の株主多し）●仲買金融の方法は時貸（コール、ローン）期限貸（タイム、ローン）の二法あり時貸は翌日迄の借金なり期限貸は即ち期限借にて三日にても六日にても其以上幾日にても約束次第なり右は何れも株式を抵當に出すを以て通例とす時貸期限貸共仲買互に貸借するとあり就中時貸は仲買中にて互に貸借すると多し勿論銀行幷にトラスト會社は之れを專業とす

上町の銀行は割引を以て重なる營業とすれとも下町は就中ウヲルストリート近傍の銀行は時貸（コール）期限貸（タイム）の貸金を重なる營業とするとなり●仲買品物を引取る爲めに一時金融を爲す方法は自己の取引先きの銀行に依頼し振出小切手（チエッキ）の裏書を爲しもらうとなり縱令其取引先の銀行に當日の預け金高十萬弗の外なき場合に二十万弗を要するとあらば餘分の十万弗の振出し小切手（チエッキ）を振出し之れに裏書きを賴み之を以て品物を引取り直に之を抵當とし時貸或は期限貸の借金を爲し其餘分チエッキの拂定を

完結するとなり●此の事を過分保證（オバアセルチフアイング）と云ふ此の過分保證とは國立銀行條例にて禁する故國立銀行にては表立て爲すを得ざれども之を避くるには一方にて其依頼人よりオン　デマンド（要求次第）の手形を取り之に對し右のチエッキ（振出し小切手）を　振出さしめ之に裏書を爲す斯くすれば間違の起りたる時にても其申譯立ちて定例に牴觸するとなしと云へり尤も州立銀行又私立銀行はかゝる手數を用ゆるに及ばずと云へり●右の如く一方には銀行ありて金融便利なり一方には物品の貸借自在なるを以て現物と金圓との受渡しを必す結了するを得るなり

客よりの注文の事　客より注文を爲すには通例差直を爲す事なり然しながら成行注文も隨分少なからす

成行注文多き時は仲買は自己一人の手にて調がたきとき二弗ブローカーと仇名せる小前の仲買を使用す二弗ブローカーは其客の注文を仲買のブローカーへ托する時は其口錢十分の二にして千弗に付き二弗なるを以て此の稱あり客より注文ある時は賣りは赤買ひは黒の注文書を取る（第一甲乙）但し此雛形も各店其式を異にせり●注文に應し買付賣付を了りたる由を（第二）の買付證賣付證を製し客に送る其客人常にマアヂン即ち證據金を預け置き引續き賣買する人なる時は雛形の上部に示す丈の誰より直取引（レギユラルウエイ）又は定則取引（タイム）にて注文を賣買せしとを報告し置き別に店の帳面にて其人の勘定を保ち本人の望次第の時に損益の計算を爲す事なり又其注文の客全く現金取引にて品物を引取る（即ち其株を自己の所有とする爲め）時は其賣買付證の下へ直ちに雛形の如く計算を付し其金圓を請取るとなり

口錢の事　（口錢の　外に客人の　爲めに金員又は株券を借る時は其利足は勿論客の責任なり又た三日以上より長き期限にて買ふ時は之に對し六分の利足を拂ふとなり●株式取引所のリストに登錄する處の株式の口錢（登錄株式は重に鐵道株式なり）は百分の八分一即百弗に付き十二錢五厘なり之は客より仲買の受取る高なり是より以下の口錢にて注文を引受くるとは禁制なり（或は仲買の店にては所有とする株式の賣買には四分の一即ち二十五錢の口錢を取るとあり然れとも投機の賣買には通例八分の一）リストに登錄せざる株式（鑛山株の類）の口錢は其時々の景況に從ひ仲買の見込にて定む大抵百分の八分一より少し無手數料にて取扱ふ事もあり●口錢は賣買共に受取る故に先きに買ひ取りたる品物を其客人再ひ賣渡を爲す時は賣と買と二重に拂ふとなり●客人仲買に對し一旦注文を爲すとも其仲買にて之を賣付又は買付けを爲さゝる間は其注文を取消す時は別段之に付き口錢を請求するとなし

マアヂン即ち證據金の事　仲買か客より預る處の證據金の定額は大抵株券の額面金高（パアヽウワリユウ）の十分の一なり然しながら額面金高は一株百圓の金高にて其相場五十圓内外の株式には二十分の一即ち相場の十分の一の證據金にて取扱ふ又た高低甚たしき株式は十分の一以上を請求するとあり都て證據金のとは其客の信用如何と其株式の景況如何とに依り必らずしも一定せざるなり●無論信用ある客は無證據金にて賣買を取扱ふなり證據金は仲買の見込にて要求す別に定規あるとなし縱令客より千圓の證據金を預り其客の賣買したる株式高低あるが爲めに其客に五百圓の損失ある場合にても仲買は追證據金を要求するなり客より少なし全く千圓を失ふ場合に至り初めて若干の追證據金を要求すると通例なり客より注文ある時は通例證據金を預かるとなり●仲買同士證據金を懸合するとはパニックの場合等非常の時に非ざれは稀なるとなり殆んと二年以來株式の市場にてかゝる例のありしとなし

受渡手續の事（各會社か其株式又たはボンド登錄を依賴するは其株の賣買の區域を廣むるのみならず是を爲すには其ステートメンドを出す故人を安心せしめ且つ株券ボンドの信用を愷にするに利益あり）●都て紐育株式取引所のリストに登錄する會社の株券は最初其會社より株式へ登錄の事を申込み取引所にて其手續を終へ取引所は其申込み書の寫一枚つゝを各社員へ配付す（但し會社よりは株券の雛形を必ず取引所へ出すとなるべし）●會社は此登錄を爲すに付き百弗を取引所へ差出す受渡は雛形の如き株券（第三）の裏面の委任狀の處へ持主の自筆記名（サイン）並に取引所の會員證人として自筆記名すれは此株券流通の性質を帶ひ受渡に差支なきものとなる但し所有主取引所の會員なる時は證人は社外人にても差支なし●所有主並に證人共社外人の場合には會員其株券にイントゥスメント即ち裏書きサインを爲せは之れにて社外人のサインの正しきとの證明となり受渡に差支へなき物となる●右の通り株券裏面の委任狀へ本人並に證人性質となるに付き遠近の地より送付する場合等には其遺失等の患を防く爲めに斯くなさず別紙委任狀（雛形）を添へて取引き爲すとあり此委任狀には公證人の公證を要す而して取引所社員に於て此の委任狀の裏面へ代理人委托の文言を記入する時は（スタンプの如き）又た此の委任狀ヲゴシエーブルの性質と爲る若し此の代理人委任の事を尋常の手續に終へは（雛形第五）書式に依り公證人の公證を要するなり●都て取引所の會員は實際の習慣より各合本會社の上に向ひ公證人を要せず自身の力にて先方を滿足せしむる程の勢力あり之れ株式取引の金融社會に勢力ある一例なり●代理人（ソブスチチユウシヲン）は名前書替（トランスファー）の事務を取扱ふものなり大抵の取引は直に名義書替を爲すとなく委任狀を

付けたる儘にて轉展せしむ●乍然此に一の取除きあり株主に自身責任（バルソナール、ライアヘリチー）即ち責任のある會社の株は（假令無限責任又は株金二倍責任の類鑛山株に多し又セントラールパアシフック鐵道株なども此類なり）賣渡したる時買人より是非書替を要する權利あり乍然此場合にて直に書替せしむると否とは買人の勝手なり●各會社にては取引所會員の自筆記名（シソヲチウル）を熟知せり若し豫め知らざる時は其自筆記名を要求するとあり（都て各會社にては其株主の自筆記名より取引所會員の自筆記名を證據とす）又株券書替の時必すしも新株主の自記署名を帳簿へ控へ置くとなきか如しと云へり（此事疑し猶取調ぶべし）●各會社にて株主總會等を開く時は株主は大抵代人を差出すを常とすれも此場合には會社より其通知書へ添へてプロキシイと云ふ委任狀の用紙を送る（雛形第六）株主は之に代理の事を記入し自ら記名す故に豫め株主の自筆署名を會社へ控へ置かざるも差支なし●不合格の受渡（イレギユラー、デリバリー）は正當なる受渡（グード、デリバリー）の反對にして其品物の性質は正當なるも手續き欠けたる處ありて法式に背きたるなり假令は株券にはデ、スミスとあるを委任狀にはトオマス、スミスと書するか如し此等は規則第二款第八章に依り受渡の日より十日以内に正當の手續きに引戻せは差支なし

受渡違約の事　受渡の場合に臨み渡し方受け方孰れも違約する時は取引所規則第二款第十一章に隨ひ一方の權理者より其事をチェヤマンに申出で規則の下にて結了するを得る然しなからかゝる事は甚た稀にして相當の協議にて和を爲すを常とす私和は其時の事情に從ひ受け方渡し方に係らず一日位の延引を爲すとあり尤も此場合には違約者の方より一日丈の償を取る此れは株式を貸し又は金を貸すと同樣にて決して差金の授受にあらず若し事實受渡の履行出來さる時は無據チェヤマンに托し規則に依り買取るとなり渡し方違約する時は（違約に二通あり事實の破産（インソルヴェンシイ）ト單ニ不受渡（ノンデリヴァリー）との區別あり此には單に不受渡の場合而已を云ふ）受方は規則第二款第十一章第三節に從ひ（雛形第七）の書面をチェヤマンに差出す此れと同時に同樣なる書面一通を製し之を相手に送付す●チェヤマンは右の書面を受取る時は其日の二時二十五分後に於て現金受渡（キヤシ、デリヴァリー）にて其高を市場より買取り受け方へ渡し且つ其書面の裏に買入人新賣人の名前及代價之を買取りたる時間等を記載し之を取引所の書記役へ送付す書記役は其書面を受取りたる後二十四時間内に右のデフヲールト（違約等）の人物右の勘定を其受方に對し決算せしや否やを見定め（勘定とは此より起る損失の差金なり此差金若しある時は之れを受方へ拂ひしやを見定むるなり固より規則にて買ふ時其代價を新賣人へ拂ふは受け方なり）若し之を爲さゝる時は書記役は其人物を以て違約人とし頭取に報告す（規則第

二款第十一章第十節）●違約人たる渡方は受方より（雛形第七）書面を受取る時は又之を自己に對する渡方へ送附し斯くして順次に其本に溯り事實の違約人の處まで廻送す凡そ渡方の違約は書面に記載したる渡方の違約に起るに非らすして其根元の一人より起ると多きに付き斯く書面を廻送するとき起るなり今之を説明すれは

（ろ）の買人　（い）の買人（ろ）の買人（は）の買人

（い）（ろ）（は）（に）

（い）渡すべき品物を持たざる渡人

（ろ）（い）に渡すべき渡人

（は）（ろ）に渡すべき渡人

（に）（は）に渡すべき渡人

（ほ）事實に於て品物を持たざる渡人即ち

即ち（ろ）は（い）より書面を受取る時之れを（は）へ廻送し（は）は又之を（に）へ廻送する事なり（規則第二款第十一章第二節及ひ五節）尤も取引所の受渡し時間は二時十五分にして若し不渡の時は二時三十分前に其書面をチェヤマンに出し一方にては對手送附すると故誠に僅かなる時間内に取扱はざればならぬ事なり去れは一連の關係者の内其書面二時三十分前にても餘り遅く回達せられたる人は場長（チェヤマン）が其品物を現金（キャシ）にて買取りたる後に自己の勝手に之を直取引（レギユラルウェイ）にて賣り其賣より起る損失ある時は自己に對する違約人に對し要償するを得るとなり（第二款第十一章第五節）今之れを前の場合に付き説明すれは（は）が（ろ）より遅く書面を送付されたる時は（は）は其（ろ）に對して其書物（に）に對して買物たるある株式をチェヤマンが（に）（ろ）の關係にてキャシにて買取りたる後（は）は之を直取引（レギユラル）にて他人へ賣り而して此の事より損失ある時は其高を（に）へ對して要求する事なり●場長（チェヤマン）は書面を受取る時は其通知書（カルダー）を與える人即ち書面差出人及ひ通知されたる人（デフォルダー）即ち違約人の名前を市場へ掲示することとなり（規則第二款第十一章第九節）されは書面の回達無くしても之れに付て其關係人は自己の關係の品物に付き場長に通知書を與えし人あるを知るとなり尤も此等の掲示なくして誰か何の株の事に付き場長に申出たりとのことは忽ち市場に分る事なり●都て規則に依り其契約を完結する事は稀なる事なり要するにかゝる書面を作り場長に差出すは對手を嚇かすに過ぎす實際にてはかゝる手段を用ゆる時は大抵對手にて都合を爲し其品物を引渡すとなり之を實行する事は誠に稀なりと云へり●違約人其權利者に對し損失の

差金を拂ふ能はざるか其他都て契約を完結する能はざる事ある時は三十日より少からさる營業停止又たは退社を申付くるとあり(規則第二款第十一章第十一條)●右の如きの手續に付き違約より起る損失又は要償等ある時は結局根元の違約者の負擔に歸するとなり乍然各自の契約に對しては直接の對手責任を負ふこと勿論なり●違約者の爲めに事實損失ある時は其權理者たる仲買は損失せざして之に賣買を托したる客の損失に歸する習慣なり

仲買に公債(ボンド)を取扱ふものと株券を取扱ふものとの區別ある事　仲買人は公債株式雙方とも取扱ふと差支なしと雖とも實際雙方を取扱ふは手廻り兼ぬる故自ら專業とする所而して公債を取扱ふは多くは二弗仲買の營業なり

一紐育取引所の重なる取引は直取引なり(レギユラルウエー)　同取引所重なる取引は直取引なり毎日新聞に記載する相場は皆レギユラルウエー即ち直取引なり其內Cの字を附するは現金取引の相場なり尤も金融逼塞の時は定期受渡(タイム、デリヴアリー)多し通常金融にても現金取引の方幾分か安し無論金融逼塞の場合には現金取引安き事なり乍併株式不足の時は之に反し現金取引の方高き事なり先日(三月十一日)のペンシルヴアニヤリトデング(鐵道株なり)の場合の如し

小數株賣買の事　仲買人は一株にても二株にても客の望み次第賣買す必すしも規則に示したる一口(ワンロット)即ち百株に限るにあらす只た賣買の際特別に其數を指示さるゝ時は百株を取引したる事と解釋する事なり右の次第に付き株式の外に小數の株を取引する店等は別段ある事なし尤も懇意の間柄にて私に取引するは格別なり

新會社にて株券及ひ負債券發行手續の事　新に鐵道會社等設立する場合には其發起人(シンデゲー)たる人收入豫算(プロスペクター)を新聞にて廣告しソブスクライバー(應募者)を募集す而して應募者たらんと欲するものは會社の事務所へ至り募集名簿(ソブスクリブションブック)に記名す右にて相當の株金の募集名簿出來る時は直に株金を募り建築に着手す●右の建築に着手したる上は會社の都合にて負債券を發行す●然る上役員の考にて取引所へ相談し其株券及負債券の登錄を請ひ賣買を開初せしむ●負債券を發行するには財産を其抵當として記載し且つ利足の割合等をも定め其事柄を廣告す

株式は通例百弗の券面額とすれとも五十弗株も少からすペンシルヴアニヤ鐵道株は現に五十弗の株なり●ボンドは通例千弗百弗の券面額とす(負債券)●ボンドの利足は毎半期に支拂ふを通例とす●ボンドは利足を付したると附せざるとあり●ボンドの相場は年限の長き程通例直段宜しき方なり●ペンシルヴアニヤ鐵道會社支線に屬するあるボンドの相場百弗の券面額にて利足四朱又たは四朱五厘のもの當時百十弗買入位の相場なり●今日信用ある會

社にてボンドを發行する時は五朱の利足にて百弗の額面金額（フェース、ヴァリユー）のボンドは百弗にて賣るを得べし相應の信用ある會社（モデレート）にても五朱利付百弗のボンドは二割迄は割引せすして賣るを得べし●リョグランド及びウェストと云ふ新會社の新債期限五十年金貨支拂ひ四分利付きのもの今日七十弗位の相場なり●ボンドには一種交換（コンヴァテブル）とて持主の望みに應し株券に引替る性質のものあり然れとも是は全躰に就き誠に少數なり●ボンドには地所家屋の質（モーゲーヂ）と同樣第一質第二質の差別あり而して此等には無論其性質抵當の性質を記載せり

一信任會社（トラステイ）の株式の事　信任會社の元來の組織は明分ならず然れとも現在の場合にては新規に製造所の加入あるか又たは新規に製造所を買入れたる時は夫れに對する新株券を發行する事なり●同社の株は取引所に登錄せず●最初の間は株式の仲買より砂糖精製信任會社スタンダート、オイル信任會社等へ對し其財産の考課狀（ステートメンド）を要求したれとも事に托し曾て示さざりし爲め甚た不確にて幾千の株券を發行せるや分明ならす爲めに其株券の賣買も甚た不安心なりしかば近來は是等の信任會社の基礎も定り且つ考課狀を示さゝれば株券の信用に關する事を知りたると見えて双方共其考課狀を株式へ差出したり●砂糖精製信任會社の株券高は確か五千弗と記憶せりスタンダート、オイル信任會社の高は今之を暗記せず●砂糖精製の株は百弗のもの六十八弗位スタンダートオイルの方は百八十弗位の相場なり

一紐育株式取引所にて一時更換仕組（クリアリング、システム）を採用せし事あると　紐育取引所にても現在の如く受渡を各自の店に付き取引するは徒らに手數を要するに付き更換仕組を採用せんとて數名の人員相談を爲しマンハッタン保管會社を通して之を取引く方法を設けたる事あり（一昨年のとなり即ち千八百八十八年）然れとも贊成者少なくして終に行はれざりき其反對の主因はクリアリング、システム即ち交換仕組を用ゆる時は各自賣買の樣子を暴露し其秘密を人に知らしむるの恐ありと云ふに在り

一紐育取引所一ヶ年出金の事　當取引所の社員は毎半期に取引所の入費として二十五弗つゝを出す其外に亡社員の救助として規約に從ひ大凡毎年百弗內外を出金す其外は各自が取引所內の電話機又たは部室を使用する出金にて頗る大額に上る事なり

一株式相場高低の原因　鐵道株の高低は主として會社の收入如何による而して鐵道の收入は農產物の豐凶に依りて多少を生ず故に鐵道株の高低は農產の豐凶と大關係を有し之れを主要の原因と云ふも不可なし去る七十九年より八十年に渉り鐵道株非常に騰貴せり是れ米國は非常に豐年なりしに歐洲諸國は不作なりしが爲めに米國農產の輸出甚た盛なりしに原因

せり●英吉利ロンドン株式の相場と當取引所の相場とは互に平均を爲し少しにても不平均あるときは直に一方に賣りを懸け一方に買を懸ける人ある故に自ら平均す●都て米國の鐵道株の相場の本元は紐育取引所なり此相場を見當として倫動は勿論米國中他の取引所にても懸け引を爲す也●株式の取引は紐育に次てボストン其次フヒルデルヒヤなり然れとも當地の十二分の一又たは五十分の一位の賣買高なるべし勿論金融の摸樣は株式市場に關係を有するとなり英國銀行の利子の高低抔も頗る關係を有せり

一英米兩國仲買關係の事　英人にて紐育株式取引所へ關係するものは多くは英國より當地へ置く處の銀行の支店等なり其中モルガン商會は重なるものなり當地の仲買にて倫敦へ支店を置くものも少しくあり併しながら誠に僅々なり

第七編　白耳義比律悉（ベルギー・ブルッセル）のブールス

第一章　比律悉商業取引所規則

ブルッセル市會は千八百六十七年十二月三十一日法令六十三條を改正したる千八百八十三年六月十一日發行の法律及ひ千八百八十三年七月二十五日の勅令に從ひ總て商業取引所に關する所の事を新令と合同せしむるの必要を感し左の規則を定めたるなりと云ふ規則左の如し

第一　ブールス場内の分畫

第一條　ブールス建物の本躰は商法第六十一條に記載せられたる如く商人船長仲買商人及ひ爲替商人の公けなる集會の爲めに用ひらるゝものとす●取引所開閉の時間は市廳之を定む

第二條　建物場内は次の如くに之を分割す●南側は公債及ひ其他の財政上の證書賣買に使用す●北側は穀物、種子、油類、鑛物及ひ其他の商品の賣買に使用す

第三條　ミヂイ町の側及ひ之に續きたる下階に一の休飲食所を設く●但し此設置の方法は其筋にて之を定む

第四條　階下の一室及ひアンスパシブルバーに對する下階の一室は電信事務の爲め工部省

の用に歸す

第五條　下部の一室及ひ楷上の一室及ひアンスパシブルバーに對する二階の一室はブールス使丁の止宿所に充つ

第六條　委員會は貸料を取りてブールス建物の他の部分を一部又は全躰に貸付くる事を得る

第二　ブールス委員

第七條　千八百六十七年十二月三十日發行の法令六十三條の千八百八十三年六月十一日の修正法例に由り組立てられたる委員は其數九人とす毎年一月以内に其委員内に於て一人の頭取一人の副頭取一人の書記及ひ一會計役を撰ふ此等の役員は之を再撰するも妨けなし●委員は出席數過半に非されは其決議無効のものとす

第八條　委員は毎年三分の一つゝ交代すへし而して此第一交代は千八百八十三年十二月三十一日を以てす●之れか爲めには抽籤の法を以てす可し而して十二月三十一日には第三名の委員の任期終るものとす商業裁判所調製の撰擧人名錄及ひ仲買商人調製の撰擧人名錄は十二月一日以前に市參事會へ差出すものとす

第九條　委員は公債取引及ひ其他のブールスの事務を理事す而して又内部取締規則を發行すへし

第三　ブールスの管理

第十條　ブールスは毎日祭日を除き十二時三十分に開き午後正三時に之を閉つ

第十一條　公債及其他物品賣買の爲めに供へられたる室内の圍ひ部分は市廳の所定に從ひパルケー、銀行者集會場、決算集會場の三つに分の

第十二條　パルケー及ひ決算集會場には市廳へ仲買人としての市稅を納濟の仲買商人及ひ其代理人幷に委員局發出の入場券を持參する雇人の外は入るを許さす

第十三條　左記の人々にはパルケー及ひ決算集會場に入場し及ひ是より生する所の相場公定の權利を一日乃至一ケ月間停止すへし其重きものは委員之を無限に禁止するを得●(い)不正の相場又は空物賣買の相場をなしたる證據あるもの●(ろ)約束を果さゝりしもの●(は)刑事及ひ民事上の犯罪に係りしもの及ひ秩序を亂す成行あるもの

第十四條　前條第一項に記載せる事を犯したりしものには其初犯には多くとも十五日間の停止を申付くへし相場公定權の無限停止は二ケ年内に再犯となりしものに宣告するを得

第十五條　第十三條及十四條に示されたる懲罰は委員の三分の二出席し及ひ三分の二の多數同意あるに非されは之を宣告するを得す●犯罪人は常に委員會開會前少くも二十四時

間前に郵便局に差出すへき書留を以て通知せらるへきものとす

第十六條　銀行家資本家及ひ商人集會室は市廳へ書面願出の上規則上の許可を得たる處のものゝ外入るを禁す●此許可は之を停止するを得るものとす●此許可は市廳會計課へ毎年百フランクの前金を仕拂ふに非されは得す

第十七條　一時より二時十五分の間に仲買商人は委員局所定の書式に由り此時間中其媒介に由て行はれたる現金取引の公債株式の相場を書立てしむるを得●習慣上の取引に非すして委員の特別に限定せさる所の公債株式は左に掲くる高より少きに於ては其相場立を許さす●(い)一枚の額面金高千フランより少なきものには十株或は十枚●(ろ)一枚の額面金高少くも千フランには五株又は五枚●乍併少くも取引高五千フラン以上に渉る所の公債株式相場は之を公定相場中に入るゝを得

第十八條　一時より二時十分に至る間に仲買人は委員の示定せる方法に由り己か買はんと欲する又は賣らんと欲する相場を記定して差出すを得へし此相場は公定表に記載せらるへし但し其需用と供給の高は前條に掲けたる高以上たるへく乍併最も高き相場に勝りたる或は最も低き相場よりも劣りたる供給及ひ需用に關せさるへし

第十九條　委員局は順番を以て十五日毎に委員一人を任定し毎日午後二時十五分に左の事務を行はしむ●(い)一　立てられた相場の檢查●(ろ)一　申立てられさる相場公定（若し之あらは）●(は)一　誤りあると見ゆる相場を棄却する事及ひ實際賣買はせす共供給及ひ需用に止まりてある申込みの相場公定●此等の事務を終るや否や相場は公に之を揭示さる可し●此揭示に對して申出をせんとするものは二時四十五分前にすへし●パルクー開場中に立てられたる相場は先つ委員に通知をなし委員之を取消すか又は保持すへきかを保證認定したる後にあらされは之を取消すへからす●相場公定に關する凡ての紛議は凡て此全權委員に決定せしむへし●乍併若し其決定に不服なるときは關係者は委員局に訴へ出る事を得

第四　相場立に公債株式を持入れる事

第二十條　相場公定に公債株式を持込む所の請求は委員局宛書面を以てすへし●此請求には發行額面の見本一葉、發行價額の割合及ひ若しベルジアム國の公債株式ならはブルッセルに於て利札を仕拂ふへき商家の名等を添ゆるものとす●此公債株式若し外國のものならは其公債株式は其國のブールスに於て相場立を許され及ひ其れに關する契約の規則正しき事を證明したるに非されは持込を許されさるへし若し又株式債券にして會社より發行のものならは其相場立の請求書に其會社の定款幷に最後の會社勘定書を添ゆるを要

す

第二十一條　請求者は又委員局か必要と認めたるに於ては一切の他の書類を差出さゝるへからす

第二十二條　規則正しき相場立ての請求に差出されたる公債株式の名目は許可前少くも八日間之を掲示廣告す而して此時限間書面にて差出される凡ての注意請求あらは委員之を受くへし此期限を經るに故障あらされは持込は確然許可せらるゝものとす

第二十三條　資本金百萬フランク以下の會社株券幷に其會社發行の債券は相場立に入るゝ事を許可せす

第二十四條　相場立に入るを許されたる以上は會社は毎年其總集會の結果を委員局に報知し及ひ消還されへき額面の當闇表二百五十枚を委員局に差出すの義務あり●此當闇表には從前當闇して未た消還のために差出されざる額面番號の全躰を記載するを要す

第二十五條　利札には常に其利期印刷記入しあらさるへからす

第二十六條　委員局は出席委員三分の二の多數を以て前條掲くる規定に從はさる公債株式幷に賣買なくして全く取引場内に現はれさる或はバルケーに於ての取引が公益に反するが如き公債或は株式を相場立てより排除する事を得へし

第二十七條　本章は勅令にて嘉認せられたる法案に由て發行する公債株式には適用せさるものとす乍併若し此公債株式にして當籤消還のものたるときは二百五十枚の當籤表を規則正しく委員局に送らさるに於ては委員局はそれを相場立てより排除するを得

第五　雜則

第二十八條　現金取引は其賣買約定の翌日之を決算するものとす但此翌日が祭日に當るか或はブールスか閉場されるときは此限にあらす●勘定は翌日之を結算すと雖とも額面其ものゝ受授は賣買約束に引續く二日目のブールス開場日に之を果たすものとす●此時限を過きては別段の約束なきに於ては取引は内部取締規則の所定に從ひ完結するものとす

第二十九條　委員局は殊に集會協議の上双方の目前に於て總て相場立てに就てブールス内に起る所の紛議を裁定宣告すへし

第三十條　毎年委員局は左の時日に從ひ左の事實を市廳に送呈すへし●(い)八月一日前に次年の歳入及ひ歳出豫算書●(ろ)五月一日前に前年の歳出歳入決算書

第三十一條　千八百七十四年五月四日發行千八百七十六年五月八日修正の規則は以後之を廢す

附記

第三十二條　ブールスの委員局は當時十五名の委員を以て成立つと雖とも之を本規則七條に掲くる數に減却せんか爲め毎年新任交代の度毎に此減却を行ふへし即ち當分の內毎年三人を退職せしめ之か代りに一名をのみ新入せしむへし第一着の新任交代は千八百八十三年十二月三十一日を以て之をすへし

千八百八十三年十一月二十六日の決議に於て之を決定す

市會議員

ブール

書記

ドエルシヤーヘル

第二章　內部取締規則

千八百八十三年十一月二十六日發行市令第九條に從ひて所定、千八百八十五年仲買人總集會に於て全躰一致せられ、同年六月十日より實行せるものなり

第一　パルクー入場の事

第一條　パルクーは祭日及ひ其他の取除を除き毎日十二時三十分より三時まて之を開き市稅人名簿に掲けたる仲買人及其代理人にして此稅の仕拂を濟まし商業上の義務未濟中に非す刑事或は民事上の犯罪にて裁判所に出てたることなく又はブールス委員局の裁定中にあらさるものゝみ入場するを得

第二條　雖然仲買人及ひ其代理人は入場前十五日間其姓名及宿所の掲示を經而してブールスの委員局又は其總代委員の書面上の許可を經たる後に非されはパルクーに入場を許さるものとす●仲買人及其代理人は丁年以上たるへく又は丁年以下と雖とも民事上の次第を經て法律上丁年視されたるものに限るへし

第三條　パルクーに入場を許されたる仲買人及其代理人の姓名表は日毎に之を記入し其場內に掲示されるへし此姓名表の一枚は毎年一月中に各仲買人に渡し與へらるゝへし

第四條　パルクー入場は凡て此他の人には嚴禁せらるゝへし

第五條　パルクー入場は又市令に從ひ同令第十三第十四の兩條に記載せる處罰を經たる仲買人又は代理人に許されさるへし

第六條　代理人は仲買人其者の代理者たるに付きパルクー於て起る凡ての責任は仲買人自から之に當るへくパルクー除名の宣告を受くへし而して此場合には其代理人も亦雇主と同樣パルクーに入場の權を失ふものとす

第七條　此他又雇主の承諾なく自分の勘定又は他人の勘定にて取引をなしたる代理人及ひ

此等の賣買に大に補助を加へて容易くせしめたる所の仲買人及ひ代理人はパルクー入場の權を失するものとす●又仲買人にして他の仲買人の雇人又は銀行家若しくは銀行の代理人の投機取引を容易くせん爲めに手助をしたるものも同樣たるへし●(附記)其他警察事務及パルクー入場に關しての條項に就ては市令を見よ

第二　公債株式相場立ての事

第八條　相場は小札を以て立つるものとす此小札は買手又は賣手雇人に渡し雇人は之に順番の番號を書き記すものとす

第九條　相場立てにはパルクー内に於て一時より二時十五分迄仲買人及ひ其代理人の間になされたる取引相場の外之に入るへからす●現物取引相場の外公定相場として相場表に掲くへからす●又取引確定價にあらされは相場表に記入すへからす且其高は相場立てに定められたる額面より少かるへからす(市令第十七條を看よ)

第十條　取引者一賣買を平均相場を以て約束するときは双方共相場確定の席に現在すへからす●最高最低有限相場は實地取引せられたる相場として見ることを得す且之を相場表に記するを得す●犯したるものは詐僞の罪を以て處すへし

第十一條　既に立てられたる相場を以て行はれたる取引は若し双方賣買者にして記したる取引の消滅あるよりして此相場取引無効となるを慮るときは同し相場と雖とも又之を相場表に記入すへし

第十二條　相場公定人は全權委員の許可あるにあらされは實地取引相場の順序を代ゆる事を得す

第十三條　閉場を報する打鐘には差出されたる實地取引相場の小札は全權委員之を撿閲したる後に非されは記入を許さす

第十四條　供給相場及ひ需用相場は之に添ゆるに之を立てし仲買人の名を判然と記したるものを添ゆへし此添書なきに於ては之を勘定に入れさるへし

第十五條　需用及ひ供給相場の相場立てに向ても亦實地取引相場の記入の場合と等しき額數を要するものとす●若し數多の仲買商人か相場立てに限られたる高より少なき分を與へ又は受入れの義務なきものとす●供給相場需用相場を立てる所のものは相場立に限られたる高より少き分を與へ又は受入れの義務なきものとす●若し數多の仲買商人か相場立てに限られたる額數の賣手或は買手なるときは需用相場供給相場を立てる所の仲買人は其限られたる分量を賣り又は買ひ能ふか否やを慥かにし能はさるときを除き之を數多の仲買に賣り又は買ふの責任あり

第十六條　市令第十七條に記載せるものより少き額數に付て供給相場需用相場を立てる所

の仲買人は殊に其旨を記載し置くを要す而して此相場は只參考の爲めに用ひられ得るのみにして相場表には現はれさるへし

第十七條　毎百にて相場立てする所の公債株式は五サンチーム の差價を以て之を相場立てす●相場一千フラン以下の他の公債株式は五十サンチーム毎の差價を以て相場立てし一千フラン以上の相場のものは一フラン毎の差を以て相場立てす

第十八條　供給相場幷に需用相場を差示す爲めの表紙は二時十分に之を引退くへし

第十九條　利札の相場は取引高少くも千フラン以上となるものに非されは相場表に記載するを得す●供給相場及需用相場に對しても亦同斷たるへし

第二十條　爲替の相場立ては委員の世話にて之をなすものとす乍併委員は之か爲めに殊に一の仲買人を任命するを得●委員は午後二時に爲替相場を掲示す而して之に付き申條あらは受取らる可し

第二十一條　相場はパルクーの開場中と雖とも全權委員の檢閲を經たる後に非されは之を引退くことを得す

第二十二條　虚僞の相場を立てしと認定せられたる仲買人又は其代理人は委員局の決議を以て是より生する一切の責に任せしむへし

第二十三條　相場立ての權利を剝奪されたる仲買人又は代理人の姓名は公定相場表又は需用相場及供給相場表にも載することを得す

相場立て以後

第二十四條　二時十五分以後に差出されたる相場にして平均相場に變更を來すへきものは相場立てに關したる凡ての賣買人の相場か既に閉濟みの後に非されは之を相場立てに入るゝことを許さす●但し若し仲買の一人か規則上の時間にパルクーを引去りて空席となるときは此限にあらす●之れと等しく若し關係者の一人か規則上の時間中に欠席なるときは相場に關して起る凡ての紛議は其まゝ裁判せらるへし

第二十五條　代理委員は前日立てられたる相場の變改を許すへからす但し其誤りにして明白又は現實なるときは此限にあらす

第二十六條　二時十五分以後は相場立て人は代理委員の許可なきにあらされは相場立てに或る相場を持加へるを得す又二時三十分以後には凡て差出さるへき質疑の請求に答辯する事を禁するものとす

第二十七條　二時四十五分以後は實地取引相場又は供給相場需用相場の上に付て修正其他

の請求を受理せす但し委員局の決議あるに於ては此限にあらす

第二十八條　仲買人は相場立人の圍ひ内に入ることを許さす

第二十九條　左記の時間に於て相場表の一枚はパルクーの圍ひ内に一枚を本室掲示場に掲示す可し●(い)一時三十分に●(ろ)二時二十分に●(は)二時四十五分に●(は)の時間に掲示せらるゝものを以て當日確定の相場表とす

第三　決算室

第三十條　パルクーに入る事を得る仲買人及ひ一定の入場券を携帯する其代理人及ひ其決算人の外決算の爲め設けられたる圍ひ内に入ることを得す●決算人に與ふへき決算室入場券はブールス委員局書記より之を仲買人に授與すへし

第三十一條　此入場券を請求せんとする仲買人はブールス委員局に此入場券を用ゆへき決算人の姓名年齢及ひ宿所を届出を要す●仲買人は又其決算人の身分に於ける凡ての異動を届出て退職せんとする決算人の入場券を返納すへきものとす

第三十二條　決算人は年齢十八才以上のものたるへし決算人は又凡てブールス内の規則に關する事に付きブールス委員局に附屬すへし

第三十三條　決算室に於ては喫烟を禁するものとす

第四　決算の事

第三十四條　決算人は取引を完結せさるときは取引約束の翌日に取引金高を檢査するを要す若し此金高の檢査なく之に關して紛議あらば其責任は賣手之を負擔すへし然れとも若し買手にして取引約束の翌々日に同しく檢査を遂けさるときには賣手の責任は之にて止むものとす金高檢査の時兩者の一方欠席する時は證人を立てゝ之を證明するを要す

第三十五條　賣手は買手に受取るへき金高を指示すへし若し双方一致せさる時は買手は賣手に其誤れる點を指示すへし乍併殊に其金高を示すに及はす而して買手は賣手より修正の書面を受取るへし

第三十六條　仲買人は總て仕拂を受くるにあらされは賣渡すへき額面を授與するに及はす決算人は殊に賣手の承諾あるにあらされは如何なる理由ありとも金高仕拂ひのなき額面を引取ることを得す

第三十七條　記名額面の買手は其額面を發行する會社より發する讓渡承諾書の引渡に對して其金高を仕拂ふものとす

第三十八條　額面は全然の形躰を保持し汚穢なく且つ少しも破損せすして授受さるへし若し此件に關し額面の整頓に關する紛議あらは委員局は此額面は受取らるへきか或は拒絶

し得へきかを裁定すへし●第一の場合に裁定するときは委員局は額面に順番號を書込み及ひ之か爲めに殊に設けられたる一の簿册に其旨を記載すへし關係者は此簿册を閲覽する事を得へし

第三十九條　額面にして一つ又は數多の利札を欠く事あるも又は他の不規則なる有樣を呈するものも若し其發行會社にして額面上に其規則正しき事を記載するときは相場建上流通すへきものとす但し是より紛議の生するときは其終決は委員局之に任すへし

第四十條　未た利期の終らさる前に切り取られたる利札は注意して必要の順序を以て之を再ひ本額面に貼付すへし此の如くせられさる額面は取引上拒絶するを得へし

第四十一條　利札は其期限前に之を額面より切取るを得す

第四十二條　一額面の現狀に關する凡ての請求は（例へは一又は數多の利札の紛失、破損等に對する）授受濟の後ち直ちにブールスに申出つへし

第四十三條　若し相場にして全躰株式と一と切れ株との相違を立てさるときは取引上此二者を同樣に授受するを得

第四十四條　若し一公債又は一株式に於て一臺株及ひ數臺株にて成立つときは賣手は反對の定めあるにあらされは隨意に其一方又は兩方交せて授與する事を得但し取引すへき金高は端數なく授與されん事を要す

第四十五條　既に期限濟みの利札の授受を求むる爲めに相場表中の落ちに對して兎角を云ふ事を得す

第四十六條　市令二十八條二項に記されたる自由を利用し買付け二日後は其後に授受を果さんとする所の買手仲買人は利を合算して相場立てをなさゝる額面には當時の利子を仕拂ひ其他の額面には實際額面高に五分の利子を支拂ふへし

第四十七條　市令第二十八條に揭けたる時限に於て取引を完結せさる所の買人又は賣人は書留郵便を以て翌日一時三十分迄に之を完結せしむるの要求を受くへし此義務實行の報告は又同時に普通郵便を以て單に通知としてブールス委員局書記に送るへし此手紙落手の翌日のブールス委員局集會日に於て委員局は其旨をブールス内に揭示し午後二時より額面の賣又は買戻を公行すへし此實行は約束を果さゝる一方のものゝ危險勘定にてなさるへく其他約束完結までに起りたる費用は約束を果さゝる一方之を負擔す●斯くして賣買せられたる額面は遲くも公賣買實行の翌日ブールスの集會に於てなさゝるへからす而して其時間は一時三十分前とす

第四十八條　此公行は義務を果さゝりし一方の危險勘定に於て爲さるゝものにして委員局

は一切是より生する責に任するものに非す實行を督責したる一方は其義務の終る時迄義務を果さゝる仲買人に對して其權利を保つものとす

第四十九條　市令二十八條に定むる所の時限は爲替取引上の授受には成立つものに非す爲替は取引の當日四時迄に果たすへきものとす若し之れを果さゝるに於て買手は取引を取消すなり又は賣手に別段の斷りも要せす賣手の危險勘定を以て實行することを得

第五十條　前條に示したる權利は拍闔執行の翌日四時までに授受を果さゝる場合には富付き闔公債の買手も之を享有するものとす此場合には買人は賣手に單に取引を取消すか但しは買戻しをなすかの通知を與へて之を實行するを得へし

第五十一條　當闔額面を授受する所の仲買人は關係人か之れか當闔を認識するまて其責に任するものとす此仲買人は當闔額面を普通の額面に引換ゆるものとす乍併關係者は此仲買人に對し拍闔に付ての損害要償を請求する事を得

第五十二條　買入れ以前に故障ある額面の買人は賣手より此代りに他の額面を要求し又は此故障を直に除かしむるを得

第五十三條　過失又は忘却の爲めに仲買人取引上の對手の名を見出さぬときは其旨を書して之を掲示場に公告すへし若し猶ほ其對手不分明なるときは此仲買人は之か取引に次くブールスの日二時に於て額面を再ひ賣り又は買戻すことを得

第五十四條　凡て決算人は一の金銀帳を保持し之に其決算を始めたるときの有金高及ひ決算執行中に仕拂又は受入れたる金高を記入すへし

第五十五條　仲買人は一年內決算表を保持するの責あり

第五　公賣

第五十六條　每月第一火曜日に於てブールスに公賣を開くへし但し此公賣は公定相場表に現はすを得さる公債株式に限り又ブールス委員の世話にて之を開く

第五十七條　委員局は公賣取引の實行又は公賣の事務に從事すへき仲買人或は其雇人等の行ふことあるへき過失に付き一切の責任を負擔せず

第五十八條　委員局は賣買の後ち賣買兩者を一所に集むへし乍併賣込前に賣手の名を一方に通するを得す若し又公賣に出てたる株式額面にして需用人なきときは其後と雖とも之を通すへからす

第五十九條　公然相場立てを許可せられさる公債株式はベルジアム國法律に於て賣買を許可せられさる富付き闔引公債を除き凡て公賣に持出すことを得へし委員局は許可し得さる性質の公債株式を公賣に持出を拒絶するの權あり而して委員局は別段其拒絶の理由を擧

くるに及はす

第六十條　公賣に持込の請求には委員局確定の書式雛形に由り遲くも公賣日前の火曜日迄に之を爲すへし此請求には規則上の雛形に要せらるゝ凡ての要報を記し而して公賣に出さんとする額面の種類を說明記述するを要す委員局は申込人をして殊に額面の雛形を差出さしむる事を得可し

第六十一條　同一なる公債株式の數額面を公賣に出つるときは之を賣拂はんとする付け價高低の順序に由り賣買すへし付け價の限を付せさる額面は第一着に公賣に付せらるへく此限の最も低きものは之に續くへし●乍併若し詐僞を容易くせんか爲に價を限られさる額面か同種類の額面に對して附せられたる價よりも著しき高き相場に引上けらるゝ如き事を代理委員認むるときは前條の限にあらさるへし●若し數額面か各同し付價なるときは其公賣に差出さるへき順序は抽圖を以て定むへし成行付きの額面にして買手を見出さゝるときは同種類の額面は之を公行引退くへし若し又一定の付け價ある額面買手を見出さぬときは之と同價又は是より上の付け價なる凡ての額面は亦公行引退けらるへし

第六十二條　公賣に額面を持込み又は之を買得へきものは只に仲買人のみとす

第六十三條　各公賣の翌日ブールス委員局は買手又は賣手の名、落札の額數、落札代價及ひ賣買手數料を記したる一報告書を買手及ひ賣手に送達すへし

第六十四條　此等賣買に付き立てらるゝ手數料の割合は千分の一とし額面實際代價の上に勘定して賣手之を拂ふへし（拂込未濟高の有無に係せす）但し其高一額面に付き二十五センチームよりは少なかるへからす●若し公債株式賣込前に引退けらるゝときには仲買手數料は賣込みをなされたる如くに亦請求せらるへし●賣込みに差出されたるも入札に落ちさりし公債株式に向ては仲買手數料は毎額面二十五センチームに引退けらるへし但し其總高は差出されたる額面に付き五フラン以下に出つへからす

第六十五條　仲買手數料は賣買の翌日之を拂込勘定すへし

第六十六條　公賣に於ける凡ての取引はブールスに於て行ふ處の普通取引上同し方法に由て管理すへく即ち本規則第三十四條以下に揭くる方法に據るへし

第六十七條　司法當路より公賣を命せられたる凡ての仲買人は公賣の時日確定に關して委員局の書記と談合すへし●委員局の書記は賣手の差出す三枚の揭示表に檢印を捺す可く此揭示は其公賣前少くも仝八日にブールス內に揭示すへし

第六　定期取引

第六十八條　定期取引は只にパルケーに於てする事を許すものとす乍併委員會は何時に限

らす秩序を計らん爲め或は他の原因に付きてパルクーにも之を停止する事を得へし

第六十九條　定期取引を約束したる兩者は取引の條件を記定したる約定書を調製し之に兩者自から又は其總理代人署名して互に取換はすへし若し此約定書の取引なきに於ては之に關して紛議起るあるも委員局は其仲裁を拒絶し得へし

第七十條　凡て定期取引に於て割引の自由が別段記定せられさるときは賣手は依然約定書の實行まて額面の所有者たるへく應募に付き額面に與へられたる特權及ひ拘閣より生する結果等凡て賣手に止るへし

第七十一條　賣込時日後に期滿つる利札は買手に屬すへし買手は賣手に對して取引額面を發行したる會社破產の故を以て其消還を請求し又は是等額面の利子の不仕拂又は此等利子に付ての租稅附課等に付き請求することを得す

第七十二條　委員局は十二月の最初の十五日内に次年に於ける繰越の時日及ひ檢閲日及ひ決算日を確定す

第七十三條　反對の規定あるに非されは掛金の答は繰越日一時半にすへし●掛金付き取引は十五日の時間毎に割引せらるへきものとす

第七　委員局

第七十四條　委員局は出席委員の過半數に由り相場確定又は本規則實行上に關する一切の紛議を裁定す委員局の裁定には不服者の一方故意に其席に欠席すると雖とも之を實行するものとす

第七十五條　委員局はブールス取引に關する凡ての紛議を最後に決定す紛議兩者は又此委員局に仲裁を求むるものとす●此場合に委員局は一切司法上の手續きなしに只に仲裁として決定するものとす

第七十六條　委員局は從前其補助仲裁を謝絶したるか如き仲買人より差出したる凡ての紛議を裁定することを拒絶し得へし

第七十七條　委員局に差出されたる控訴か權利の問題たるや否やを認定すへし此場合には最早委員局の裁定すへき限にあらす裁判所の事務となるを以て紛議仲裁を謝絶する事を得へし

第七十八條　委員局は其中より一の全權代理委員を任命し決算部に總代出席せしむ

第七十九條　委員局の頭取及ひ書記はブールス内の警察及ひブールス事務員を管理す

第八十條　本規則に揭けざる凡ての事件はブールス委員之を協議し可成習慣に從ひ之を裁定すへし

第八十一條　委員局は會議に列席する委員數四分の三以上にして其決議出席員の四分の三以上たるときは本規則を修正することを得

第八十二條　各仲買人は本規則を認識し之に署名するものとす

委員局

頭取　オスカルクラッペ

書記　マルセルポピー

第三章　決算書規則

第一

第一條　下記連名のブルッセルブールス付き仲買商人、銀行家及ひ公債株式世話人は大集會を催し及ひ株式公債の取引決算の輕便及ひ整正を保證せんか爲めに殊に決算局なるものを組織し下條の如く其規則を定む

第二條　結算書は一監督部と一理事部とを以て組成す

第三條　監督部は三名の委員を以て組成す此中二名は決算局加入者の中より撰ひ一名は委員の中より之を撰ひブールス委員局を總代するものとす

第四條　前條加入者より二監督委員の撰擧は加入者總集會に於て之を爲す其期限は二ヶ年とし再撰するを得●毎年監督部の一名は退職するものとす第一着の退職は闈を以て定むへし新任者は先任者の任期の終るまて在職すへし

第五條　ブールス委員局撰定監督員の任期相終りて其席空位となる時は委員は更に之を新任すへし新任者の任期は二ヶ年とし其期終らは委員は又相續者を新任するものとす●退職員は再撰せらるゝことを得

第六條　監督部は毎年自から其部長を撰ふ撰まれたる長は之を決算局長と稱すへし決算局長は加入者の總集會及ひ第三十五條第三十六條に掲けたる集會の首坐たるへし

第七條　監督部は●(い)決算局に差出されたる入局請求を承諾或は拒絶し●(ろ)各決算場に決算事務を監督する爲めに部員の一名を派出し●(は)凡て公益に必要と認むる決議を取るものとす●(に)總集會を招集す

第八條　加入者の中一人不信用の事ある場合には監督部は最も速なる方法を以て關係者に其旨を報知し決算局に由て決する公債株式に均一相場(決算相場)を確定し及ひ之を掲示し其他の證書相場確定に就てはブールス委員局と協議すへきものとす而して此相場も亦

第九條　監督部にて定めたる均一相場は凡ての關係者に之を應用するものとす

第十條　理事部は五名の議員より成立ち加入者の中より之を撰ぶものとす●理事部は要用と認むるに於ては雇人を雇入るゝ事を得へし乍併此任命は最も近き加入者の總集會に於て認諾せらる可きものとす

第十一條　理事委員は五ヶ年間を以て任期とす而して加入者大集會に於て擇擧せらるへし委員は再撰に當るを得●毎年一名の理事員其職を去るへし●第一年の退職は抽籤を以て之を定むへし●何事かの事故あり一理事員其職を止むるときは一ヶ月内に其後任者を定むへし新任者は先任者の任期を充たすものとす

第十二條　理事員は所謂決算事務を處置し又之に關する萬般の事務を司るへし●理事員は其職務實行より起る處の有形の損失を平等に分て負擔すへし但し免れ得さる人爲外の損失は此限にあらす

第十三條　若し斯る場合の生する時は其當日なしたる決算高の割合數に隨ひ加入者損害を辨償する者とす●（此大數は差出さるへき金高又は引取るへき額面の割合を以てすへし）

第十四條　理事員は左の義務あり●（い）任命後直に身元保證金として各〻五千フランクを拂込む事●（ろ）本則第三十條及第三十一條に云はれたるか如く自己の受く可き免許料の三分の一を積金として備へる事●理事員の一人か辭職又は死去等するときは之に代はる處のものは積金として先任者に歸する高と等しき金高を拂込まさる可らす

第十五條　若し身元保證金幷に積金か併せて五萬フランクの高に達したる時は第十四條（ろ）に揭くる積金は之を爲すに及はす

第十六條　前條身元保證金の金高幷に積立金は之をベルジアム國の公債證書、州債證書或は府債證書に直し理事員の合名を以て之を興業會社に預くへし乍併此受取證書には右の證書は決算局加入者に理事部より備へたる保證となる旨を記定し且第三條に揭けたる如く監督部員三名の前以たる書面上の許可あるに非されは此證書の全躰又は部分を引戻し得能はさることを記定すへし●受取證書は此部の長に之を送るへし●預けたる證書の利子は理事員之を共有するものとす

第十七條　假令損失の事あるとも身元保證金には手を付すへからす且つ常に二萬五千フランクの高ならさる可らす

第十八條　監督部員三名及ひ理事部員二名は總會を催し●（い）決算局に於て決算すへき公債株式を指定す尤も少くも加入者の四分の一にして決算局に於て決算する事を請求する所の公債株式は決算局之を承諾せさるへからす（ろ）加入者の中に起る不折合を裁決す●

(は)第二十九條及ひ三十四條に記載せる除名及ひ復權を宣告す

第十九條　決算局員は誓て其職務上加入者の身元に就き秘密を嚴正に保持すへし且つ共同の利を重し凡て決算局の事務を取扱ふへし

第二十條　左の次第を經たるものに非されは決算局に就て決算するとを許さす●(い)監督部に書面を以て請求をなし監督部之を認可する事●(ろ)仲買人銀行家又は公債株式世話人として政府より免許を受けたる趣を證明する事●(は)書面を以て決算局の規則に一致する事を證明する事

第二十一條　凡ての關係者の名を記したる一表を決算局弁にバルクーに掲示すへからす

第二十二條　決算の紙票には關係者の名の外記入すへからす

第二十三條　如何なる紙票たりとも決算局にて定むる書式に從て調製せられざるものは之を許可せす

第二十四條　紙票は精密に檢閲の上に差越金仕拂日翌日午後九時前に之を呈出せさるへからす●若し此翌日にして祭日に當るときは次の日之を呈出するものとす

第二十五條　決算紙票は分明に且つ整然と左の事項を記定するを要す●(い)授受すへき額面●(ろ)仕拂又は受取るへき金高●(は)預け又は引取るへき額面●又は金額の殘高●預

くへき額面には預け人又は其代人の署名したる勘定書を添ゆへし

第二十六條　五十フラン及ひ以下の金高の銀行紙幣は一預け毎にフランを越ゆることを得す●代用貨幣は百フラン以内の小證書の外之を許さす

第二十七條　預込みは決算日と定められたる當日午後三時半と五時の間に之を爲す尤も理事員は非常の塲合に於ては他の時間を定むる事を得此塲合には遲くも檢閲日に之を公告すへし引取の時間は毎決算毎に之を定め室内に掲示すへし

第二十八條　決算紙票の差出が當日午後十時までになされさるときには之と等しく額面及ひ金高の預込か當日午後五時迄にせられさるときには此遲刻は其差出すへき人の義務を果し得さる印しと見做すへし但し差出人にして前以て理事部に其旨を屆出で理事部之を認識したるとき及ひ人爲に免れさる塲合ありと證明せられたるときは此限にあらす之に關係する凡ての加入者は臨時に召喚せられて公益を保持することを勉むるものとす此召喚は理事員の定むる方法を以てす●關係者は直に又其自己の書面を調製し若し之れあらは最初の書面に於ける義務を欠きしものゝ名を以て記入したる箇條取消の一附錄を添へて差出すへし

第二十九條　加入者にして不信用の行ひ著しきものは決算書に付き決するの權利を失ふへ